

平成七年度

坂田城跡総合調査報告書

△史料調査▽

上総井田文書

横芝町教育委員会

序文

東上総の北端に位置する横芝町は、古来、自然の地の利に恵まれた土地柄で、目塚・古墳・城跡など、数多くの歴史的遺産が現存しております。とりわけ、堅固な土塁と空堀に囲まれた坂田城跡は、戦国末期における上総井田氏の居城として知られ、土地の方々は「城山」とよび親しんできました。さらに、城跡西南の斜面林から坂田池畔にかけての一帯の地は、横芝町の中央市街地に近接しており、その緑豊かな自然景観は、地域の人々に潤いと安らぎを与えてきました。

近年の地方史ブームを反映して、町の内外から坂田城跡を探訪する人々も多く、その遺跡は学術的にも高く評価されています。また、城跡内には約三五〇〇本の梅林園地があって、二月末から三月の開花期には、数多くの観梅客で賑わいを見せています。一方では、各種のアンケート調査において、坂田城の復元や梅林公園が提案されるなど、町民各層から高い関心が示されました。さらに、平成五年三月上旬、待望の「ふれあい坂田池公園」が完成、統いて野球場・テニスコート・駐車場などが整備され、近い将来、城山台地をも含めた総合公園が誕生するものと期待されています。

ふるさとの自然・歴史を残す坂田池周辺、特に城山の全体にわたる城郭遺構は、その規模・構造とともに房総地方に類例がなく、横芝町を代表する中世城跡として広く知られています。横芝町教育委員会では、史跡・文化財の保護と活用への視点から、平成六年四月以降、坂田城跡に関する総合調査事業を実施してきました。この総合調査の目的は、坂田城跡を単なる史跡（遺跡）として保存するにとどまらず、来るべき「十一世紀の」「町づくり」を展望して、「豊かな地域文化の拠点」として活用すべく、その歴史的地域資源としての特性を捉えることがあります。調査事業を推進するために、横芝町文化財審議会と協議して、「坂田城跡総合調査団」を編成、「坂田丘陵の自然」「坂田城の遺跡」「井田氏の関係史料」など、分野別の調査を開始しました。その後、「自然」「遺跡」の各分野において、既存の調査成果があることが明らかとなり、調査事業は「史料」の分野のみに限定するに到りました。

「史料」の調査は、町外流出など散佚が懸念される関係史料の確認と保存対策、併せて既存の文献資料の検索と収集作業を企図しました。その結果、

関係史料の調査では、坂田城主の井田氏に関する中世文書、江戸時代に編纂された史伝書など、計七二件を確認・採録しました。一方、文献調査においては、近代以降の地誌・県誌・郡誌、一九七〇——八〇年代を中心とする地方史・市町村史・城郭事典・雑誌論文など、計六一件を検索・採録しました。これらによって、坂田城跡を直接・間接に研究対象とされた方々は、実に三〇余名の多數にのぼることが明らかになりました。この合計一三三件にも及ぶ古文書・文献は、戦国末期における上総井田氏の動向を示す具体的史料であり、さらに『總州山室譜伝記』等に描かれた中世社会の実態を知る上でも、極めて貴重な参考資料となることでしょう。

平成七年五月以降、鉛筆、整理・執筆・編集に努め、ここに『坂田城跡総合調査報告書』として公刊する運びとなりました。このささやかな報告書が、坂田城研究への手引草として、また文化財の保護の上で、多くの方々に活用されることを期待しております。

終りに、史料調査にあたりご指導・ご協力頂きました国立公文書館（内閣文庫）、茨城県牛久市役所（市史編纂室）、千葉県立中央図書館（郷土資料室）、芝山町教育委員会（町史編纂室）をはじめとする諸機関、ならびに史料所蔵者等、関係各位に心から感謝申し上げます。また、長期にわたり調査・編集の作業に専念された、審議会・調査団の方々に厚く御礼を申し上げます。

平成八年三月三十一日

横芝町教育委員会

教育長

越川浩一

例 言

(2) 「諸田記」の図版は、芝山村教育委員会撮影の東京大学史料編纂所所蔵写本・香取井官能鑑写本を使用した。

1 本書は、坂田城跡聯合調査の内、史料調査に関する報告書である。

2 総合調査の対象となった坂田城跡（今葉県道跡コード 058-05）は、横芝町坂田字登城六一番地外に所在する。

3 史料調査期間は、平成六年四月一日（平成七年三月三十日（一回）、平成七年四月一日～同年九月二十日（二回）であった。

4 本書の内容は、史料編・解説編・図版編の三部によつて構成される。

5 史料編は、「井田文書」以下の坂田城主井田氏に関する中世文書、「越州山室譜伝記」（以下「諸田記」と略す）等の史料などを計七点を収録した。

(1) 収録史料は、井田氏関連文書四八点・井田氏関連史料四点によって構成される。

(2) 収録の順序は、発給別・年代順を原則としたが、年次不詳のものは月日順の配列とした。各史料とも表題下の数字は、総目録の整理番号を示した。

(3) 文書の翻刻にあたっては、原本の異字体・変体仮名などは、人名・地名・固有名詞を除いて、原則として正字・当用漢字・平仮名・片仮名に改めた。

(4) 文書の解説にあたっては、遺言・句読点を付したが、写本としての性格上、改行の記号は省略した。

(5) 解説文の発稿者・宛名・年月日は、可能な限り原本どおりとしたが、花押は（花押）と zwar 井田等はその紹介を換して、傍註に印文を示した。

6 解説編の内容は、①学史整理——既存研究の成果と展望、②史料解説——「井田文書」の整理と分析、③考察・総括——「井田文書」と「諸田記」の接点によって構成される。

7 卷末の図版編は、「井田文書」「諸田記」「坂田・小関家文書」の各主要部分を収録した。(1) 「井田文書」の図版は、(株)高橋写真撮影のマイクロ写真「諸田文書」卷五十一、井田文書（内部文庫・和賀安吉）を使用した。

△横芝町教育委員会

教育長 越川 浩一

事務局長 秋鹿 隆（平成七年七月三十一日 異動・転出）

海保英之（平成七年八月一日 異動・転入）

社教事 北田 勝也

△横芝町文化財審議会

委員 伊東達雄（調査団長）

伊藤弘行

林 静男

早川 一夫（平成七年一月三十一日 退任）

伊藤博夫（平成七年三月一日 就任）

宇井 直幹

越川 誠

宇都木 長男

秋山 和夫

伊藤一男（史料調査主任）

8 史料調査の実務は、横芝町文化財審議会の指導のもとに、坂田城跡聯合調査団（団長・

伊東達雄）の史料調査班が相当した。

9 本書の作成は、横芝町教育委員会が主体となり、史料編・解説編・図版編とともに伊藤一男氏が担当、北田勝也氏が補助して編集したものである。

10 本書の刊行における関係者は、次のとおりである。

目 次

序 文
例 言

第一部 上緯井田文書 —— 史料編 ——

I

井田氏家譜文書

(1) 千葉氏関係文書

(1) 千葉勝胤書状写

(2) 千葉勝胤書状写

(3) 千葉昌胤官途状写

(4) 千葉昌胤書状写

(5) 千葉親胤受領状写

(6) 千葉胤富判物写

(7) 千葉胤富書状写

(8) 千葉胤富書状写

(9) 千葉胤富書状写

(10) 千葉胤富書状写

(11) 千葉胤富書状写

(12) 千葉邦胤印判状写

(13) 足利氏関係文書

(1) 足利義明判物写

(2) 足利基頼判物写

(3) 足利晴氏感状写

(4) 北条氏政書状写

(5) 北条氏政書状写

(6) 北条氏政書状写

(7) 北条氏政書状写

(8) 北条氏政書状写

(9) 北条氏政書状写

(10) 北条氏政書状写

(11) 北条氏政書状写

(12) 北条氏政書状写

(13) 北条氏政書状写

(14) 北条氏政書状写

(15) 北条氏政書状写

(16) 北条氏政書状写

(17) 北条氏政書状写

(18) 北条氏政書状写

(19) 北条氏政書状写

(20) 北条氏印判状断簡写

(21) 諸侯關係文書

(1) 原胤清定書写

(2) 高城胤辰書状写

(3) 檜垣秀定書状写

(4) 牛尾胤仲書状写

(5) 遠山直景書状写

(6) 植崎勝信知行充行狀写

(7) 朝久書状写

(8) 勢口書状写

(9) 海岸寺書状写

5 その他

(1) 領知目録写(1)

(2) 領知目録写(2)

(3) 領知目録写(3)

(4) 八日市場頃年貢勘定証文写(1)(2)

(5) 井田氏関連史料

1 諸家文書

(1) 姓未詳常判物写

(2) 椎名康胤書状写

(3) 岡見治広書状

(4) 土岐ト千書状

(5) 小田原一手役之書立(抄)

(6) 北条氏人數観書

(7) 関東八州諸城観書(抄)

(8) 関東八州諸城観書(抄)

2 参考史料

(1) 三谷氏系譜

(2) 古機札写

(3) 三谷殿代々法号

(4) 井田氏女戒名

(5) 北条氏政書状

(6) 千学集記抜粹

(7) 「越州山室譜伝記」抜粹

(8) 「井田系譜」1

(9) 「井田系譜」2

10 伝・徳川斉昭判物
01 02 井田好徳書状
03 04 井田好徳辞世詠
05 06 井田氏位牌1
07 08 井田氏位牌2

13 13 10

16

第二部 坂田城跡総合調査 — 結果編 —

第一章 坂田城跡総合調査の概要

第一節 ふるさとの城下町「坂田」

第二節 注目される歴史的地域資源

第三節 坂田城跡総合調査の実施

1 総合調査の目的

2 調査事業の概要

3 調査成績の実施

(1) 総合調査の実施

(2) 調査成績の公開と活用

(3) 公開施設の検討と提案

3 調査組織の概要

第一章 坂田城史研究の軌跡と文献資料

第二章 文献調査の概況

第一節 既存文献の成果と課題

(1) 「山室譜伝記」の伝承説話

(2) 地誌類に描かれた合戦伝承

(3) 「譜伝記」の翻刻・普及

2 「井田文書」の翻刻・採録

(1) 「井田文書」の翻刻・採録
上巻井田氏の調査・研究

34

33

33

33

33

32

3	坂田城跡の調査・研究・活用	(3) 関連する文献・論文							
(1)	中世城郭事典等への採録								
(2)	遺跡破壊と記録保存								
(3)	地域資源と観光開発								
(4)	自然環境調査の実施								
(5)	関連する文献・論文								
第三章	「井田文書」の整理と分析	5							
第一節	所謂「井田文書」の概要								
1	「井田文書」の伝来と神保家								
2	水戸井田家への「原本」返還								
3	各種「原本」の系統性								
(1)	水戸系原本								
(2)	坂田系原本								
(3)	史料集への翻刻・採録								
第二章	「井田文書」の構成と発給者								
1	文書群の構成と内容								
2	千葉氏発給文書								
3	坂田系原本								
4	足利基頼								
51	50	47	47	46	45	45	45	43	36

4	足利晴氏	(3)			
1	北条氏発給文書				
(1)	北条氏政				
(2)	山角定勝				
(3)	板部間融成				
5	諸氏発給文書				
(1)	原風清				
(2)	高城黒良				
(3)	松垣秀定				
(4)	牛尾風仲				
(5)	遠山直景				
(6)	椎崎勝信				
(7)	朝久△姓未詳				
(8)	勢△姓未詳				
(9)	海岸寺				
第三章	「井田文書」の分析と考察				
1	史料分析と井田氏世系の復元				
(1)	文書受給者の整理・体系化				
(2)	井田氏世系の推定・復元				
2	坂田城以前の井田氏				
(1)	千葉勝胤と井田美濃守				
(2)	椎崎氏に属した井田刑部太輔				
3	大台城から坂田城へ				
(1)	井田友胤の「美濃守」製用				
(2)	各地に出陣した井田平三郎				
(3)	千葉邦胤の「鉄炮停止」				
4	北条氏の「佐倉領」支配と坂田城				
52	54	54	56	57	60

5	(1) 「関東惣無事令」と北条氏分国 (2) 井田胤徳の岡見氏「指南」 (3) 佐倉領の支配と山角定勝 (4) 小田原城への最終勧告 (5) 井田氏の近世的対応と水戸移住	63
1	(1) 小田原城攻防戦と両隸の領主層 (2) 武田信吉に仕官した井田氏 (3) 八日市場領の年貢と井田氏 (4) 水戸領に移り住んだ井田氏 (5) 水戸藩における井田家の人々 (6) 井田好徳の米穀と天狗堂始末	70
2	「譜伝記」の成立と伝来 史伝書への批判と再評価 伝承類の系統と分類	70
3	「譜伝記」の普及と受容 現存「写本」の確認・翻刻 写本・刊本の系統性 写本奥書きと受容層の意識	71
4	「譜伝記」の構成と性格 主体となる合戦伝承・土着伝承 山室氏歴代の概要	74
5	(1) 家臣団の構成 (2) 各種の合戦伝承 (3) 由緒を語る祭紀伝承	77

第三節	(3) 山室氏に由来する神社 3 重要な位置を占める伝承等	80
第一節	1 「譜伝記」と「井田文書」の接点 (1) 看過された歴史的文献 (2) 評論される伝承の体系化 (3) 井田氏に関する記事内容	81
第二節	2 「譜伝記」に描かれた上総井田氏 (1) 戦国土豪を結ぶ婚姻政策 (2) 井田氏の成長と北条氏政 (3) 旧領主層の近世への対応	82
特論	1 戦国井田領の推定・復元 (1) 「譜伝記」と城主の支配村落 (2) 中世文書に見る井田領村々	88
第一節	2 家臣団の形成と軍役 (1) 北条家著到状の発給 (2) 同心衆の所領と「御蔵納」 (3) 軍役の実際と賦課基準 (4) 武者と雜兵の軍装 (5) 武具・武器の検討	92

第一部 上総井田文書
△史料編▽

I 井田氏家藏文書

1 千葉氏關係文書

(4) 千葉昌胤書状写

同名尾張守參上、委者彼口上令仰合候、仍爲目三疋被遣之候、矢造可被申候、此度之行、此方えも可被通候、其口之事、油断被申候、謹言、

七月十六日 昌胤(花押影)

井田刑部太輔殿

(5) 千葉親胤受領状写

天 文
受領

廿四年 雷月十五日

親胤(花押影)

井田美濃守殿

(6) 千葉胤富判物写

写

推名右衛門大夫・三谷小四郎、其外兩人之同名之中、此度馬寄々被渡候之上、於末代不可有御違變候、万一此面々、致無沙汰候者、美濃守同前、口惜之由、可被仰付之質、如件、

(永祿三年)
八月六日

胤富判

井田美濃守殿

(7) 千葉胤富書状写

此度忠信付而、匝瑳面之一跡之事、致無^卷忠人之透被任申狀如件

永祿三年

十二月十六日 胤富(花押影)

井田美濃守殿

(3) 千葉昌胤官途状写

天文
元年
官途
十一月十五日 昌胤(花押影)

井田刑部太輔殿

(8) 千葉胤富書状写

去仕合以來、當地無何事候、心安可存候、將亦氏政于今三疋張降候、被開陳之上、

可納馬候事候、其時分司被仰出候、謹言、

(永保十一年)

五月廿三日

鳳富(花押影)

井田平三郎殿

(9) 千葉鳳富書状写¹¹

今度房¹²在田山地利取立

山國西筋添可懸手拔候

地利不出来以前、

雖被及一行候、遲々之内¹³漸兩日之間、可出來之由候間、不及是非候、然處又

生實近邊¹⁴敵地見掛候間、宿音普請來候者、翌日普請可立事候、至其候者、

一ヶ所さへ當國手詰¹⁵候、况兩城成就候¹⁶、西筋者勿論、過半敵司人手事眼前候

之間、普請未熟之刻、即乘向可付是非候、氏政も加勢之儀、所望候、原十郎昨日以

牛尾申上候、兩地出來候者、何事も不可有所詮候、急速之行¹⁷極之由候、此時然間、

人衆召遣、來五日當地近邊¹⁸へ、必著陳尤候、在例式之様者、是以不可然候、為其急

度被仰出候、謹言、

(元和二年)

鳳富(花押影)

井田平三郎殿

(10) 千葉鳳富書状写¹⁹

急度被仰出候、仍來調儀之事、火急之由、自小田原其断候、因茲國中各²⁰被及御催

促候、然者去年其手之事、一向無人數与云、結羅以下殊外未熟²¹与云、不終是非候、

此度も至于其分者、何事²²或不可有曲候、如此之下以夜繼日、支度專一候、就中鐵炮

衆歩弓箭、各一樣之小旗²³而可召連候、步小旗無之衆者、亦無人數、見得候之間、

此用意又肝要候、既調儀者、盆前歎益後²⁴者、引詰可在之候之条、少も油斷不可然

候、委細者安藤左衛門尉口上²⁵被仰含候、謹言、

(天正三年)

七月三日

鳳富(花押影)

井田平三郎殿

(11) 千葉邦鳳印判状写²⁶

今度敵南郷筋江打出候、不虞之間、是非不被仰出候之處、長崎江人衆指越、依様牀

自身可罷入之由、自此方之名²⁷相断候之由、一段御悦喜候、於此上敵猶相便、至于

打出者、被出御馬、可成一行候之間、兼日得其意、人衆拂而召還、可謂出支度、可

為肝要候、謹言、

六月廿六日

鳳富(花押影)

井田平三郎殿

(12) 千葉邦鳳印判状写²⁸

其地近邊鐵炮停止之由候、尤御心得候了、此上無未熟、尚堅相留可申也、仍所定如

件、

(元和八年)

十二月廿七日

海保丹波守奉之

辰

朱二て
井田刑部太輔殿

(1) 足利義明判物写²⁹

2 足利氏関係文書

(1) 足利義明判物写³⁰

原孫二郎不可顧不忠由、數ヶ度以晝同上候之間、被成御油断候之處、去廿一日夜、

顛色候、此上者推崎相談露色候者、可為神妙候也、

(足利義明)
(花押影)

井田刑部太輔殿

(2) 足利基頼判物写³¹

就御勤座、勝黒所へ被仰出旨候、可然候、加意見候者、可為神妙候、巨細町野路

守被仰合候也、

(文正十五年)

八月十六日

井田美濃守とのへ

(足利義基)
(花押影)

(足利義基)

拾本 大旗長サ一丈五尺持手かぶり物具足
一本 自身之指物 同理

十本 持旗長身十文字之類
廿張 步弓侍 何うつほ可付かふり物具足指

廿六騎 馬上 甲立物金銀之間可付打物勿論二輪定手畫
廿挺 步铁炮侍 かうり物具足さし物なる

四拾本 錢金銀之間何与成共可推一重紙手朱

廿六騎 馬上 甲立物金銀之間可付打物勿論二輪定手畫

廿挺 步铁炮侍 かうり物具足さし物なる

廿騎 自身武者出立何与成共

十人 物主之馬廻之歩者

七人 乘替以下

已上百四拾五人

和田左衛門尉

此著到

貳本 大旗長サ一丈五尺持手かぶり物具足

壹本 自身之指物 同理

一張 步弓侍 何うつほ可付かふり物具足指

二挺 步铁炮侍 長サ一丈五尺

拾本 錢金銀之間何与成共可推一重紙手朱

一本 持旗長身十文字之類

六騎 馬上 甲立物金銀之間可付打物勿論二輪定手畫

壹騎 自身武者出立何与成共

四人 步者 何も皮笠之類かふり物具足さし物なし

已上百拾人

椎名勢兵衛尉

此著到

一本 大旗長サ一丈五尺持手かぶり物具足

壹本 自身之指物 同理

一張 步弓侍 何もうつほ可付かふり物具足さし物なし

今度書上之以让書付候者到

(3) 北条氏政軍役割付書

井田因幡守殿

(文正十五年)

氏政 (花押影)

動有之間、高城も參陣候、番替者有間數候、其方乗勤之間者、可有之候、恐々謹言、

(文正十五年)
八月廿九日 氏政 (花押影)
伊田刑部太輔殿

今度東表及行處、邦周領下知者遣勿論候、晝夜之御辛勞、誠難述筆頭候、隨而現來
之間、一合一擲進候、猪遠山可申候、恐々謹言、

(2) 北条氏政書状写、

此著到

八月十三日 氏政 (花押影)

井田因幡守殿

此著到

壹本 大旗長サ一丈五尺持手かぶり物具足

今度書上之以让書付候者到

二挺 步兵炮かみり物足さし物ではない

一本 錢金銀之間何与成共可推重紙手朱

一本 持續長身十文字之類

六騎 馬上さと間持金銀之間可推又打勝切頭板具足手朱

壹騎 自身武者出立何与成共

四人 步者何も装束類かふり物足さし物

四人 歩者なる長サ一丈二尺

壹本 已上參拾人佐

壹本 大旗長サ一丈五尺持手かふり物具足

一本 自身指物 同理

二張 步弓弓もうつ当付かふり物足さし物

二挺 步兵炮かみり物足さし物しない

五本 錢金銀之間何与成共可推重紙手朱

參騎 馬上自足手足さし物何も可推引領

二本 持續長身十文字之類

三人 步者何も皮笠之類かふり物具足指物しない長サ一丈二尺

已上貳拾人

壹本 此著到 堀内右衛門尉

壹本 大旗長サ一丈五尺持手かふり物具足

一本 自身之指物 同理

一挺 步兵炮かみり物足さし物しない

一本 錢金銀之間何与成共可推重紙手朱

一騎 自身武者出立何与成共

已上六人

此著到 村山伊賀守

壹本 大旗長サ一丈五尺持手かふり物具足

一本 自身之指物 同理

一本 步兵炮かみり物足さし物しない

一本 錢金銀之間何与成共可推重紙手朱

一騎 自身武者出立何与成共

已上六人 井田志摩守

一本 大旗長サ一丈五尺持手かふり物具足

一本 自身之指物 同理

一本 步兵炮かみり物足さし物しない

一本 錢金銀之間何与成共可推重紙手朱

一騎 自身武者出立何与成共

已上六人

此著到 椎名佐渡守

一本 大旗長サ一丈五尺持手かふり物具足

一本 自身之指物 同理

一挺 步兵炮かみり物足さし物しない

一本 錢金銀之間何与成共可推重紙手朱

一騎 自身武者出立何与成共

已上六人

此著到 椎名佐渡守

一本 大旗長サ一丈五尺持手かふり物具足

一本 自身之指物 同理

一挺 步兵炮かみり物足さし物ない

一本 錢金銀之間何与成共可推重紙手朱

一騎 自身武者出立何与成共

已上六人

已上六人

此著到 椎名將左衛門尉

一本 大旗長サ一丈五尺持手かぶり物具足

一本 自身之指物 同理

一本 錦金銀之間何与成共可推二重紙手朱

一騎 自身武者出立何与成共

已上五人

此著到 三谷民部少輔

一本 大旗長サ一丈五尺持手かぶり物具足

一本 自身之指物 同理

一本 錦金銀之間何与成共可推二重紙手朱

一騎 自身武者出立何与成共

已上五人

此著到 椎名帶刀左衛門尉

一本 大旗長サ一丈五尺持手かぶり物具足

一本 自身之指物 同理

一本 錦金銀之間何与成共可推二重紙手朱

一騎 自身武者出立何与成共

已上六人

此著到 推名關書助

一本 大旗長サ一丈五尺持手かぶり物具足

一本 自身之指物 同理

一本 鐵步鉄炮侍 長サ一丈五尺持手かぶり物具足しない

一本 錦金銀之間何与成共可推二重紙手朱

一騎 自身武者出立何与成共

一騎 自身武者出立何与成共

已上六人

此著到 椎名孫兵衛

一本 自身之指物持手かぶり物具足

一本 錦金銀之間何与成共可推二重紙手朱

一騎 自身武者出立何与成共

已上三人

此著到 三谷右馬助

一本 自身之指物持手かぶり物具足

一本 錦金銀之間何与成共可推二重紙手朱

一騎 自身武者出立何与成共

已上三人

此著到 三谷源次左衛門尉

一本 自身之指物持手かぶり物具足

一本 錦金銀之間何与成共可推二重紙手朱

一騎 自身武者出立何与成共

已上三人

此著到 椎名刑部丞

一本 錦金銀之間何与成共可推二重紙手朱

一騎 自身甲立物具足手蓋胸當指物四方旗

已上二人

此著到 井田治衛門尉

一本 鐵步侍甲具足手蓋指物しないにても四方にても

已上一人

此著到

伊藤八郎右衛門尉

一本 鏡歩侍甲具足手蓋指物しないにても四方にても

已上一人

此著到

櫻井六郎右衛門尉

一本 鏡歩侍甲具足手蓋指物しないにても四方にても

已上一人

此著到

新行寺助九郎

一本 鏡歩侍甲具足手蓋指物しないにても四方にても

已上一人

此著到

寺田右京亮

一本 鏡歩侍甲具足手蓋指物しないにても四方にても

已上一人

此著到

三谷王税助

一本 鏡歩侍甲具足手蓋指物しないにても四方にても

已上一人

此著到

三谷刑部左衛門尉

一本 鏡歩侍甲具足手蓋指物しないにても四方にても

已上一人

此著到

以上三百人
可走馬者 可為心機者也

一著之儀、雖思慮不少、先段筋目納得之上、大方如此書立候、能々被遂被見、諸色之武具、無異種様、肝要候、來春夏之弓箭專一之間、經五人十人之間、候共、著到之外被相晤者、可為貴重之忠實、就中三铁炮之兩様、極候、一途用立様可

有仕置事、

同心衆、若無届候者、無用捨可披露候、為自分是非之計、不可有之事、

一童之刀も不指林之者、不可入著到之數事、

已上

右榮々若機曲折、至于表裏、顯然、誠不可有曲候、抑愚身當表申付間之儀者、惟分隨身之儀、就萬端、可及助成間、一途正直、可被相接事、可為感悅候、仍如件、
(天正十五年丁亥)

天正十一年

十月九日 氏政 花押印

井田因幡守殿

(4) 北条氏政書状寫

如願先書、京勢備勤儀、必然之様。告來間、先諸軍勢を、急速相集候、以前著到帳を定、申合人衆、一騎一人無不足、來正月十五日、小田原、可被打着候、以此日積其元を何成共出歩尤候、一武具の品々者、日數無程候間、此期調問數由□候、手前二不足、有間數候間、成次第九候、畢竟能衆上下共二被撃、出入數無相違召連專一候、一長途之儀、誠苦勞難無是非候、當家之切賀、此時ニ極數之間、遠慮も無詮候哉、菟角無、無此節可被抽武功候、猶著後近可申候、一當番ニ定牛久、人衆可被置候、來正月七日高城、豐橋以兩手内、可替由下知候間、如著到可有蒙確候、仍如件、

(天正十五年十二月廿八日)

氏政

井田因幡守殿

(5) 北条氏政書状寫

廿日之一札廿三未到到米候、仍牛久表無事之由、肝要候、一人乘弓铁炮以下、如何ニ手堅被罷、其方も先来月五日迄者、荷川近邊在陣尤候、有替儀者、不移時刻、可有注進候、恐々謹言、

(天正十六年九月廿三日)

氏政

井田因幡守殿

(6) 北条氏政書状寫

今度牛久夜入之節、因見甚内被致高名候、忠信大^ニ候、乍去以来若武者之儀候得
者、勝乘無理之儀、可有之存候間、無打死様、其方異見指導一候、替儀於有之者、
可被申遣候、恐々謹言、

(天正十七年)

正月十八日

井田因幡守殿

氏政

(7) 北条氏政定書寫

一 牛久番、來日高城要可請取候、西表之儀^ニ付而、正月五^日之内、右當番衆可
為參雜間、來廿六日、高城衆半分、豐嶽^二相移、番可請取由、有下知事、
一其方可有參雜模様、二百廿五人之内、廿五人をハ在所ニ指置候、三百人者當表可
為走廻事、

付、此内七十人召選、來正月七日在所を立、十一日^ニ當地可為着陣候、殘
而百卅人者、先在所^ニ指置候、西表聞合司相集間、飛脚一人^ニ而、夜通絕
著様^ニ手宣、自只今仕置候尤候事、

(天正十七年)

十二月十七日

氏政

井田因幡守殿

(8) 北条氏政書状寫

出勢之様子、先段兩様^ニ申候キ、思案之旨有之而、諸卒惣一同ニ參障候、然者兼日
相定如著到人衆召選、來正月四日作^レ迄打著、作倉衆同前^ニ無風雨之儀、正月九日^ニ
當地迄可被打者候、恐々謹言、

(天正十七年)

正月廿七日

氏政(花押影)

井田因幡守殿

(9) 北条氏政書状斷簡寫

(本文欠)

正月十日 氏政(花押影)

井田因幡守殿

(10) 北条氏政書状断簡寫

(本文欠)

正月廿一日

裁流翁(花押影)

井田因幡守殿

(11) 北条氏政書状断簡寫

(本文欠)

二月十二日

氏政(花押影)

井田因幡守殿

(12) 北条氏政書状断簡寫

(本文欠)

卯月廿二日

氏政(花押影)

井田因幡守殿

(13) 北条氏政書状寫

馬一足駿到來、令自愛候、猪山角紀伊守可申候、恐々謹言、

六月廿四日

氏政(花押影)

井田因幡守殿

(14) 北条氏政書状寫

急度以飛脚申遣候、佐竹勢打向之由、忠信大^ニ候、甚内申越通、先主森内方申遣候、

若者之儀候得者、先々望を叶候、其方子之内能武者援、五十騎程、甚内ニ指加、其方者二番手ニ被成、土浦迄出陳尤候、甚内事、弥々今度之儀候間、無打死様被致候、弥忠信賞候、恐々謹言。

七月廿三日

井田因幡守殿

氏政

未申通候候、集到來祝者候、自今以後者、不咎前々可有入政事、簡要候、恐々謹言。

九月廿三日

氏政（花押影）

井田平三郎殿

15 北条氏政書状写¹⁵

集到來喜悅候、恐々謹言。

九月廿六日

氏政（花押影）

井田因幡守殿

16 北条氏政書状写¹⁶

今度若付在番、御辛勞候、自今以後彌武達之儀、不可有見除事、任人候、隨而遷之少候、權相并柳一樽進之候、猶遠山司申候、恐々謹言。

十一月一日

氏政（花押影）

井田平三郎殿

17 北条氏政書状写¹⁷

吉田之郷之内、久方之村、号妙見領、尊光院就訴狀、三谷藏人佑以合書付札明畢、

一天文十五年自子葉利原、三谷藏人給置證文歷然也、至于唯今不持放、藏人拘來候、

尊光院者、爲一證跡無之事、

一藏人佑如願論書者、千葉家元服之期、妙見社參之役者致來付而、自分爲立願、

或牽神馬、或米錢寄進、員數不定候、大途之公事¹⁸、不可有人由執事、右藏人者、千葉家之證文帶來、尊光院者神領之無證跡間、三谷申所非無道理歟、仍狀如件、

天正十七年五月十三日在衝印判

松原之鑑

山角紀伊守
板部關越中人道

三谷藏人佑殿

18 北条氏政定書写¹⁸

右於其方領分、以鐵炮鳥射事、尤可停止候、仍如件、
(大和十七年)

己丑

十月十三日

井田因幡守殿

山角紀伊守奉

19 北条氏印判状断闇写¹⁹

(奏者名・本文六)

三月七日

(北条氏印写・保身志願)

井田殿

4 諸氏關係文書

(1) 原風清定書写²⁰

覺

一自向雖被申越候、相携候事、
一度申合候上、御疑心有問敷事、付過手事、

一弥五郎佐倉へ出仕之事、

一御覺悟推量申事、

一彼家中可被引分御稼之事、

一於何事も、無隔心可有御意見事、

一胤清寛賀、御うたかひあるましき事、

以上

(弘治元年)
壬子十月廿三日

胤清 (花押影)

一舟こしの事、

井田刑部太輔殿

(2) 高城胤辰書状写

別紙御書中、委細合被見候、仍於佐倉御普請被成之由、御大儀奉入候、吾等も通々不申通候条、内々以書狀可申述御覺悟候、至御改年普請、一昧致之故、乍存罷過候、御當口無御別条候、簡要存候、上筋之織も無珍儀候、於禁羅者可申入候、又可蒙御候、諸毎合期來信、早々及御報候、恐々謹言、

二月晦日 高城
胤辰 (花押影)

井田殿御報

(3) 案理秀定書状写

如御貴札、肇年之御度、漸變事旧候、猶以不可有御際限候、抑為御祝儀、正印所へ御使并三種、被指越候、具為申聞候、祝著之由、被申候、次^一抽者江^二兩種被應御意候、適當之至候、如何様自是、急度可被申展候間、不能詳候、恐々謹言、

追而御祝儀迄^一
扇子壹本令進覽之候
松坦對馬守

二月朔日

秀定 (花押影)

(4) 牛尾胤仲書状写

度々依思食、山路御飛脚始候、一人畏人候、内々其地御在否、御無沙汰申旨、自是脚力を以、御大儀之段、可申進由、存候處^一、速而御書中御返報^二、罷候事、無念存候、然者爰元衡様子替人細無之、各々可然障構被致^一、長陣之支度計候、諸毎述感可為御察候、珍儀候者、急度可申入候間、早筆及御報候、恐々謹言、

九月十日 牛右
胤仲 (花押影)

井因
參御報

(5) 遠山直景書状写

今度御陳不多少之無付而、旧冬小田原に以御使被御申上候間、山紀^一、添状申^二付而、急度被露被申候處、殊外御隨居様御立腹之由、山紀抽者、如此被申越候、一段御笑止^二存候、中々於我等迷惑此節候、乍去今日參府申候間、紀州談合申候而、追而可申入候、半途^一候貰、早々申入候、恐々謹言、

正月十日 遠石
直景 (花押影)

井因
御宿所

(6) 椎崎勝信知行充行状写

竹元青原半分其方^一、相任候、并榮崎事、備前^二可相任候、為後日一筆如件、天文四年

十二月廿日
勝信 (花押影)

井田刑部太輔殿

(7) 朝久書状写

如承意之、新春之御慶、于今不可有御際限候、速而兩種被進御意^一候、目出快然此事^二候、總迄^一扇子一本令進之候事候、期後喜候、恐々謹言、

正月明日 左門朝久（花押影）

謹上 井田因幡守殿

參照

八貢 久方（八日市場市久方）

八貢 山くわ（八日市場市山くわ）

八貢 谷中（八日市場市谷中・下谷中または光町谷中）

壹貢 とみ下（光町裏）

壹貢 目塙一原（八日市場市目塙・市野原）

六貢 あらゐ（光町新井）

壹貢 中さわ

以上

總合上候、仍先年同宿召遣候處、色々御懇意之由縦上候て申畏入存候、又料足五貢文體請取申候、次月益之儀、日益御沙汰可有之由、蒙御候間、則日益立申候、香花をそなへ廻向仕候、可御心安候、何篇御用之儀、承可申付候、猶様林此者可申分候矣、令省略候、恐々謹言。

七月十六日 勢口（花押影）

井田刑部太輔殿御宿所

(9) 海岸寺書状写⁴

右御一札の事

此度の御ちそ

おちつきのうへ
ゆさかのかうの事

なかくわたさせられ

候へく候

海岸寺

永禄九年初春十一日

いたのみのゝかミ殿

(2) 領知目録写^②

八拾八貢參百五十

三谷藏人佐麻童

拾九貢五百

椎名帶刀左衛門

拾七貢貳百八十

三谷民部少輔

拾九貢參百

椎名團書助

拾參貢百

椎名彈正

拾貢貳五十

三谷右馬助

拾金貢百

三谷源左衛門

三谷主税助

5 その他

(1) 領知目録写^①

十二貢 木つみ（八日市場市木場）

四百百參十

三谷刑部左衛門

以上

百拾參貢四百五十文

椎名勢兵衛屬時

貳拾四貢五百參十文

椎名攝津守

貳拾四貢

椎名將左衛門

十五貢

椎名孫兵衛

十參貢

椎名刑部丞

七貢

椎名織部丞

六貢百五十文

椎名源守

百拾七貢

和田左衛門尉

(3) 領知目錄寫(3)

八拾八貢參百五十五

此内善人奉賀

同善人(貢五百合上)

同善人(貢五百合水々善地)

同善人(貢五百合社領)

同善人(貢五百合社領)

同善人(貢五百合社領)

同善人(貢五百合社領)

同善人(貢五百合社領)

同善人(貢五百合社領)

同善人(貢五百合社領)

同善人(貢五百合社領)

何内張致細々候、以上、

(4) 八日市場領年貢勘定証文写①

八日市場領之内卯之御藏人勘定事

一四百七石八斗六合者

米納

一貳貢貳百文

永樂納

右之内

四十石七斗八升者

米内十分一引

貳百貢十文

永樂之内十分一引

三百六十七石貳升六合者

米定納

此表千四十八表貳斗貳升六合者

京判三斗五升入也

同壹貢九百八十文

永樂定納

保科基四郎(江道ル)
夫及公五人分脚ぶら波

三十俵者

四月と三月分まで

六十俵者

六月と六月分まで

一七十六俵者

九月廿七日

同夫丸ふちニ渡

合百九十六表也

発而 四百三十表六升五合、開宿へ運送

此内善人手形貳ツ有り

同善人手形貳ツ有り

同善人手形貳ツ有り

同善人手形貳ツ有り

同善人手形貳ツ有り

同善人手形貳ツ有り

同善人手形貳ツ有り

右分出市之札あつかり申候、穀物之儀、急速ニ可有御納候者也、仍如件、

(文保元年)
壬辰九月廿七日勘定

藤田又右衛門（花押影・黒印寫）
岡佐兵衛（花押影・黒印寫）

飯崎半次（花押影・黒印寫）

井田因幡守殿

・八日市場領年貢勘定証文写②

卯年八日市場領内殘御勘定事

十一月十六日

一三三百拾九俵貳升三合

関宿へ納御藏叢手形一まいあり

一拾四俵貳斗九升八合
右舟貢百俵ニ四俵貳斗三升かゝり公津よりせきやとまで分

一三拾八俵六升ハ

右之米八日市場より公津まで運送駄賃百六十七駄分但壹定

八升充也

合三百七十貳俵三升壹合

右ハ札あつかり申候、定而一枚札ニ可通之候、仍而如件、

已
(文保二年癸巳)

藤田又右衛門（花押影・黒印寫）

七月三日勘定

岡佐兵衛（花押影・黒印寫）

井田源五郎（花押影）

井田因幡守殿

II 井田氏関連史料

1 諸家文書

商屈御辛勞不及是非候、自身御在番^ニ候案、手前静令安候、如蒙仰、因州少も不存隔意、万端申合候、可御心安候、御大途方环脱^モ候者、則可被為知候、北筋之事も、追日區々候、御當方御吉左右迄候、此則、当國御心能、猶念顧候、委曲先書ニ申達候之條、及諭報候、恐々謹言。

八月廿二日 治廣（花押）

大須賀殿 御報

(4) 土岐ト干書状（神崎文書）²⁴

如御書中之細々不申候條内々御床敷候境節委被御越
毫以欣悦無申計候仍京都之儀不泊是非候小田原江者
半途江御出馬就之從御當國も御出候様良障ニ付而貴
辺も可有御立之由被頭御書面候、吉松毛所江も這回建立可

然由候間及支度候重而催役も候者可致出陣候佐候者於御
御陣中遂面渴可申候候將亦鶴於鳥屋爪三相拔候哉

定而物數をいたし候間可有左様ニも候鳥屋之内ニ而生司申

由存候殊義性之事者覽不申候自然物などを拂候而爪拔候者
葉を付拔候爪を押入候得者^{有けに候}自相拔

候爪之裏者一円不存候好々銅を被為御候者必然生出司申候
然而井田方江前日吉治青腴進候處過時御厭味之段

本望此一事候當秋青鷹振舞可申候鳥屋專一二候
此段御意見肝要ニ候様委曲申述候得共沒急之間

早報非無沙汰候恐々謹言

林鐵廿一日 土岐

ト干（花押）

神崎殿 御報

(3) 因見治広書状（大須賀文書）²⁵

椎名神九郎殿
御報

五月八日
椎名石衡門太夫
康胤（花押影）

五月八日

椎名神九郎殿
御報

(2) 椎名康胤書状（下總旧事）²⁶

尊翰令拜見候、如仰、其春景虎至小田原進發、依之中途御出陣雖成路次不合得故、
無御參謀段不及是非候、御退之儀、正木大膳亮申理候之處、正大無疏意旨返答之
儀、御知行方不入御手之由、無御心元存候、正木十郎方當地在宿之事候間、御存
分之通可申望候、於拙者無如在候、近日可令歸國之間、公邊之御用等於有之者承
不可有乘心候、每事猶期後音之時候、恐々謹言。

五月八日
椎名石衡門太夫
康胤（花押影）

御來書抵只、誠令面上心地一段本望存²⁷、
□問口之候□□送候、然者井因昼夜御

陸奥守殿 八王子
安房守殿 見付ミ

笠原 いづ
山角 小田原

五百騎

美濃守殿 三うら
左衛門佐殿 小田原

井賀 いよ
依田 下郷

五百騎

右衛門佐殿 こづや
藤二郎殿 くの

左衛門大夫殿 はなわ
新八郎殿 小田原

五百騎

左衛門大夫殿 はなわ
太田 駿

内藤 いとう
山中 小田原

五百騎

七郎殿 さくら
松田殿 小田原

治部少輔殿
山中 大火助

五百騎

遠山殿 江戸
上田殿 松山

同左衛門助
足輕衆 十人

五百騎

大道寺殿 川越

内藤殿
合木殿

五百騎

深谷殿
成田殿

安中殿
壬生殿

五百騎

小幡殿
倉賀野殿

太胡殿
白井長尾

五百騎

和木殿
由羅殿

千代殿
佐野殿

五百騎

高木殿
豊島第六郎

内藤殿
壬生殿

五百騎

相馬殿
一色殿

内藤殿
合木殿

五百騎

上田殿
伊田殿

内藤殿
合木殿

五百騎

佐々木殿
酒井左衛門尉

内藤殿
合木殿

五百騎

酒井左衛門尉

内藤殿
合木殿

五百騎

佐々木殿
酒井左衛門尉

内藤殿
合木殿

五百騎

酒井左衛門尉

内藤殿
合木殿

五百騎

佐々木殿
酒井左衛門尉

内藤殿
合木殿

五百騎

（6） 北条氏人數覺書（毛利家文書）

（北條家人數付）

一大藤長門守

笠原 相州 田原の城

五十騎

一長南形部大夫 長南城 いけはな城 三ヶ所

成田

武州

をしの城

内藤

ついいの城

千葉介

相州

さくらの城

原大炊介

萬木ノ城

へひうかね井城 三ヶ所

一とき少弼

下總

こかね井城

一高木

十嶋

同 ふ川の城

一惣馬小次郎

大臺灣の城

一板野形部大夫

下皆川城 とみた四ヶ所

一皆川山城守

燕木駿河守

一燕木駿河守

かふらき城

一三ふ中務

みふの城

一かの田

日光山 三ヶ所

一とき美作守

當陸江吉信城

一木原

萬木かみね 三ヶ所

一氏直相伴人

伊勢出羽守

大和兵部丞

一小笠原筑後守

波賀駿河守

見牛

一合三萬四千石百五拾騎

是ハ氏直分國人物人數積也

千五百騎

一三浦見崎
(中略)

北條美濃守
五百キ

千葉助

三千キ

一千五百キ

三百キ

一高木

十嶋

一板野刑部大夫

燕木駿河守

一小塙五郎

坂井石齋門尉

一同左衛門門佐

池和田之城

一長南形部大夫

三ヶ所長南形部大夫

一坂井右衛門尉

同左衛門門佐

一三五百騎

同左衛門門佐

一五百騎

坂井右衛門尉

一五百騎

同左衛門門佐

一五百騎

坂井右衛門尉

以上三千キ

一 日井 原大炊助

一 深川 外輔

一 かぶら木 畠本駿守

一 みな川 香川山城守

一 矢はき 小南五郎

一 とみた

一 王生

一 日光山

右三ヶ所 在中善

一 からす山 奈須助

一 まんきの城 とき大曾根城

一 藤倉城 とき傳主大曾根指

右三ヶ所 土岐少弼

一 小田喜 萩原石田守時代也

一 長南 竹田兵部太輔足利

一 池和田 竹田兵部指

一 とけの城 松井伯耆守城

一 龍かみね 同兵衛助

一 里見義安

一 里見義安

一 かち山 安藤守吉城

一 かち山 正木右衛門大夫

一 かつらの城 正木左近大夫

一 宮ノ城 露見中守守城

一 こいとの城 里見正少衛門城

右之九ヶ所、里見左馬頭義安領分、

皮前より天下へ馳走之者也、安房上總一ヶ國
之主也。

一 こかね 高木

一 大たい 板野刑部大夫

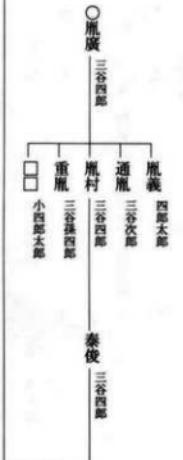
一 なんま

一 とらさき

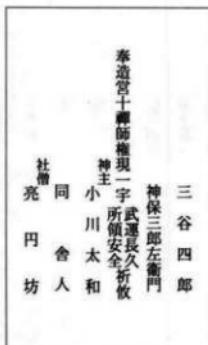
一 かのま

2 参考史料

(1) 三谷氏系譜 (『千葉大系図』)¹⁾



(2) 古摺札写 (神保家文書)²⁾



(3) 三谷殿代々法号（神保家文書）¹¹

千葉介常胤道右大將家中興開祖
二代千葉介胤政之三男・三谷四郎泰鳳三谷始一トス次辺田・住ス次六堀・住・次中沢・住探
七郎・号ス「男ヲ神保」養子ニ造ス夫ヨリ神保為若名・中沢之次坂田ニ住スル事數代大
膳之佐・トス「男外記小堀」住ス三男藤四郎長倉ニ住ス菩提所坂田雲通寺往古之過去

帳

蓮祐

三谷大膳鳳興

蓮督

三谷外記鳳熙

蓮敬（教）

三谷藤四郎鳳良

蓮空

長倉殿トアリ

雲通寺長事道向ト有是坂田江移ル始トス

(4) 井田氏女戒名（宗龍寺過去帳）¹²

・宗龍寺殿千葉秀勝大居士

享禄二丙酉年八月九日行才五十八

・千方民部大夫・勝

・千方院殿昌外全機大姫

天文八辰年八月廿三日行才三十九

井田氏娘秀勝母

(5) 北条氏政書状（神保家文書）¹³

一、此度里見一族坂田城及乱入候之處、於境川弓箭之衝無比類之候、不適之、亦可

抽軍忠事肝要也、仍而感狀如件、

三月五日

氏政（花押）

神保長門守殿

井田美濃守
御馬一疋
數乃事
海保但馬守
本庄五郎
山梨主税之助
本庄五郎
和田大膳丞

(6) 「千学集抄」抜粋¹⁴

一、鳳政在鎌倉にて、横谷殿と申、銀應と称す、御年六十三御損難、法證を常仙院殿と申、寔に延三丙亥七月二十日也。御子一人、長子成胤曾利權守、二男泰胤土氣太郎千田に移る。三男胤時培生三郎、四男御胤遠山七郎、五男御時神崎五郎、六男常秀源平次郎、七男胤廣、三谷四郎、八男胤忠多辺田太郎、九男胤幹六崎六郎、十男秀五世座主也。

外女子二人、此とき八頭はじまる也。

一、むかし妙見大菩薩屋形御塲内におはしますときは栗敷原、三谷、椎名、鍋木、池内の人々妙見を守り奉りて御番なされし栗直の後當院へ御移り、住持寛実名殿に移しまるらず、後は供分六人六坊には院家老各六人として、妙見宮御番申所、範覧の代軍役なされしゆみ六人の番破れにけるとぞ。

一、當院六供は先代に六東の御子五六七歳ばかりのときには栗敷原、三谷、椎名の御子になさせらる。末には當流の老成者の子にさだめらる也。拙夫の類はならせざる事、此儀は屋形様と御同座ありて、御盃を獻する故にこそ、前方にはただ今は御一家衆ともならせらる。御二男おあしませねば、供分家風にて寺家持たれける事、先代よりの定めなり。

一、永正二年乙丑十一月十五日昌原御元服につき高齢より妙見宮へならせらる、高

帽子装束にて御参詣也。御先打は原孫七也。後神は横谷加賀守也。一騎御供にて

若侍廿騎御供也。警固の人数一百騎、千葉迄五百騎、警固は高篠迄也。（中略）

御縁には椎名伊勢・井田美濃一騎礼酒の時住持參りて盃を取上て、二騎の御供召出し、御役人木村左京亮三人住持を召出しお御屋形様の御盃供分中參りける也。（中略）御供警固御人數御馬腰腹の刀納めなさる也。御馬腰刀納められける人

坂野兵部少輔

三谷孫四郎

椎名八郎

坂戸孫三郎

安藤豈前守

栗原孫太郎

鍋木助太郎

栗飯原大字

此外中國面々百余人

一、天文十九年文政十一月廿三日御遷宮也。大増那新介平親風馬は馬場又四郎胤平、御太刀は原太郎胤清神馬は原九郎左衛門時胤三郎、同太刀は牛尾左京亮胤道也。牛尾孫次郎胤良神馬は原隼人佐胤次太刀は齊藤源太左衛門尉清家也。屋形様御馬は住持御内本庄新六郎胤里これを請取らる。胤清神馬は小河外記後政俊これを請取らる。屋形様御一家御近衆中諸侍衆馬共當寺御内本庄伊豆守胤村これを請取られて、次の役人に渡す也。椎崎の御馬は小河大膳御太刀は宍倉与三郎、成戸の御馬は三谷下野守御太刀は小河新建、公津の御馬は円城寺源五郎御太刀は湯浅源三郎、寺台の御馬は高千代大膳亮胤御太刀は潮里惣九郎、神嶋の御馬は三谷右馬助御太刀は伊倉惣次郎、牛尾右近太夫御馬は牛尾平右衛門御太刀は同兵部少輔、其他大須賀、助崎、小見川、海上殿、府馬、鍋木、米井、三谷、井田、山室、椎名の苗字中、三種谷、神崎殿、野手、押田、神馬、神馬數百八十

三也、いづれも本庄胤村取られしにや。

坂戸修理之亮

栗飯原久四郎

木村出雲守

三谷廣人佐

山室孫四郎

三谷大膳之亮

幡谷久六郎

刀にて警固の武士百騎ばかり、装束の下に甲冑を帯しあたりを払つて通りけり。

(中略)

當時金光寺繁昌なれば、坂田の城主三谷大膳、供人大勢前後嚴重にして参詣とぞ聞こえける。大台村城主井田因幡守殿、日頃大膳を討ち「ほし」城下を押領したく思慮をめぐらせども、坂田の要害堅しくてたやすく攻むべき方便もなく、いたずらに数日を送りけり。時に金光寺參詣と聞き、かかる時節に本意を遂げば、いずれか譽れをあらわさんと手立てを企てる。そのゆえを尋ねるに、大台の城主井田因幡守、先祖は筑紫の住人なり。根本は武家にて、浪人となれども大義相の仁にて、大阪へ下り奉公望みけれども能き主人これ無し。それより小田原に下り、北条氏政へ奉公の願い申し上げれば、お目見えの上お取り立てられ、小給にて、三年相勤むる。氏政参見立の場所これ有り、上越の国武肘郡小池村をくださる。田向と云う處に小城を御許有りて、二、三年住居す。特に上越國牛久の城主小田原に背きければ、坂田城主三谷大膳と云う者大将として、この近辺の城主共牛久へ向かひける。その戦いに井田禪守並びに山中城主和田伊賀守、大将に勝てり働きければ、牛久の城を攻め落としけり。この故により井田殿は小田原へ召さる。氏政御せけるは、この度の手柄諸人に秀で大儀の由、御褒美として大台、山田、小原、上吹入、下吹入を下さる。その時、大台へ城を御許請なされ住居す。山中城主和田殿には萬田、新井田、芝山を下され、本地の山中、高谷、殿部田、牛尾、船越（昔は牛尾村なりしとぞ）、宮崎、境谷、合わせて十一ヶ村、その時の石高三千五百石ばかりと見えたり。

この頃は山辺畠生方に小田原の御意に背く城有りて、又右の如く向かわせたまつ。井田殿の手柄は數々有り、すなわち城を攻め落としてのち小田原へ召され、かさねがさねの手柄の由賞美有り。坂田城主外記大膳が働きざる由、よって大膳を討ちて

(7) 「總州山室譜伝記」抜粋（芝山町教育委員会版）。

坂田城主三谷大膳金竈山金光寺參詣の事、並びに孫三郎大明神、清瀬井財天の事、付けたり井戸山石亭の事

天文二十三年より弘治に移り、天下下未だ一日も穢やかならず。およそ天下を望む大将軍國々に蜂起して、鰐浪は大地に響き、工商は世を渡るべき道を失い、農民

坂田の城並びに知行相連無くわすべしとの御意によつて、大台へ畠城と坂田へ使者をもつて、このたび小田原より名酒一樽御意にかけられ候間軍大得たるによつて樽の封印切らせよとの氏政公の御意によりて、大儀ながら明日お越しあれと申し遣わす。これにより翌日大台へ越され、日頃信心の御仏なれば、先ず金光寺へと思はれる。

この時因幡守の娘子・権左衛門内室は、山中和田伊賀守鳳富が娘にて京極とぞ申しける。よつて山中の城主和田殿、早馬もつて合戻をきめ、飯縄の城へ使者をもつてこの由を言上す。飛驒守殿も安からぬ事と思し召し、百余騎の兵を見に遣わす。因幡守勇みをなし紺の唐織錦の鎧に佩刀打ちたる兜の緒をしめて、五尺有余の太刀を帯き、薄紫の母衣を掛けて雁羽の大矢森の如く負い、重藤の弓小駄にかい込み、七尺余り有りたる宝馬黒の女駕と云ふ名馬に、金輪輪の鞍置き青縫掛けて乗り出だす。今の世でも井田殿権守宝馬野と申すは、この馬の生まれ所なり。相続きて堀越一党根籠屋大五郎を先として、主従わずか五騎宝馬六方塙の並木の松を小柄に取り、今や廻しと待ちかけたり。(昔は宝馬野と云うこの六方塙に、金六万貫埋め有りとい伝うとなり。)

三谷大膳討死の事、並びに山田金光寺焼失の事

天運命を替える時は、智仁勇の名将もその身を知らず、仏神三宝の納受も無く、お告げもなくなりけるとや。三谷大膳信恵は夢にもかくとは知らずして、勇んで道を打たせらる。時分はよしと因幡守京道に立ちふさがり、大野に書く強音にて、いかに三谷大膳信恵、井田因幡守友風なり、汝を討つて本領取持せよと小田原北条氏政卿より仰せあり、かかる所に出合いしは故が武道の尽きたるところなり、いざ勝負を決せんと大太刀ひらめかし進みける。相続ぐ五十人余騎も初先をそえて打ちかけたり。三谷大膳信恵一族いがなき軍なれば、手早く働き一散に取つて返し、金光寺火光寺七塔伽藍へ立て籠る。(金光寺の住僧大いに仰天し、去る十三日染井妙光寺兵火にて焼失したばかり、ただ彼の觀音を念じ焼けざる事心中に祈念して表の方へ立ち出すれば、信恵が軍勢各殿に騒動す。)

例年信心の丹那とは云いながら、一国の将たる山室殿聲君の敵なれば、とやせん角やせんと思ひしが、私は我が身を煩に替えしか、義を見て為さざるは勇なしとて、大門を固めかくまいたり。一方敵は、につき三谷が振舞いかな、門開かずんば打ち破れと声々によはわつたり。

三谷大膳の一の臣志田和泉守山門の高欄に立ちひらき、いかに因幡守我が主君を亡ぼさんと思うか、一戦に城へ押しよせず卑怯なるかな、かたじけなくも桓武天皇より御建立の伽藍へ弓矢を向けるとは天子に弓引くも同然、朝敵因幡守思ひ知れく驚の羽のとがり矢弦音高く放つ矢に、因幡守が兵根籠屋大五郎は、周底より兜の鉢付の板射抜かれで、馬よりまつ逆さまに落ち血を吐いて死したりける。この弓勢に恐れて味方は進みかね、ただ遠矢に射合わせたり。

山中和田伊賀守京極鳳富、和田左衛門尉鳳茂、相続きて木川源助、小川喜兵衛、同藤作、西谷無綱、吉岡、峰島の面々、その外の諸家中、殊に飯縄の軍勢続せ集まり、味方に百余騎とぞ聞こえける。たゞ三谷の一族朝夷奈井慶勇を爲すとも、籠の内の鳥ならめと、三百余騎の兵ども魚鱗に立ちてかちどきをあげ押し寄する。志田和泉守、椎名治郎左衛門弓は豪傑の上手にて、矢種を限りと射かくれば、味方もそばく矢の下に死したりける。

因幡守大いに腹を立て、年頃舟精無二の親世音敵のためにいかにせん、火薬めにせよと云うおりなら、不思議や辻履大いに吹き来たりて後より人馬に土塙を吹きかけ、敵の軍兵おもてを向くべきさまもなし。因幡守下知して、無用の軍せんよりこの追風に火をかけよと百余騎に指揮爲しければ、三百余騎の兵ども小金原に馬をつなぎ、おのおの差添を手槍とし、閏十月のことなれば秋野の尾花を松明に結び、東門の門へ投げかける。

京れやこの火廻空に燃え上り、寺内に猛火雨のごとく降りかかる。寺中の僧俗騒ぎ立ち、泣き叫ぶその声聞くは哀れというも愚なり。外へ出すれば槍長刀、内に居たれば火に焼かる。牛頭馬頭阿房羅殺の罪人阿貴の炎に異らず、住主の上に脇をくだけ、南無大慈大悲觀世音菩薩、南無大日金剛薩多、南無藥師、十二神、七千夜又おあしまさぬかく、肝胆を碎き折りけれども、神力も勇者に勝りがたし、暴風次

第に吹き来たり、塔、鐘樓、西堀、金塔、経蔵等幾千万の塔房瓦に火移り、「一切の諸経、唐米の大般若、丈六の釈迦牟尼仏、金剛毘盧舍那尊、四天、二十六天、三十三身の仏体、天子より御寄進の重宝、もつたないもただ一時に猛火それには満ちひるがえりて、黒煙四方を吹きおろす。楚人の「炬」に焦土となり、成陽宮もかくやあらんとあさましきことなり」と言うばかりなり。

信慈が一族十騎、二十騎連なりてここを最後と戦えども、多勢に無勢、その上に大火を敵に受けたれば思うようには働き得ず、刺し違えて死するものあり、或いは猛火に五体を焦し焼けたれ、累々たる有様見るに悲しかりける事どもなり。大将三谷大膳信慈、志田和泉守、椎名治郎左衛門、渡辺駿河守裏門より逃げのび、源崎にて有り、又この寺の古き過去帳に記しあり。今世までも山田小金に首塚胸塚とて在り、大火に焼け死にたる僧俗の討死の人を埋めたる塚と言ひ伝えたるなり。

井田殿坂田城主となる事、並びに信慈御台自書の事

坂田城内から聞くより、諸軍勢大台の城へ攻め寄すべきを、大将始め忠義の侍百余騎討たなければ、重ねて兵を擧ぐるべき武士もなく、命や情しく思ひけん。首を延べて降人に出で、城を明け渡したり。ここに刃れをとどめしは、信慈の北の方、乳母浮舟のただ一人、すでにその日も十八日夕暮れ、官間に付き従う人もなく、昨日今日までも門前に市をなしつるに、頼み少なきは人心と、そぞろ涙にむせびたまう。せめて夫の死骸に尋ね合ひたまつり供養をせばやとて、夜半には寒けき神無月、三谷殿はましまさぬかと、そことも知らぬ山路の小篠や萱芝を踏み分けて、その夜の曉方に宝馬六方塚に着しました。

言問う人も並木の松、土卒の死骸巷に満ちていずれがいかなる人とも知るべき様もなかりけり。ことに金光寺守闇にいたま炎速々と見えければ、あの火の中我が夫は焼け死なせたまうかや、今は喫きても甲斐なし、たとえ火の中水の底までもとぢぎ

りしことばも仇ならず、乳母の浮舟もろともに刺し連いてぞ死したまう。哀れはかなき浮世の中、その頃の人々御台の貞心を感じて姫宮明神と祭り、夫婦背の守り神と為したまう。今に宝馬野の六方塚に向かい姫の宮と申すは、三谷信慈の御台にておわします。

さて、三谷信慈「びければ、井田因幡守大台の城に七ヶ年住居し、坂田の城を攻め善説なさる。七年目に一門ともに坂田の城に移りし時、先ず七月七日七夕の馬を立て形どり、引綱と云うを引かせて、要害堅固の城主となる。これより小池、大谷、岡、前川、新行寺は、皆大台出の人なり。

この因幡守に子息三人あり。嫡子は井田権左衛門、「男平三郎（この平三郎）永禄十一年正月四日元服の時、山中和田鷹富より名乗りくださる由、受領付今に山中にあり）、三男は出家して野手村円長寺に住し、後には坂田電通寺へ入院す。右権左衛門の奥方は、山中和田京極の娘なり。天正十八庚寅年、落城以後方々へ散落し、世の中少しづかになりてより己が城下に隠れ居ると、地方に隠れ居りし家中の者どもも、百姓となり住す。これらの扶助により、慶長の中頃まで忍び居りける。

しかるに、小田原旗下にて少にても知取の分は、幼稚の子なれどもからめ取りて差し出すにおいては、応じて恩賞與おこなう由、家康公よりの上意なり。よつてここかしこり何方何某の子の由にてからめとり、昨日も登り今日も登ると、世の中次第に静かならず。井田因幡守、同権左衛門、同平三郎三人とも、常州水戸領へ退出せり。権左衛門の奥方は坂田清水と云う所の家中に住居せらる。井田親子三人奉行望みの由申し上げ、先ず足軽に住み、権左衛門は家中へ養子となる。

或る時、城主慶野に出られ、鶴二つに鷹三つを合わせ、鶴を取りて深き沼に落ちけるを、彼の足輕草履も水にぬらさぬままに、水上をすらすらと歩き行き、鷹を得止めたる。城主これを御覧たまひ、不思議なるかな、かほどの深き沼を走り行くのみならず、鷹のえさま覚え有る者なりと、その足軽近く呼び寄せ、汝の生國は何国、いかなる人の種としきりに尋ねらる。その時申しけるは、被若國上総国武射都坂田の城主井田因幡守と申す者なり。小田原免向の時四万石を領せしが、氏直落

城後浪人となり身の置き所無きゆえ、ご当家へまいり經き公したる由申し上げければ、その時取り立てる處となり、井田喜太夫と申し高知行をいたさぬ昌す。権左衛門も他の家を取りいらる處、親父死去の後のいかが有りけるにや大台へ引越し死去いたさる。水戸の平三郎も来たりと真福寺にて弔い、山中和田左衛門の息女おふう、又飯糰の城主宮内殿の奥方も相ともに野辺の送りをいたされる。この奥方は権左衛門の娘にて、男二一人を養育す。梅丸 勝千代と申すとかや。

子息一人はのち飯糰蓮福寺へとなりし事末に記す。井田代々の平安城云う刀は、権左衛門大台へ持參有り。牛尾村清方の家に渡り時の地頭の所望にて差し上げ、蔵米百俵下されし事なり。(大台の原に井田廬場と云ふ所在り。これより大台村は山殿より下されたりと言えり。この野度々出入りになり、今は六ヶ村の支配となるなり。)

山中和田殿新井田村称名寺本尊建立の事、付けたり山中染井觀音堂建立の事、並びに井田三郎元服の事

新井田村称名寺本尊建立の事、並

奉建立阿弥陀如来 永禄九丙寅年十一月三日 仏師淨慶

施主 和田伊賀守胤富

、飯糰隱岐守光俊、和田恭五郎胤茂(後に左衛門尉と云す)、

正久、佐々木秀五郎貞正

右和田左衛門尉胤茂、子息病憊に付き本尊建立せられしと云う。右の通り本尊修理の時、新井田三郎兵衛写し留くものなり。よってここに記す。

(中略)

それはさておき、永禄十丁卯年正月四日、大台の城主井田因幡守友富の次男井田平三郎、年ようやく積もりて元服とぞ聞こえける。これにより山中和田伊賀守胤富より胤の一字を賜わり、いよいよ兩家上下とも一同に榮え、めでたき事限り無し。

かかるに房州里見弘、近辺の城々へ押し寄せ追い散らし、或いは乗取り或いは財宝を奪い取る事、「三年の間に三度宛は必ず攻め來たる。或る時、義弘の軍勢宮崎十種作の山に陣を取り、山中の城を攻むるに、まず矢を射かけたり。相互に

矢車にて落ちいたる所を、今相矢とも矢台場とも云う。ここに池田勝入が一族、同紀伊守、同丹後守、瑞葉伊予守道明人道一族、同右京亮直道、遠藤但馬守常利を始めとして數千騎をひきて、上吹入村浅間山を陣取り、大台の城を攻め始む。前日一軍なし、寄手は浅間山へさつと引き軍評定をぞしたりける。その夜のうちに山中和田が館へ大台の井田より使者來たり、ひとたび一味して池田を討ち取るべき由の内談きまり、和田殿も寄手大軍なれば軍勢の用意して、家中の諸士残らず大台の城へ詰めたまう。その時諸侍には、執事木川伊予守、小川喜兵衛、小川監物、西谷無綱(今の藤兵衛先祖にて兵法の達人なり)、その外牛尾、小池、野瀬、吉岡、峰島等一騎當千の若武者援呼して立て立てる。翌日まず矢合にて、互いに遠矢を射かけたり。

和田殿諸士多く中に、木川伊予守(今の吉川清左衛門の先祖にて、今武具真有り)は、五人張りにも見えし九尺余有の重藤の大弓、十五束三つ伏せ笛竹などの大雁股(古書に刃先八寸と有り)吹人の浅間山に向かい弦音高く切つて放せば、一尺通りの松の木を射伐り、余る矢向うの土へ矢張りして立ちたりける。池田の軍勢これを見て、あな恐ろしや、いかなる不運の者この矢先にかからんと我先にと逃げ行き、浮き足立ちたる軍勢は細百姓を問うべき聲も無く、右往左往に落ち行けり。

ここに池田の家臣片桐半左衛門、大将紀伊守が側へ進み寄り、主は家来を捨て退くが、家来は主を討たるとも逃げ行くか、敵兵は勝に乗れり、我が兵これを討たば何ぞ不覺あるべからず、もし待ちて相戦わば必ず利を得んと諒める。大将もつとも、諸勢を励まさんと大音を揚げ、言い甲斐も無き敵兵ども、さほどの事も無きに逃げ行くことは不覺なり、出で引き支えて花々しく軍せよと下知をなし、すなわち諸勢を三列になし、浅間山の腹より上に陣を設け、敵もし利に乘じ来たらば高きより落とし敵を追い討つべしと、部を整え曲を正して待ちかけたり。瑞葉伊予人道は、我が先頭たらんと手中の矛をふるい、老波の血河に湛えると言ひければ、軍士大いに笑ひけるとかや。

かかる所に井田、和田両城主の軍勢勇み進んで攻め寄する。池田の物頭一人つづりかけ出るところを、木川伊予守、西谷無綱中にとり囲み、暫時戰いつて討ち取

りける。また兵三騎馬を繩遣むところを、木川矢を放ちてたちまち一騎射落としけり。この時木川が奴鎗鉢を落とせしを、敵取りて退きける。伊予守これを見て敵の軍中まで駆せきて、彼の敵を突き伏せ鉢を取り返せり。かく追い返しつ戦うち、黒糸綱の鏡、同色の星兜、鹿角の立物日に輝かし、栗毛の馬に乗り衆を励まし、当たるを幸いに引きつかんでは人間、或いは胸切り車切り、寄りつくものは無かりける。あわやと見る間に彼の武者、井田殿の馬印を目がけ攻め寄らんとするところを、諸卒多きその中に西谷無銘こらえず、鉢をとりのべ突きかけて戦いけり。木川伊予守これを見て、五人強に多羅駿の矢をひよつと放てば、彼の武者が眉間の真つ向脳を碎きてはつしと立つ、当たるやいなや馬より下にどうと落ち、起きしも立たず死したりける。

この戦いに敵味方の手負い、死人いくばくか致しれず。池田方諸卒勢は畔易して敗北し、我先にと栗山橋のあたりまで退きて支えたり。ここまで追い詰め半時はばかり戦いが、池田が軍勢どもかなわじと思ひけん、また上級の道庭まで逃げけるを、なお追いかけ追いかけ火花を散らし十四度戦う中、敵味方數多く討死をしたりける。敵の大将池田紀伊守は猛将にて、踏ろどどまり、八尺余りの鉄棒を持ちここを最初となぎ立て、味方勢を落としけり。すでに敵に取り込められ危かりしことに、山中の和田殿をめがけ獅子の狂いたる勢いにて、飛ぶがごとくに駆せ来たり。真向微塵と打ち掛くる。和田殿馬上の名人にて、ひらりと横へ飛びければ、舍人市藏と云う者これも聞こゆる大力にて、主を討たせてなるまじと、脇よりかけ行きて紀伊守の諸足はりとなぎ倒す。その時和田殿馬より飛び下りて、紀伊が首を打ち落として鞍の後笠に結びつけて、寄せ手の大将池田紀伊守を和田左衛門尉胤茂が討ち取つたりと呼ばわつたり。この勢いに味方は氣を得、敵は衰へ、ついに敵兵ども前後もわきまえず敗軍し、これより軍は止みにけり。これによつて兩城主めでたく凱旋して、各一同に榮えけり。その後房州の乱兵、この辺に来たらざとなり。

義輝、義光の治世とぞ。この頃諸国の武将蜂起して干戈を休むこと一日も無かりしかるに小田原北条家滅」の時、彼の幕下なれば和田胤富の娘和田左衛門尉胤茂、次男助蔵、その外家の諸士小田原へ相結め、さまでの働きも無かりしに、その中に小川監物などは討死と聞こゆ。小田原落城の後山中へ帰城し、しばらく隠れ居りける。胤茂の内室は、佐倉千葉の子島公津の城主の恩女にて、輝くことくの美女なる由にて、東の御前と名付けたまうとかや。嫡女は坂田の城主へ嫁がしむ。次男助蔵、三男伝之助、この人は構村谷台を下さる。同村補荷は、和田殿の建立とぞ。四男は埴生の龍角寺学頭なり。今に龍角寺に石塔あり、その石塔に山中殿の末子の由くわしく切り付けあり。

この学頭は、天正十八年庚寅七月六日小田原落城と聞こえしかば、左衛門尉の内室谷台へ忍び出て補荷へ参詣しける折節、その夜にわかに座の気しきりにして男子平産す。この子幼稚の時殿舎田東照寺（もとは構村に東照寺あり）の弟子になり、後に龍角寺に入院す。この人谷台補荷に登れば右のごとく誕生す。よつて御産屋敷と言えり。

また天正十八年の春秀吉公発向のみぎり、千葉新助八千余騎、このうちに坂田城主、山中の城主なども豆州湯本の口を守る。秀吉湯本の早雲寺に陣を移され、宮城野口、湯本口、竹浦口などを攻めさせらるに、関東勢戦の衝突きてことごとく敗北し、小田原城へ逃げこもるとかや。同年七月落城の後、和田左衛門尉親子は、百姓となりて居る譜代の役たすけでしばらくは心安く居れども、世上色々の取沙汰にて、小田原城下の者にて小知にても取りそうう者は、幼稚の子にても召し捕らるる由風聞ありければ、胤茂今は身を懸すべき所なく、海上縄子の方へ夜にまぎれ供をも連れず落ち行きま。余りの難儀にひとまず奥州へ志し落としが行方知れり。

父京極殿は常州の城主佐竹右京大夫義重の家中に知る人有りて、彼の地へ行きて、七年も住居し、その後帰参し山中白内天神の下に住居し、医師を業とし一味と名を改め、孫女おふうというを養育し、慶長の末に病死せり。法名は諱・贈・贈・居士と申しける。

一味病死の後おふうは、喜蔵という下人の養育にて成長す。この人は慶長八歳卯に生まれ、落城してより十四年目なり。成長して時の名主役相談して、化粧面として田地一反三畝余り付け、似合わしき夫をむかえたき由、折節船越に彦賀と云う者ありと言ひければ、多古村五十嵐兵庫の駕は妻に後れ分限の由。生國は備前の人なり。これを駕に入れ大塙庄右衛門といふ。この人その他の田地も買ひ求め、今の市郎左衛門屋敷も買ひ求めり。

この市郎左衛門の母は、多古五十嵐兵庫の孫にて、庄右衛門の先妻の子なり。おふうは老後に乃々様といふ。子一人も無く、寛文六丙戌年正月二十六日、六十四歳にて病死す。これによつて芝山根音寺の法印^慶引導したまう。法名は陽光院正樹

妙香大神定尼と号す。

しかしにその前年の秋の暮、千葉介知風、庄右衛門宅に宿齋いたし、翌年十月二十一日知風下総水戸村行能で死去の由、くわしく手紙を越され、後刻その地へ見舞申すべき由案内し、その後市郎左衛門先祖の庄右衛門家とまりたまひ受領くださりけり。寛文六年十月二十二日千葉介知風、和田肥前守風安殿參るとぞ書きたりれ。

る。

さてまた和田左衛門尉二男助藏は、落城以後方々へ流浪し、世の中少しづかになり山中へ帰れば、地方へかくれおりし家中の者ども、百姓となり心安く住居す。そ

の助けになりて慶長の中頃まで隠れ居けれども、またお尋ね廣しきにつき、西谷無鉢と云う家中、染井の家主休家道心お供にて、母人および助蔵主従四人公津の方へ参られけり。母はもと公津生れなり。その後母人は山中へ帰り、年を経て病死せり。法名、円入院妙光大神定尼とぞ聞こえける。和田伝之助公津にて死去す。休家は増生の電角寺にて病死す。

木川伊予守は京極照高のお供して、常州水戸の城主佐竹義重子息義宣が館へ行く。

これも二年、七年水戸に住居し、またお供して山中へ返りけり。その子又助、後に伊予守と名のれり、その後寛文の頃の事故有りて氏を吉川と改む。或る説に、おふう坂田坂左衛門の息女ともい。これにより増生の学頭は、母方の叔父、野手の

円長寺は父方の伯父となりて、(中略)。

その坂田は女ばかりにて、一味嚴禁なれば預り育てしと言えり。これより友胤の判も鳳茂の判も、黒富の所持と言えり。和田左衛門繁昌のみぎり、父伊賀守京極と改め、今徳源寺の上の古城を普請し、隠居なされしとなり。その節池より宿の下新井の城まで堀を掘り、今は新井堀といふ西の方へ裏門を建て、堀村は城の鬼門艮に向かいたるゆえ、堀村の峰、驚の宮を祭る。別当は廢帝田西福寺時宗にて、住寺庵阿弥の弟子なり。阿弥の住所は驚の山の近所にて阿弥屋敷とて有り。この宮今は堀村東照寺の支配なり。今の大殿は東照寺これなり。

(8) 「井田系譜」 1 (『楳軒文書』 所収)*

○上級 武射部坂田城主井田因幡守

初同郡山室城主後同郡大台城主又坂田城ニ移ル 光台院殿天慶成連大居士 永禄八年三月九日卒 二代井田氏 天正十八年小田原同時落城

世々上級坂田ニ住北野守^二仕

因

暢

初北條氏二仕 天正十年三月十二月既成ヨリ附属土官五人ノ著列文書ヲ伝
北条氏ニテ百石ヲ繩木金組 元和九年寛永三年上洛ニ

未詳

十七年壬子十一月九日死

治

大

夫

父親王^二百石ヲ繩木金組 元和九年寛永三年上洛ニ
役以テ服從セリ 百石ヲ加ヘラル 大

元和十一年上洛 自此ニテ後四十一年百石ヲ加ラレ西四百石トナル後旗奉

行 正保三年丙戌六月五日死

母親王^二百石ヲ繩木金組 初名九郎兵衛 寛永中一百石ヲ繩木金組 父死シテ
西日本ノ御行割中先手足筋頭 万治一年己亥四月廿五日死 四十五

一 喜 大 夫 母親王^二百石ヲ繩木金組 初名九郎兵衛
西日本ノ御行割中先手足筋頭 万治一年己亥四月廿五日死 四十五

(9) 「井田系譜」2 (坂田・小関家文書)

佐野源左衛門貞道
母妻 / 妻子 母同上

母妻 兄妻子

甚五左衛門 俗同上
義家公二仕 後致仕シテ井能登守利房ニ仕

治大夫吉道 初名所左衛門 大阪國朝隱君ニ仕 兄 / 妻子トナリ三百石ヲ属大番組 万治三年庚子供番組 寛文三年癸卯大番ニ復シ使役ヲ兼 十一年辛亥七月廿八日死

治大夫吉道 初名所左衛門 大阪國朝隱君ニ仕 兄 / 妻子トナリ三百石ヲ属大番組 万治三年庚子供番組 寛文三年癸卯大番ニ復シ使役ヲ兼 十一年辛亥七月廿八日死

治大夫好道 初名所左衛門 父先シテ三百石ヲ属大番組 元禄五年壬申使役ヲ兼 十六年大番組頭 宝永五年目付 六年奇合組 十月又目付トナル 正徳中先手足報頭 享保十三年四月七日死

女 大曾根庄左衛門京庄妻

女 佐野源左衛門貞道妻

子 佐野源左衛門貞道妻

治大夫好道

初名所左衛門 父先シテ三百石ヲ属大番組 元禄五年壬申使役ヲ兼 十六年大番組頭 宝永五年目付 六年奇合組 十月又目付トナル 正徳中先手足報頭 享保十三年四月七日死

平三郎好繁 母木内五郎西郎正生女 先父死

浅衛門好安 宝永五年小十人 後追放セラル

吉三郎 村上源五郎高景次男

小三郎好近 後治大夫 実村上源五郎高景次男

○某

某

某

某

某

○某

某

某

某

某

某

某

某

某

吉

吉

吉

吉

吉

好

因幡守 上越国新田主

美濃守 下越国香取郡一ノ原討死

因幡守 板城主 初之多家後仕 互子代者

因幡守 板城主 初之多家後仕 互子代者

因幡守 板城主 初之多家後仕 互子代者

猪

猪

猪

猪

猪

猪

猪

猪

猪

猪

猪

猪

猪

猪

伴茂左衛門重彩妻

女子

母木内五郎良部正忠女

女子

母木内五郎良部正忠女

好

嗣

井田因幡某男也 右馬五郎ト号

一女子

妻女善子好嗣二嫁 東ハ斎藤市良右衛門次女也
母ハ好善ノ妹也

好繁

平三郎 母同上

好安

浅瀬門 母同上

好子

伴茂左衛門重彩妻

女子

母木内五郎良部正忠女

好景

村上左馬之助 為源五郎高任妻子
母同上

好近

治大夫 母同上
妻義景次男也

好典

參四郎 母大森義門五智女

好某

小三郎 早世 母同上

好子

早世 母中山守信家士川島行次郎某女

好子

早世 母同上
為祖父好近妻女 緋飯島勘次郎進行

好子

早世 平三郎 母同上

好子

早世 母同上

井田因幡某 —— 祖父ヲ刑部太輔某ト云、世々上越國大台ノ城主ニテ、北條家ニ属ス。父ヲ因幡守某ト云、同国坂田ノ城ニ遷リ、北條家ニ仕フ。諸家ヨリ得ル處ノ文書四十八通、今家ニ伝フ。因幡モ初北條家ニ仕フ。天正十年壬午十一月、氏政ヨリ附属ノ士二十四人ノ着到文書等家ニ藏ム。北條家滅ノ後、万千代君ニ仕チ、二百石ヲ賜フ。古稱、唐長年中、成公ニ奉仕、旧知ヲ全ク賜フ、役職未詳。十七年壬子十二月九日死ス。一男アリ、治大夫某ト云。

治大夫某 —— 父死シ家督ヲ繼、一百石ヲ賜テ大番組トナル。元和年中、先手足軽頭ニ足軽頭ニ遷リ、元和九年、寛永六年百石ヲ加ラル。寛永三年、足軽頭ニ遷リ、元和九年、寛永六年百石ヲ賜フ。以テ肥前守也。此役ノ十二年脚上房。十年癸酉又百石ヲ加ラレテ四百石トナル。後旗奉行トナリ、正保三年丙戌六月廿五日死ス。望月五郎左衛門某カ女ヲ娶テ二男ヲ生ム。長

ハ喜大夫某、次ハ佐野源太左衛門貞猪ト云、将監某カ善子トナル。妻死シテ妻三男ヲ生ム。治大夫吉道、兄喜大夫某カ善子トナル。次ハ甚五左衛門某、源英公ニ仕チ、後駕ヲ乞テ土井能登守利房ニ仕フ。夫吉道ヲ善子トス。

喜大夫某 —— 初名九郎兵衛、寛永年中、二百石ヲ賜テ書院番組トナル。父死シテ家督ヲ繼、四百石ヲ賜フ。正保年中、前様一百石ヲ返納ス。慶安年中、先手足軽頭トナリ、明和三年、万治一年巳亥四月廿五日死ス、四十五歳。男子ナキヲ以テ弟治大

夫吉道ヲ善子トス。

治大夫吉道 —— 初名所左衛門。初大炊頭頼雄朝臣ニ仕フ。明和三年、兄喜大夫死期ニ善子トナリ、家督ヲ繼、本様ノ内三百石ヲ賜テ大番組トナル。万治三年庚子十二月朔供番組、寛文三年癸卯九月廿七日大番組ニ復シ使役ヲ兼ス。九年己酉病ニ依テトナリ、大和三年、万治一年巳亥四月廿五日死ス。萩原源衛門君広カ女ヲ娶る、子ナシ妻一男ヲ生ム、治大夫吉道ト云。

治大夫好直 —— 初名所左衛門。父死シテ家督ヲ繼、本禄ノ内三百石賜テ大番組トナリ、元禄五年壬申一月十日使役ヲ兼ヌ。十三年庚辰正月廿五日、是ヲ止ラル。

十六年癸未一月廿五日大番組、宝永元年甲申十月十六日自附、六年巳丑正月十一日故アリテ寄合組、十月十二日又自附ニ復ス。享保元年丙申正月一日先手同心頃、十三年戊申四月七日死ス、六十二歳。木内五郎四郎正忠カ女ヲ娶チ三男ヲ生ム。長八平三郎好繁、元禄七年甲戌五月六日、初テ廣公ニ謁シ奉ル。享保十年乙巳十二月朔父ニ先テ死ス、三十九歳。次ハ浅井門好安、次ハ村上源五郎高景、初名吉三郎又冲衛門ト云。好安追放ノ後、享保二年丁酉西命次男トナル。八年癸卯一月十五日、源五郎高任養子トナル。好直男子ナキニ依テ、高景カ次男治大夫好近ヲ養テ子トス。

治大夫好近 —— 初名小三郎又次大夫。養父死シテ、享保十三年戊申五月家督ヲ繼、本禄ノ内百五十石ヲ賜テ小音普組、寛保三年癸亥四月廿八日進物番トナル。延享元年甲子十一月十五日小姓、室暦三年癸酉二月十八日大番組、十三年癸未二月十九日使番ヲ兼ヌ、足高五十石ヲ賜フ。明和三年丙戌四月十三日書院番組トナリ、使役元ノ如シ。十二月十九日定江戸、安永二年癸巳三月十五日故アリテ大番組ニ復ス。天明三年癸卯三月十一日再書院番組、八年戊申三月九日役及半知ヲ召上ラレ小普組、寛政六年甲寅四月九日馬廻組、十二年庚申八月九日又大番組トナル。是年所蔵ノ文書、四十通、文公ノ高賢ニ備ヘ、修飾ヲ加ヘラレ巻軸ニナシ賜フ。文化五年

戊辰六月廿四日致仕シテ人ト改ム、白銀一俵ヲ賜フ。

大森直衛門近智カ女ヲ娶テ二男ヲ生ム。長ハ參四郎好典、初名寿太郎又波門ト云。天明八年戊申一月四日死ス。川島市次郎某、中山守中守伯母ヲ娶テ一男ヲ生ム。平三郎好礼、初名寿太郎ト云。文化七年庚午六月九日嫡孫承祖トナル。是年十一月旧領上

總国坂田ニ至テ、遠祖之墳墓ニ詣セん事ヲ願ヒ奉リ、時ニ伴曾金彼地ニ到リ旧臣等ニ面会シ、旧居城跡ノ図ヲ得テ帰ル。

好近次男ヲ小三郎某ト云、早世ス。

井田殿代々法号（坂田・小関家文書）

・ 真龍院殿威^{（元）}居士

享保四年七月十九日 武射郡大台城主 同所葬

・ 光台院殿大慶成連大居士

永禄八年三月九日 因幡守友庵

・ 宗成刃空大居士

弘治二年八月 日 天蓬城實大居士

慶長十七年十一月九日 武射郡大台城主 同所葬

・ 茂林城繁大居士

正保三年六月廿五日 治大夫某

・ 倍山城範大居士

寛文十一年七月廿八日 水戸侯沢円通寺ニ葬

・ 空山城心大居士

同三夜廟所

・ 全功城盛大居士

治大夫吉通

享保十三年四月七日 治大夫好直

・ 春山城枝大居士

文化十年二月一日 同所

・ 故神葬

天保八年八月九日 同所

・ 故神葬

弘化七年四月八日 同所

・ 至誠院正典忠因大居士

神号——井田威名彦命

元治二年一月四日

越前敦賀ニテ自害

明治元年七月、天朝命トシテ水戸へ下、三夜廟へ改葬ス

好徳書

(元治二年一月四日)

⑩ 井田好徳文書箱 (坂田・小関家文書)¹⁰

其方共以旧恩不忘相慕候、志義を守るに於て今感心矣、此段申達もの也
午(文政五年)

四月

齊昭(花押)

井田氏

旧臣共へ

旧主好徳君、幼ニチ父母ヲ失ヒ相母ニ育テラレ、成長ニ從ヒ文武ノ道ニ達ス。身幹勇壯、御年十一歳之時ヨリ臣八郎徳應水府ニ罷出守候、水戸烈公齊昭之命ヲ以テ十八歳ヨリ御目附役ヲ奉ル。又中納言慶喜卿御上洛役ヲ供ス。文久四年子年水戸戦争、九月八日、漢衡殿陣ヲ引弘ヒ、武田伊賀守正生ヲ始大将分八人、騎上ノ士二百騎、卒千余人上京道之數駆、中仙道筋ヨリ木曾路へ至リ、江州登陸降リ有リ。越前敦賀へ抜け出シガ、加賀藩主へ落去、終ニ本意ヲ遂ス。翌年同所ニテ自害。

至誠院慶正典志因大居士

神号井田威名彦命

上總國武射郡坂田領井田因幡守ヨリ十一代之胤也。

以手紙申達候、入寒之節、愈無事之事ヲ存候、此方ニても一同無事ニ候間安心至極存候、初其後、久敷打弊申候、然者來三月先祖備三百年忌ニ相三候ニ付而者、墓參旁旧地丘罷越心得ニ而勸書も指出、未タ何等御沙汰ハ無之候得共相済候事与存候、其ニ付而いろいろ相談も有之候間、公儀尋向ニ急ヶ敷事与存候間、縁合次第初春ニても罷出候様頗然、何も其節ヲ早々申達候、以上、

(文久三年)

十二月十四日

井田平三郎

臣小関家部十代之胤

小関八郎左衛門使起 謹書

小関八郎殿

⑪ 井田好徳辭世跡 (坂田・小関家文書)¹¹

兼てより

思ひ定て

君か為 かくなれば

こそ

武士の道

○光台院慶天尊成連大居士

(裏) 永禄八年二月九日没

上総國武射郡坂田城主井田因幡守某

文化七年庚午十一月

後男 井田平三郎好徳

(16) 井田氏位牌2（寺方・光台寺旧蔵）

慶応元年

○至誠院廢正典忠因大居士 精位

乙丑二月四日

(裏) 古坂田城主井田因幡守十一代孫

初名誠之助・平三郎

神号 威名彦命

功名後因幡守好徳ト称ス

往年二十四歳

十八歳御自附役勤仕、文久四年八月水府戰爭、九月四日一千余人武田伊賀守始、大將分八人之其一人也。上洛途中戰仕、終加州入。翌五年一月四日、台命北越敦賀於自刃^不。其後御免許、一同北路ヨリ帰魂祭。称神号於麥祭焉。

旧臣一統 小関八郎 謹書

△北条氏關係文書補遺▼

(1) 北条氏政書寫（秋田藩家藏文書）

猪々早：人可被越候、可札明候、謹言、

氏直門のうちへ下總衆三人來候、とらへて越候、井田衆
与云候、ふしん千万候、早：人を被越尤候、

井田殿

(2) 北条氏重書状（沼戸東京博物館所蔵文書）

今度者無際限在陣、御辛勞之至、更難申立候、仍任現來、
西種一樽、進之候、猶遠山司申候、恐：謹言、

井田因幡守殿

九月五日

△解説 ▽ともに「芝山町史」資料集2（中世編）より採録。補遺(1)は秋田県公文書館の所蔵文書で、日付・差出名は未詳であるものの、北条氏政の発給であるものと推定される。補遺(2)は、北条氏直の花押形から、天正二年（1574）の発給であるものと推定され、各種の写本には収録されていない。以上二点の文書によって、坂田城井田氏の軍勢が「井田衆」と呼ばれたこと、「佐食領」編成以前は北条氏直によって掌管されていたことが知られる。

第二部 坂田城跡総合調査 ▲解説編▽

第一章 坂田城跡総合調査の概要

第二節 注目される歴史的地域資源

第一節 ふるさとの城下町「坂田」

JR総武本線横芝駅の北西約一・五キロメートル、下総台地の東端に位置して、戦国時代の「坂田城跡」（横芝町坂田字登城）がある。本城跡は、一五世紀の中葉、千葉氏が築城したと伝えられ、その後は家臣である三谷大膳亮の居城となった。さらには一六世紀以降、大台城（芝山町）の井田氏が移り住み、その城下町として発展するが、土地の方々は古くから「城山」と呼び親しんできた。

城主の井田氏は、一五〇一六世紀、栗山川・高谷川流域の村々に君臨するとともに、約三代にわたり佐倉城（酒々井町本佐倉）の千葉家に仕えた。同時に、小田原城（神奈川県小田原市）の後北条氏の有力被官として、手勢三百騎を率いて房総・関東各地に出陣した。その拠点である坂田城は、東上総における典型的な戦国時代の城郭であったが、天正十八年（一五九〇）五月下旬、豊臣・徳川の連合軍のために開城・破却された。

落城から約四〇〇年、城山台地は緑の樹々に覆われて、多くの歴史を秘めたまま静かに眠っている。その造構は、標高三〇メートルを測る半島状台地の先端部に位置して、主郭部以下、内外の三郭とともに土壁・空堀によって区画され、各所に櫓台・腰曲輪・帯曲輪・井戸・曲輪などの防護施設を備えている。戦国領主・井田氏三代の経済力を支えた、中世の「坂田郷」の村々には、その軍兵数からみて少なくとも一五〇〇～二〇〇〇名の人々が生活していたものと推定される。現在、坂田城跡の周辺には、「根古家（根小屋）」「曲輪（堀）」「輪之内（郭内）」「奥」「井戸」「市場」「寺方」など、小規模ながら城下町を連想させる地名が残されている。また、かつての坂田郷の故地である市場（坂田）・寺方・沖（於幾）・曾根谷、さらに近傍の取立・長倉・小堤・木戸台（城戸台）などには、坂田城との由緒を伝える家々も多い。

近年、地方史チームの高まりとともに、町の内外から坂田城跡を訪れる人々も数多く、昭和六十三年（一九八八）十月、横芝町教育委員会によって案内板（現地）が設置された。平成元年（一九八九）二月、広報紙による「ふるさと創生資金」事業のアイディア募集に際して、町民各層から約一八〇件の提案が寄せられたが、坂田城復元など坂田池周辺の整備が多数を占めた。さらに、同年十一月実施の横芝町商工会による「地域資源に関する調査」においても、坂田城跡・坂田池・城山梅林などに対する町民の高さが窺われる。

昭和六十一年（一九八六）三月以降、「坂田池周辺地区整備構想」に基づいて、坂田池周辺の公園整備事業が進められているが、平成五年（一九九三）三月竣工の「坂田池ふれあい公園」に統じて、近い将来、緑の城山台地を含めた総合公園が完成するものと期待されている。ふるさとの自然と歴史を残す坂田池周辺、とりわけ、城山台地の全体にわたる中世城郭は、以下に列記する特徴点を備えており、横芝町における貴重な文化財・観光資源である。

(1) 栗山川の畔、かつての兩総国境

に位置して、戦国時代には東上総における政治・経済・文化・交通の重要な拠点であったこと。

(2) 城主の井田氏は、房総・関東各地に出現して活躍したが、写本ではあるが当時の根本史料を残して

おり、その足跡を具体的に知ることができる。

(3) 落城後、多くの城郭施設は破却されたが、地元の人々のご努力により



*整備がすすむ坂田城周辺
<「広報・よこしば」第347号>

よって、城山全体の遺構群（土塁・空堀・櫓台・曲輪・井戸跡など）が完全に残されていること。

(4) 城跡の遺構は、中世的特徴を良く残しており、その構造・規模と計画性（範張）において、房総地方において類例がなく、超一級の文化財であること。

(5) 城跡は国道二二六号線JR総武本線に近接、地の利に恵まれており、近い将来、交通網の再編・整備とともに、横芝坂方の歴史的観光資源としての活用が期待されること。

第三節 坂田城跡総合調査の実施

1 総合調査の目的

ふるさとの城下町・坂田城跡は、單なる史跡（遺跡）として保存されるに止まらず、来るべき二世紀を展望した「町づくり」の中で、環境・教育・文化・スポーツなど、「地域の活性化」「住民福祉の向上」に資するため積極的に活用されなければならない。ここに掲げる総合調査は、坂田城跡に関する各種調査を実施して、文化財活用への基礎資料とする目的とする。将来的には、「横芝町郷土資料館」（仮称）の建設、「城山自然公園」（仮称）の整備など、文化財を活用する本格的事業が具体化されるものと予想される。

ここでは、将来の本格的な整備・建設・公開に向けて、(1)城山全体にわたる地形・自然（動植物）・遺跡（城郭遺構）の基本的な把握と活用への検討、(2)散佚（町外流出）が懸念される関係史料・文献資料の収集・整備と公的保存対策、(3)前項を達成するための総合調査の実施と報告書の刊行など、基本的事業を実施するものとする。

2 調査事業の概要

(1) 総合調査の実施

① 坂田丘陵の自然（地形・地質・動物・植物など）。

② 坂田城跡の全体測量と関係遺跡の調査（城跡・神社・寺院など）。

③ 関係資料の調査と収集（古文書・文献・金石文・古地図・墓塔など）。

④ 収集資料の公開（展示）と保存対策（収蔵）。

⑤ 調査報告書の編集・刊行（特に「井田氏関係史料集」の編纂）。

⑥ 坂田城跡の文化財（史跡）指定。

◎ 「郷土資料館」「城山自然公園」（いずれも仮称）等の具体的検討。

3 調査組織の概要

① 調査事業を進めるために、文化財審議会の指導のもとに「調査團」を編成、分野別に「調査班」を置くものとする。

② 調査團は以下の編成とする。



③ 調査團に關わる会議・調査・執筆等は、すべて審議会外活動とする。

第二節 既存文献の成果と課題

第二章 坂田城史研究の軌跡と文献資料

第一節 文献調査の概況

本調査団では、上總井田氏・坂田城跡に関する史料調査を進めるとともに、併せて地誌・県誌・郡誌・市町村史・研究論文等の文献資料の検索にも努めてきた。その結果、確認された関係文献は合計六件に及ぶが、分野的には文献学史六〇%・考古学三〇%・その他一〇%によって構成される。形態別の内訳は、研究論文二件以下、解説記事二件・調査報告書一件・史料集一〇件・遺跡分布地図三件・その他三件である。

文献資料の年代的傾向をみると、戦前の文献は五件を数えるのみで、戦後の一九五〇～六〇年代も低調（五件）であり、その八〇%強が一九七〇年代以降の出版物で占められている。さらに、記事の内容によって、(1)「総州山室譜伝記」中の伝承説話を要約・引用する地誌類等九件、(2)「井田文書」を素材とする戦国土豪の研究等二四件、(3)坂田城跡の調査・研究・活用に関する報告書等一八件などに大別される。

これらの文献資料は、それぞれの分野における優れた学的成果であり、直接・間接に坂田城跡をテーマとした研究者は実に三〇余名を数える。総数六件に及ぶ著書・論文すべて、先学の業績（研究成果）を摸取することは、また容易な仕事ではない。以下、関係文献を網羅、その学的成果を整理・紹介しながら、上總井田氏および坂田城跡に関する調査・研究の軌跡を辿ってみたい。

この分野での先駆的業績としては、明治十一年（一八七八）に上梓された安川惟礼（柳溪）の『上總國誌』（文献）があり、その後の県誌・郡誌編纂における基礎的文献となつた。現地踏査を基本とする著者は、小堀村の神保貞氏の案内にて、「古城の地図を携へ」て坂田城跡を調査、表面観察による遺構状況を記録するとともに、「山室譜伝記」「神保文書」によって「城址の沿革」を紹介している。同時期

1 「山室譜伝記」の伝承説話

(1) 地誌類に描かれた合戦伝承

条方の諸城主との間に、激しい攻防戦をくり返していた。特に上総・下総の国境に位置した坂田城跡は、九十九里平野から北総台地への交通路を扼す要衝の地で、北条氏の軍事基地の役割りを果たしていたものと推測される。天正期（一五七三～九〇）の城主である井田因幡守胤徳は、下総佐倉の千葉氏に仕えたが、後に北条氏政の支配下に属して、手勢三〇〇人を擁した典型的な戦国土豪であった。

宝曆六年（五七六）の編纂とされる「総州山室譜伝記」によると、坂田城主の三谷大膳信ば（弘治元年（五五五）閏十月十八日、武蔵郡の名刹金光寺（芝山町山田）へ參詣の帰途、近傍大台城（芝山町大色）の井田因幡守胤徳に攻められて討死したとされる。所謂「宝馬野台城」であるが、その信憑性の是非はともかく、一五五〇年代を画期として坂田城周辺は上總井田氏の支配下に移ったものと思料される。

この「総州山室譜伝記」の内容は、俗に「軍記物」と称される形態を踏襲して、上総飯縄城（芝山町飯縄）の山室氏一門を中心に、井田・和田・高藤・怒賀・三谷など、近隣土豪層の「合戦譜」を載せている。その原本は未確認であるが、かなり広範囲に流布されたらしく、両総各地に一〇数種の異本（写本）が存在している。稗史的性格の文献ではあるものの、明治期（一八六八～九二）以降、地誌類編纂の基本的史料として利用されてきた。

この分野での先駆的業績としては、明治十一年（一八七八）に上梓された安川惟礼（柳溪）の『上總國誌』（文献）があり、その後の県誌・郡誌編纂における基礎的文献となつた。現地踏査を基本とする著者は、小堀村の神保貞氏の案内にて、「古城の地図を携へ」て坂田城跡を調査、表面観察による遺構状況を記録するとともに、「山室譜伝記」「神保文書」によって「城址の沿革」を紹介している。同時期

の成果としては、小沢治郎左衛門の「上総町村誌」（文献2）、村岡良弼の「日本地圖誌料」（文献3）がある。特に小沢氏は、中世坂田郷の故地である市場・於幾・曾根合・寺方・さらに小堤・木戸台・取立・長倉などの諸村について、「山室譜伝記」を援用して解説を加えている。

大正期（九二—一六）に刊行された県誌・郡誌は、前記地誌類のスタイルをほぼ踏襲、内容的には「山室譜伝記」からの要約・引用である。大正五年（一九一六）刊行の「山武郡郷土誌」（文献4）は、「旧蹟・名所」の項において、坂田城址・飯櫃城址・大台城址・小池城址・山中城址等を紹介、各城址の地勢と城主について解説している。同八年刊行の「稲本・千葉県誌」（文献5）は、各城址の紹介に続いて、「氏族・人物」の項で山室氏（常隆・氏勝・光勝）、井田氏（友胤・胤徳）、和田氏（胤信・胤富）、三谷氏（信義）の系譜を紹介している。また、一九五〇年代の成果である「山武地方誌」（文献6）も、基本的には県誌・郡誌と同一内容であり、「山室譜伝記」の合載伝承を要約・紹介するに止まっている。

[2] 「山室譜伝記」の翻刻・普及

すでに検討したこと、「絶州山室譜伝記」の存在は、明治年代（八七—八八）以降、広く地誌学界に知られていた。しかし、原本は紛失・未確認のままで、各地に伝存する異本類には翻刻が多く、その書体・用語など極めて難解な古文書であった。大正期（九二—一六）、大穂村の伊藤精一・大木慎吾の両氏がそれぞれ個人的努力で転写・回覧に努めたが、一般にはあまり普及しなかつた。

活字版「山室譜伝記」が普及するのは、昭和三十年（一九五五）出版の「豊岡村附近要圖」を収載している。また、最近の成果としては、芝山町教育委員会の「絶州山室譜伝記」（文献9）

がある。これは、各地に保存されている写本類を、「数年にわたる調査・研究」「「読み合わせ」の作業を経て、郷土史研究の資料として出版・普及したものである。その巻末には、各写本の奥書きが付記されており、受容層の意識を知る上で参考となる。

2 「井田文書」と戦国土豪の研究

(1) 「井田文書」の翻刻・採録

戦国末期における上総井田氏の動向を示す史料としては、所謂「井田文書」以下、「見文書」「大須賀文書」「神崎文書」「毛利文書」などの家藏文書、さらに「千字集」や「安得虎子」「下総旧事」などの所収史料が知られている。これらの史料中、最も確実とみられる「井田文書」は、永正（一五〇四—二）から天正・文禄（五七三—九六）に至る坂田城主井田氏の家藏文書群で、その宿老職の末裔とされる神保家（横芝町小堤）に伝承してきた。寛政十二年（一八〇〇）二月、文書原本が水戸の井田家に返還された際、所謂「神保本」と称される写本が作成された。水戸においても写本数種が作成されたらしく、影考館所蔵の「井田氏家藏文書」、「権井文書集」所収の「井田文書」（権井本）などが現存している。

神保本「井田文書」は、昭和十五年（一九五〇）以降、県史編纂事業の一貫として調査され、同三十七年（一九六二）刊行の「千葉県史料」中世篇諸家文書（文献10）に「神保文書」として翻刻・採録された。この史料集には千葉氏以下、足利氏・北条氏・原氏・高城氏など、諸氏の発給文書。その他、合計四六点が収録されている。昭和五十年（一八七五）刊行の「横芝町史」（文献11）は、巻頭図版「中世の古文書」として権井本「井田文書」の一部、「坂田城絵図」（寺田尹家文書）を採録・紹介している。さらに、本文中において「井田文書」全体を紹介することも、詳細な考察を試みている。

続いて、一九七〇年代の「神奈川県史」（文献12）「旭市史」（文献13）、一九八〇年代の「海上町史」（文献14）「我孫子市史」（文献15）、一九九〇年代の「龍ヶ崎市史」（文献16）など、数多くの県史・市町村史が「井田文書」（一部）を採録していく。以上のとく、所謂「井田文書」は、東上総における戦国土豪の研究を進める

上で、極めて重要な基本的史料である。

(2) 上総井田氏の調査・研究

上総の井田氏は、一五世紀以降、山辺庄小池郷（芝山町南部）に居領、大台城、坂田城などを拠点に活動したが、世系的には氏風・友風・龍徳と継いでいる（「小文書」）。井田氏に関する初見史料は、「子学集抄」の永正二年（一五〇五）十一月十五日条で、千葉昌胤の元服式に際して、美濃守氏風が妙見社神前に「御馬一疋」を奉納している。さらに、天文（一五三一～五五）以降、因幡守友風（史料的には美濃守）は大台城を拠点として、近隣に勢力を拡大していくとされる。また、弘治元年（一五五五）閏十月、坂田城・三谷氏の内紛に際して大膳信慈（大膳亮亮與とも）を討つて、井田氏の一門は坂田城へ移ったと伝承される（「越州山家譜伝記」）。北条氏の兩継進出とともに、その支配下に属した井田氏は、山中城（芝山町山中）の和田氏以下、三谷・椎名・堀内・村山など、近隣城主との被官化を進めていた。

その所領範囲は、栗山川・高谷川の流域を中心として、武射・鹿渡二郡に及んでいた（「井田文書」）。この分野における成果としては、伊藤一男氏「坂田城主井田氏の軍役について」（文献17）、同「上総坂田郷における井田氏の動向」（文献18）、同「戦国井田領の形成と展開」（文献19）などがある。これら一連の伊藤氏論文は、神保本「井田文書」の整理と分析を通して、(1)上総井田氏の歴史、(2)所領支配と家臣団、(3)北条家著到状と軍備の内容など、主に家臣団構成と軍役負担について検討している。

天正十五年（一五八七）十二月発給の「北条家著到状」によると、井田龍徳は馬上六〇騎以下、鎧・鉄炮・弓・旗など、合計三〇〇人の軍役負担を下知されていていた。また、天正期と推定される「小田原一手書立（写）」には、「伊田殿」とある（「井田文書」）。この井田氏の軍勢は、山中城の和田氏、柴崎城（光町）の椎名氏、新村城（八日市場市）の三谷氏など、被官化した在村士豪層によって構成されていた。また、天正期と推定される「小田原一手書立（写）」には、「伊田殿」——上総坂井田因幡守」とあって、坂田城を中心に「領」形成が進められた可能性がある（「安得虎子」）。この「伊田殿」は井田龍徳と推定され、岩付在番（埼玉県若

櫻市）や牛久在番（茨城県牛久市）など、北条氏の関東経営の最前線に勤員された。この時期の井田氏を扱ったものに、伊藤一男氏「戦国期千葉氏と在地土豪の動向」（文献20）、同「戦国土豪の所領と軍事力」（文献21）などがある。

天正十八年（一五九〇）小田原城敗滅の後、井田氏は徳川家康の庶子である武田信吉（佐藤城主）に仕官、その代官として「八日市場領」支配などに活躍する。慶長七年（一六〇二）武田氏の転封とともに、井田氏は常陸國水戸領（茨城県水戸市）へ移住するが、やがて徳川頼房の家臣となっている（「井田系譜」「水府系纂」「万君古帳」）。井田氏の近世的対応について触れたものに、伊藤一男氏「東土総における戦国土豪の終焉」（文献21）があり、(1)上総成東領の形成と旧土豪層、(2)領内土豪層の近世的対応、(3)近世的対応の類型についてなどを検討している。天正十八年以降、坂田城周辺は成東領に編入され、旧土豪層の多くは帰農・土着して、各村落の草百姓として近世的対応を遂げていった。

(3) 開拓する文献・論文

神保本「井田文書」は、昭和三十七年（一九六二）の「千葉県史稿」（文献10）による翻刻以降、数多くの県史・市町村史（史料集）に採録されてきた。このため、東土総の戦国期史料としての評価が定まり、一九七〇年代以降、小笠原長和・柴辻俊六・黒田基樹・市村高男の各氏など、中後戦国史研究において積極的に利用されている。県史編纂委員でもあった小笠原氏は、昭和四十五年（一九七〇）二月、「軍事史学」五巻四号に「戦国末期における下総千葉氏」（文献24）を発表、千葉氏の分裂と衰退、治頭の後北条氏の勢力について検討された。この小笠原氏論文の中では、神保本「井田文書」の一部が利用され、千葉氏家臣としての井田氏、特に千葉富と井田平三郎（龍徳）の関係に言及されている。また、柴辻氏は「後北条の再編支配」（文献23）の中で、北条氏勢力の上総・下総への進行過程、千葉氏家臣としての井田氏の動向について触れている。

これらの学的成果を受け、後北条氏の支配構造を具体的に分析されたのが、黒田氏の「後北条氏における支城領の形成過程」（文献25）、同「北条氏の佐倉領支配」

(文献27)である。天正十五年(一五八七・十二月)、北条氏政は下總に出張、佐倉領に対する「仕置」を終えるが、同時に井田氏などに著到状を発給している。さらに、

黒田氏論文は、高城・井田両氏に対する江戸城・狩邊山氏の「指南」関係など、後北条氏による佐倉領支配の一端に言及している。佐倉領に関連するものとして、外山信司氏の「戦国末期の佐倉」(文献28)があり、井田氏一門(秀五郎)の「佐倉出仕」、井田氏と「佐倉御普請」、小田原への出陣経路など具体的に検討している。

当時、北条氏分領の北限を占める下総・常陸の国境地帯では、南進を企てる佐竹氏配下の多賀谷氏(下妻城)との間に抗争が激化、牛久城(茨城県牛久市)・足高城(同筑波郡伊奈町)付近において攻防戦が展開されていた。これに対応して、北条氏政は井田氏以下、両總地方の支城主に「牛久在番」を下し、牛久城の岡見氏を加勢・救援している。この分野については、市村高男氏「戦国常陸南部における地城権力と北条氏」(文献26)、平野明夫氏「高城氏と後北条氏について」(文献29)、久保健一郎氏「北条氏と常陸・下総・下野」(文献31)がある。特に市村氏論文は「井田文書」等を引用・紹介、井田氏以下、高城・豊島・国分諸氏による牛久在番に言及して、この軍事的行動が「下総・上総の広範な支城主層に聞かれる重要な事項であった」と考察している。

このほか、井田氏に関する論考としては、伊藤一男氏の①「戦国房総の鉄炮」(文献30)、②「献上された房総の隼」(文献33)、③「徳川万千代の生涯」(文献32)などがある。論考①は、「井田文書」中の軍器割付・鉄炮禁令(二例)を紹介、北条氏分領内における鉄炮の実態について考察している。論考②は、「井田文書」以下、「神崎文書」「豊前氏古文書抄」などの歴史史料を分析、戦国城主間における大鷹の贈答、井田氏による東總産の小鷹(隼)の献上などに言及している。論考③は、家康の第五子である武田信吉の生涯に触れて、小金領・佐倉領から水戸領に至る経過を検討、井田風徳が仕官した近世初頭の水戸藩について描いている。

3 坂田城跡の調査・研究・活用

1 中世城郭事典への採録

昭和四十五年(一九七〇)・同四十六年に実施された、千葉県教育委員会による中近世遺跡調査事業は、房総城跡史研究への端緒をひらき、実質的研究への基礎データを蓄積する上で貴重な第一歩となった。松下邦夫氏編の『千葉県中近世遺跡目録』(文献40)によると、県下八四市町村を対象とする分布調査の結果、城跡二八三・館跡五五・砲跡一四三・陣屋跡六一・その他四の計五八六遺跡を踏査・確認した。

この全県調査の際、横芝町においては周知の坂田城跡のほか、長倉城跡(館跡とも推定される)・小堀要害城跡の存在が再確認された。各遺跡とも保存状態は極めて良好で、近世以降の畠地開墾による破壊は受けているものの、土塁・空堀・櫓台等の址線を明確に残していた。これらの調査成果は、一九八〇年代の『千葉県埋蔵文化財分布地図』(文献45)、『横芝町埋蔵文化財分布地図』(文献46)へと継承され、地域開発に対応した文化財行政に活用された。

上総井田氏の拠点である坂田城跡は、JR総武本線豊田駅の北西約一・五キロメートル、俗に「城山」と呼ばれる横芝町坂田寺登城の台地上に所在する。本城跡は、いわゆる戦国末期の丘陵城郭であるが、その遺跡は栗山川の支谷によって形成された東西約二五〇メートル、南北約一五〇メートルの半島状台地(平均標高三〇メートル)の先端部に展開している。その構造(構造)は「直線連郭式」を呈して、主郭部以下、内外の三郭とともに土塁・空堀によって区画され、その要所には櫓台・腰曲輪・井戸曲輪などの防禦施設を備えている。城跡の周囲は沖積低地に接した急崖で、寺方北方の鞍部によって親台地から区画されて、その南方に旧坂田沼の湖沼群を控えた要害の地であった。

坂田城跡の付近には、長倉城跡(横芝町長倉字窓室)・小堀要害城跡(同小堀字下宮台)があつて、それぞれ南北の支城の機能を果たしていたものと推測される。長倉城跡は、坂田城跡の南西約一・二キロメートル、舌状台地の縫合に位置する。單郭形を呈する、所謂「台上館跡」であるが、土塁・空堀の一部と妙見社(石宮)が存在する。一方、小堀要害城跡は、坂田城跡の北西約一・五キロメートル、高谷

川の低地に臨む台地上に存在した。その遺構は多郭雑形（三郭）を呈して、土壁・空堀・橹台・井戸曲輪が認められたが、昭和五十三年（一九七八）土砂採取のために完全に消滅した。

（二）遺跡要害城跡と記録保存

東上総の東端に位置する山武地方には、戦国時代を中心として約九か所の中世城跡が存在するが、明治（一八六八～一九二〇）以降、地誌類・県誌・郡誌等に収載されることで、大類伸氏の監修になる『日本城郭全集』³（文献34）が最初の成果である。その責任編集を担当された内田栄一氏は、「山武地方誌」の記事を引用して

「坂田城」の解説文を執筆され、永享期（一四九〇～一五〇〇）の城主を「三谷又四郎頼胤」と推定されている（子葉大系図）。これに続く成果としては、清水浦次郎氏の『山武郡の古城址』（文献35）、府馬清氏の「房総の古城址めぐり」（文献36）があり、ともに「坂田城」の解説記事を載せている。清水氏の著書は、没後の出版であるが、地誌類を案内役として郡内六か所の古城跡を踏査、「坂田城址」の表面観察による遺構状況を記録している（概念図・推定地割図）。実際の執筆は昭和六年（一九三一）以前とされ、當時としては個人の労作であることを含めて、他に類例のない作業である。また、府馬氏の著書は、雑誌「房総及房総人」に連載した「城跡探訪」シリーズを集成したもので、県下の古城跡を訪ね伝承を中心的に取材・記録されている。

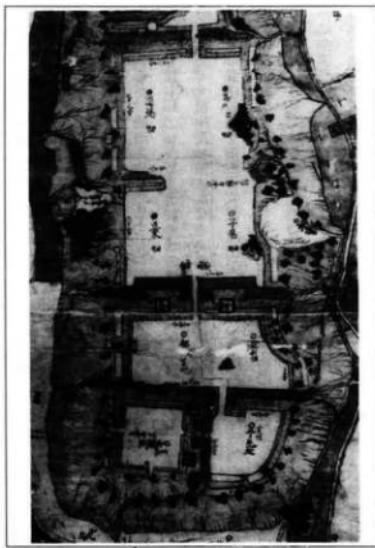
一九八〇年代以降、大木衛氏編の「日本城郭大系」第6巻（文献37）、村田修三氏編の「図説・中世城郭事典」第1巻（文献38）、西ヶ谷恭弘氏の「戦国の城」関東編（文献39）などが刊行され、県下全城にわたり主要城跡を網羅している。大木氏編の城郭大系は、伊藤一男氏の「坂田城」「小堤城」に関する解説記事を載せている。特に坂田城の記事は、江戸中期の絵図を参考に、表面観察による概念図を作成・各遺構を詳細に解説している。また、村田氏編の城郭事典には、三島正之氏の「坂田城」の解説記事が収載され、城跡の測量図面上に各遺構を復元、その特徴点について解説を加えている。この三島氏の記事は、西ヶ谷氏の著書とともに、坂田城跡の研究上、基礎的文献となるべき成果であり、まさに中世城跡の歴史資料化

への先駆的業績として評価される。

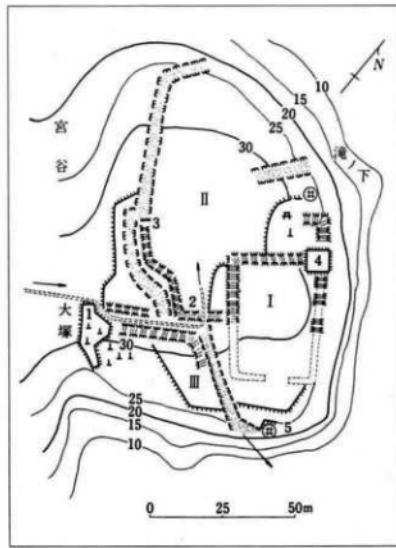


坂田城跡概念図（原図：三島 正之）

その後、遺跡地は他社へと転売され、本格的調査をしないまま第II郭（要害）が破壊されるに至った。さらに、土砂採取が城跡の主郭である第I郭（城之内）の直下まで進行したので、昭和五十二年（一九七七）十一月十九日（二十四日）、第三次の緊急調査が実施された。その成果は、伊藤一男氏外「横芝町小堤要害城跡」



坂田城図（横芝町坂田・寺田家所蔵絵図）



小堤要害城跡概念図（原図：伊藤一男）



山室城跡概念図（原図：井上哲朗）



坂根城跡概念図（原図：柴田龍司）



小池田向城跡概念図（原図：三島正之）

(文献42) に詳しいが、調査の内容は(1) 残存する主郭部・腰曲輪の測量、(2) 土堀部分の発掘を実施した。その結果、測量調査では腰曲輪部分において「横井戸」遺構を検出、発掘調査において土堀の構築技術を確認した。さらに、昭和五十三年四月、残存する遺跡地すべてが買収され、土砂採取のために城跡全体が消失するに至った。記録保存のため、残存する土壠状遺構を緊急調査、併せて城跡南側の測量調査を実施した。その成果として、伊藤一男氏の「小堤要害城跡調査報告書」(文献43)がある。

昭和五十五年(1980)以降、千葉県教育委員会による中近世城跡研究調査事業(学術調査)が開始され、山武地方においては横芝町坂田城跡(1981)・芝山町坂田城跡(1986)の測量調査および確認調査が実施された。沼沢豊・加藤正信・柳見名氏の「坂田城跡発掘調査報告書」(文献44)によると、昭和五十七年(1982)十一月十三日~十八日、城跡亘郭(東)の確認調査(面積100平方メートル)が実施され、その結果、土壠基底部・埋没空堀跡が確認された。測量調査の内、地形測量は業者に委託、その地形図上に各遺構を載せて城跡概念図を作成している。

ここで注目されるのは、表土下から検出された削平土壠の基底部、埋没した空堀跡の存在であるが、「坂田城絵図」(寺田尹家所蔵)の東・道城間の低地に示された「土手堀トモ崩」との註記と全く符合する。この結果、従来四署と説明されてきたが、実際には第五署から成る大城郭であったことが判明した。この城図は、寛政五年(1793)の測量・作図と伝えられ、県内現存の城郭絵図の中で最も精細であり、その資料的価値は極めて高い。城図の中には、「馬出」「城門門形」「釣(吊)橋」「厩(馬廐)」「金井戸(蟹井)」など、数多くの註記がある。一八世紀末における伝承・地形を記したものと理解されるが、検出された土壠・空堀のことと、考古学的方法によって確認・再現される可能性を残している。

一方、山室氏の本拠地ともされる小堺郷の拠点である田向城跡は、昭和六十三年(1988)九月、城跡全城を含むゴルフ場造成事業が計画され、町文化財審議会など各方面から保存要望が出されたが、協議の結果、緊急記録保存措置として発掘調査を実施することとなった。中野修秀氏の「田向城跡」(文献45)によると、調査期間は平成元年(1989)九月一日~同三年十二月六日の長期にわたり、約40000平方メートルを測る城跡主要部分の全面調査が実施された。発掘調査の結果、土堀・空堀など防護施設のほか、堀立柱建築物跡(一様・堅穴状遺構九基)・地下式土坑(基・貯水場)・基・ピット群多数が検出された。中野氏の所見では、主郭部周辺の建物跡は主殿(五間×三間)・常御殿(二間×三間)・厩(馬屋八間×二間)。その他(家臣住居等)と推定され、これらの遺構間には「時期的な変遷が認められる」とされる。すなわち、主郭部周辺の遺構状況は、時期的にIa・Ib・IIの三期に区分され、II期には主殿の大改築が認められ、II期になると主殿・常御殿・厩など

トルを測る城城が確認され、第II郭北東下において「根小屋」遺構が明瞭に確認された。また、確認調査は城ノ内(八八平方メートル)と根古屋(八四平方メートル)に分けて実施されたが、主郭部(城ノ内)からの出土遺物によって、飯糰城が天正十八年(1590)以降も利用された可能性があることが判明した。一方、根古屋では地下二〇センチ位置で中世の造面を確認、「六世紀後半の遺構・遺物を検出した。

これら学術調査に続くものとして、松尾町山室城跡(1991)・芝山町田向城跡(1994)など、記録保存のための緊急調査がある。飯糰城山室氏の本拠地である山室城跡は、平成二年(1990)九月、城跡の一帯が県土木部による危機緩和地崩防止対策事業の予定地となり、同年四月九日~三十一日、記録保存のため発掘調査が実施された。井上哲郎氏の「松尾町山室城跡」(文献46)によると、発掘調査は第一郭終辺部・腰曲輪の一部を対象としたが、その結果、城跡に伴う石垣(延長約100メートル)が検出された。井上氏の所見では「伴出する遺物からみて一六世纪前半、主郭周辺において大規模な曲輪の改造(延張等)が行われたことが判明。この時期が山室城のひとつの二期として捉えられる」とのことである。

一方、井田氏の本拠地ともされる小堺郷の拠点である田向城跡は、昭和六十三年(1988)九月、城跡全城を含むゴルフ場造成事業が計画され、町文化財審議会など各方面から保存要望が出されたが、協議の結果、緊急記録保存措置として発掘調査を実施することとなった。中野修秀氏の「田向城跡」(文献45)によると、調査期間は平成元年(1989)九月一日~同三年十二月六日の長期にわたり、約40000平方メートルを測る城跡主要部分の全面調査が実施された。発掘調査の結果、土堀・空堀など防護施設のほか、堀立柱建築物跡(一様・堅穴状遺構九基)・地下式土坑(基・貯水場)・基・ピット群多数が検出された。中野氏の所見では、主郭部周辺の建物跡は主殿(五間×三間)・常御殿(二間×三間)・厩(馬屋八間×二間)。その他(家臣住居等)と推定され、これらの遺構間には「時期的な変遷が認められる」とされる。すなわち、主郭部周辺の遺構状況は、時期的にIa・Ib・IIの三期に区分され、II期には主殿の大改築が認められ、II期になると主殿・常御殿・厩など

が解体されている。この時期的変遷は、在地における政治情勢の変化に対応したものとみられ、中野氏は「初期は大改造によって主導権は会所的性格を強め、一方、Ⅱ期への変化は城主不在の時代を示しており、城番が置かれた可能性がある」と推定されている。

(3) 地域的資源と観光開発

坂田城跡は、国道二二六号線・JR総武本線に近接、地の利に恵まれており、近い将来、交通網の再編・整備とともに、横芝地方の歴史的観光資源としての活用が期待される。さうに、城山の斜面林から坂田池畔にかけての一帯の地は、横芝町の中央市街地（上町・本町など）に近接、その緑豊かな自然景観は、地域の人々に潤いと安らぎを与えてきた。

昭和六十一年（一九八六）三月、横芝町では「坂田池周辺地区整備構想」（文献53）を策定、同六十二年三月の「横芝町基本計画」（文献54）において、総合的な公園整備の方針が明らかにされた。具体的には「坂田池周辺の整備は、町民に親しまれるシンボル性の高い公園として、坂田城跡・梅林も含めた都市公園整備事業の中で推進する」ものである。この計画は「坂田池及びその北側の城山一帯を公園として整備することにより、計画地の有する良好な自然環境を保全するとともに、本町のレクリエーション機能の増強を図る」との基本構想に基づくものであった。

一方、近年の地方史ブームの高まりとともに、町の内外から坂田城跡を訪れる人々も多く、昭和六十三年（一九八八）十月、横芝町教育委員会によって現地案内板が設置された。平成元年（一九八九）二月、広報紙において「ふるさと創生資金」事業のアイディアが募集され、その結果、坂田城復元・展望台・資料館・観光森林・菖蒲園・巨大迷路など、坂田池周辺の整備を中心として町民各層から計一七六件の提案が寄せられた。同年五月、上位一九事業案に関するアンケート調査対象（一〇〇名）が実施され、その結果（回答一七三名）に基づいて「坂田城築城五〇〇年記念事業」等五事業案が選定・決定された。同年三月策定の「横芝町地域づくり推進事業計画」（文献55）によると、記念事業は「今後多くの意見を参考にして基本方針を策定するが、一望千里の高台に城の復元や展望台の設置等といった意見が多いことや、同城址が築城五〇〇年にあたることもあって、その記念事業として台地の突端に「一三ヘクタールを利用して、優先的に事業を実施していく」予定となっている。

平成三年（一九九一）十一月、横芝町商工会による「地域資源に関する調査」が実施され、自然・歴史・人物・祭礼・特産物・各種施設など、横芝町における観光的地域特性が再検討された。同調査の報告書（文献56）によると、横芝中学校一、二年生の父兄を対象にアンケート調査を実施、計三七〇票の有効回答を得ている。調査の結果、観光客に誇られる横芝町の自然では「坂田池」が第二位（三九票・六四・%）、歴史と人物では「坂田城跡」が第二位（六〇票・四三・%）、祭りと施設では「城山梅林」が第四位（一票（一四・六%）など、坂田城跡周辺に対する関心の高さが示された（得票数は複数回答による）。同四年九月以降、横芝町商工会ではアンケート調査の成果に基づいて、観光マップ（文献57）作成による観光資源のPRなど、「むらおこし推進事業」を実施している。同事業の実施報告書（文献51）は、横芝町における観光開発の課題と方向に触れて、坂田城跡の整備と梅林の活用をあげている。具体的には「坂田城跡は畠の真中にあり、土壁と案内板がある程度で、昔のおもかげが見られない。近辺には梅林があることから、梅との関係を強化して、坂田城跡梅林公園をつくるといった方法も考えられる。また、この地域が横芝の高台にあることから、小さな城を模した展望台をつくり、眼下の坂田池や町内を一望できるようになると、検討課題の一つであろう」と提案している。

一方、横芝町のほぼ中央に位置する坂田池は、約八ヘクタールに及ぶ広大な自然湖沼であったが、昭和六十一年（一九八六）十一月以降、水資源開発公団による「房総導水路坂田調整池第一期工事が開始された。これと併せて総合的な公園整備が進められ、平成二年（一九九〇）三月、一部工事（面積一・二ヘクタール）が完成した。さらには、同年八月、坂田城築城五〇〇年記念の花火大会が催され、真夏の夜空をスター・マインなど五〇〇発の花火で彩り、坂田池畔の約四五〇〇人もの観衆を魅了した。平成五年（一九九三）三月、「坂田池ふれあい公園」の造成工

事（面積一四ヘクタール）が完成、水辺環境を巧みに生かしながら、広場・園路・植栽などが整備された。統一野球場・テニスコートなどのスポーツ施設・駐車場。

その他の環境整備が進められている。

(4) 自然環境調査の実施

坂田城跡の一帯は、単に史跡としての歴史的価値に止まらず、城山の斜面に広がるスタジイを中心とする常緑広葉樹林、南接する自然湖沼たる坂田池など、豊かな自然資源に恵まれ地域住民の心の糧となってきた。平成五年（一九九三）四月以降、

坂田城跡周辺の自然環境保全に関する基礎資料を収集するため、千葉県環境部自然保护課による学術調査が実施された。この調査は、城山の斜面林と坂田池周辺の湿地性植物を対象として、平成五年四月二十八日から同六年一月三十一日にかけて実施されたが、観察・測定の総面積は約一〇四ヘクタールを測る。調査の成果は、谷城勝弘・小野沢信夫両氏の「坂田城跡の自然」（文献56）に詳しいが、以下のとおり整理・要約される。

〔植生〕 城山台地全体を一〇調査区に分けて、各区毎に群落組成を観察・測定した結果、主体はスタジイを中心とする常緑広葉樹林で、タブノキ・トベラなど沿海地性の樹種を多く交えていることが判明した。そのほか、スタジイ・モミ混生林などの植生タイプが確認された。

〔巨木〕 胸高直径三〇センチ以上の樹木は、調査区全体で一七種七八五本を数え、直径一〇〇センチを超える巨木はスギ三本・イチヨウ二本・スタジイ一本の計六本である。

〔植物相〕 確認された植物は計三四三種を数えるが、この中には県内初記録のシカクホタルイ・稀少種であるイワヘゴ・センダイスゲ・ミズナビ・ミクリ等が含まれる。

〔鳥類〕 ラインセンサス・定点観察等によって確認された鳥類は、スズメ・ヒヨドリ・アオジ・コガモ・カルガモなど、一三目一六科五四種である。

〔魚類〕 坂田池を中心とする水域において、ブルーギル・チチブ・タモロコ・モツ

ゴ・ツチフキなど、七科一六種の魚類が確認された。

〔その他〕 昆虫類三三種、爬虫類五種、兩棲類一種、哺乳類一種が認められた。

調査団長の沼田真氏（千葉大学名誉教授）は、調査総括として「今日は、城跡のある台地帯に連続する坂田池と、その周辺の休耕田も含めて実施した。（中略）この地域は人為が加わった部分も多いが、斜面林では自然性が良く保たれているので、城跡の保存と一体となった環境保全が望まれる。」との所見を記している。この学術調査の成果を受けて、県当局では現在、坂田城跡（面積一八ヘクタール）の「自然環境保全地区」指定を検討中である。

(5) 関連する文献・論文

坂田城跡の研究に関連する論考としては、清川一史氏の「山武郡の中世城郭」（文献50）、伊藤一男氏の「房総における中世の城郭遺跡」（文献57）、同「千葉県下の中世城郭遺跡」（文献59）、同「鎌倉の城郭遺跡」（文献58）、同「千葉県下の中世城郭遺跡」（文献59）、同「鎌倉の中世城郭——眠りから醒めた篠本城——」（文献61）などがある。まず清川氏論文は、山武郡内に分布する中世城郭の特色について言及し、坂田城跡に触れて「本城跡は有力豪族井田氏の本拠であり、広域な舌状丘陵上に三筋の空堀線を画し、本丸・本丸外曲輪・二の丸・三の丸とも五〇×一〇〇メートル位の幅を持つている。多分、馬を意識した第のとり方であろう。それは牧を中心とした千葉氏やその諸支族の城郭に共通した特色であり、やはり牧つまり騎馬武士團の性格が、城郭形態に影響を及ぼすことも十分考えられる。」と述べている。このことに関連して、清川氏は別稱において「越州地方」とりわけ東絶の中世城郭が他地方に比較して、広域な郭規模をもつては、千葉武士團が多数の軍馬を城内に収容したためであり、騎馬軍團中心の性格が城郭形態に影響を及ぼしていた。」と説明されている（「房総の中世城郭」『千葉県の歴史』第一号、一九七一）。

さらに、一連の伊藤氏論文は、昭和四十五年（一九七〇）・同四十六年に実施された千葉県中近世遺跡調査団の成果を基礎として、(1)中世城郭遺跡の特色、(2)県下の分布状況、(3)占地形態と開拓型式について整理・考察している。また、不十分ながら



坂田城跡の植生図 (原図: 文献56所収)

らも構造的区分による編年を試み、県北遺跡群の具体的な事例として、坂田城跡・小堤要害城跡・津辺城跡の三例を紹介している。一方では戦国時代、井田氏の所領であつたと推定される匝瑳郡篠本郷（光町）、その中央に位置する中世城郭の発掘調査を紹介しながら、從来の史料・文献のみの研究では到底明らかに出来なかつた分野、とりわけ城内における日常生活の一端に言及している。

第三節 坂田城跡関係文献目録（敬称略）

- 1 安川惟礼（柳沢）「上総国誌」「改訂房總叢書」第四輯所収 一八七八
- 2 小沢治郎左衛門「上総町村誌」全一卷 一八九四
- 3 村岡良弼「日本地理志科」第一八巻・上総國「改訂房總叢書」第四輯所収
一九〇三
- 4 「山武郡郷土誌」 山武郡教育会 一九一六
- 5 「稿本千葉県誌」 千葉県 一九一九
- 6 「山武地方誌」 山武郡町村会 一九五五
- 7 行方久右衛門「總州山室譜伝記」「豊岡村誌」（大橋栄編）所収 豊岡村郷土誌研究会 一九五五
- 8 行方久右衛門「總州山室譜伝記」 芝山町上野懇親会 一九六五
- 9 行方久右衛門「總州山室譜伝記」 芝山町教育委員会 一九八二
- 10 「神保文書」「千葉県史料」中世房總諸家文書所収 千葉県史編纂審議会
一九六二
- 11 「椎之町史」 椎之町史編纂委員会 一九七五
- 12 「神奈川県史」資料編3下（中世史料） 神奈川県 一九七五
- 13 小笠原長和「戦国期千葉氏関係文書」「旭市史」第三巻所収 旭市史編纂委員会 一九七五
- 14 川名登外「海上町史」史料編1 海上町史編纂委員会 一九八五
- 15 西崎定生・森田洋平外「我孫子市史資料集」古代・中世編 我孫子市教育委員会 一九七八
- 16 市村高男外「龍ヶ崎市史」中世史料編 龍ヶ崎市史編纂委員会 一九九三
- 17 伊藤一男「坂田城主井田氏の軍役について」「千葉県の歴史」第2号所収
千葉県企画部県民課 一九七一
- 18 伊藤一男「上総坂田郷における井田氏の動向」「地方史研究」一二九号所収
地方史研究協議会 一九七五
- 19 伊藤一男「戦国井田領の形成と展開」「横芝町史」特別寄稿編所収 横芝町史編纂委員会 一九七六
- 20 伊藤一男「戦国期千葉氏と在地土豪の動向」「千葉氏研究の諸問題」所収
千葉県郷土史連絡協議会 一九七七
- 21 伊藤一男「東上総における戦国土豪の終焉」「近世の村と町」「川村優先生遺曆記念会編」所収 吉川好文館 一九八八
- 22 伊藤一男「戦国土豪の所領と軍事力」「房總戦国土豪の終焉」所収 喬書房
一九九一
- 23 柴辻俊六「後北条氏の両替支船」「論集・房總史研究」（川村優編）所収
川弘文館 一九八二
- 24 小笠原長和「下総末期における下総千葉氏」「中世房總の政治と文化」所収
吉川弘文館 一九八五
- 25 黒田基樹「後北条氏における支城領の形成過程」「佐倉市史研究」第8号所収
佐倉市史編纂委員会 一九八八
- 26 市村高男「戦国期常陸南部における地域権力と北条氏」「地方史研究」二二三号所収 地方史研究協議会 一九九一
- 27 黒田基樹「北条氏の佐倉領支配」「中世房總の権力と社会」（中世房總史研究会編）所収 高科書房 一九九一
- 28 外山信司「戦国末期の佐倉——城下集落の人々と後北条氏——」「中世房總の権力と社会」所収

29 平野明夫「高麗氏と後北条氏の関係について」「中世房総の権力と社会」所
収

30 伊藤一男「戦国房総の鉄炮——北条氏の軍器割付にみる実態——」

【CREATIVE 房総】第一四号所収 千葉県自治センター 一九九三

31 久保健一郎「北条氏照と常陸・下総・下野」「牛久市史研究」第四号所収

牛久市史編纂委員会 一九九四

32 伊藤一男「徳川万千代の生涯——武田氏の名跡を嗣いだ家康の第五子——」

33 伊藤一男「献上された房総の隼——羽場は武家の社交場——」「CREATIVE 房総」第三〇号所収 一九九五

34 内田栄一「坂田城」「日本城郭全集」3(大庭伸蔵著)所収 人物往来社

一九六七

35 清水浦次郎「山武郡の古城址」「清水浦次郎遺稿刊行会 一九七一

36 府馬清「房総の古城址めぐり」上・下 有峰書店 一九七七

37 伊藤一男「坂田城」「小堀城」「日本城郭大系」第六卷(木本衛編)所収 新
人物往来社 一九八七

38 三島正之「坂田城」「図説・中世城郭事典」第一巻(村田修三編)所収 新
人物往来社 一九八七

39 西ヶ谷恭弘「坂田城」「駿国の城——目で見る築城と戦略の全貌——」
上巻所収 学習研究社 一九九一

40 松下邦夫外「千葉県中近世遺跡目録」1・2 千葉県教育委員会 一九七一

41 伊藤一男外「小堀要害城跡調査報告書」「横芝町文化財総合調査報告書」第一
集 横芝町教育委員会 一九七八

42 伊藤一男外「横芝町小堀要害城跡」 小堀要害城跡調査団 一九七八

43 伊藤一男外「小堀要害城跡調査報告書——第1郭土壁状遺構に関する発掘
調査の概報——」 小堀要害城跡調査団 一九七八

44 沼沢豊・加藤正信・柳見「坂田城跡発掘調査報告」「千葉県中近世城跡研究
房総」第二九号所収 一九九四

調査報告書 第三集所収 千葉県文化財センター 一九八一

45 千葉県埋蔵文化財分布地図 2 千葉県文化財センター 一九八六

46 「横芝町埋蔵文化財分布地図」 横芝町教育委員会 一九八六

47 柴田聰司「飯糸城跡発掘調査報告」「千葉県中近世城跡研究調査報告書」第
七集所収 千葉県教育委員会 一九八六

48 井上哲郎「松尾町山宣城跡——急傾斜地崩壊対策地内埋蔵文化財調査報告
書——」 千葉県土木部・千葉県文化財センター 一九九一

49 中野修秀「田向城跡」 山武郡市文化財センター 一九九四

50 「人と地域の出会いを求めて——横芝町地域資源調査報告書——」 横
芝町商工会 一九九一

51 「むらおこし事業報告書——地域小規模事業活性化推進事業——」 横
芝町商工会 一九九三

52 「YOKOSIBA WATCHING」 横芝町商工会 一九九三

53 「坂田池周辺地区整備構想」 横芝町 一九八六

54 「横芝町基本計画」 横芝町 一九八七

55 「横芝町地域づくり推進事業計画」 横芝町 一九九〇

56 谷城勝弘・小野沢信夫「坂田城跡の自然」「千葉県自然環境保全学術調査報
告書」所収 千葉県環境部自然保護課 一九九四

57 伊藤一男「房総における中世の城郭遺跡」「房総の郷土史」創刊号所収
千葉県史研究連絡協議会 一九七四

58 伊藤一男「千葉県における中世城郭遺跡」「地域概念の変遷」(大阪史学会・
地方史研究協議会共催) 所収 雄山閣 一九七八

60 清川一史「山武郡の中世城跡」「歴史手帖」五二号所収 一九七八

61 伊藤一男「駿の中世城郭——眠りから醒めた駿本城——」「CREATIVE
房総」第二九号所収 一九九四

第三章 「井田文書」の整理と分析

第一節 所謂「井田文書」の概要

1 「井田文書」の伝来と神保家

戦国時代末期における上総井田氏の動向を示す史料としては、所謂「井田文書」以下、「逸見文書」「大須賀文書」「神崎文書」「毛利文書」等の家藏文書、あるいは「子学集抄」「安徳虎子」「下総旧事」などの所収文書が知られている。これらの史料中、質量ともに優れている「井田文書」は、永正（一五〇四～二）から天正（文禄（一五九三～九六））に至る坂田城主井田氏の家藏文書で、その宿老職の末裔とされる横芝町小堀の神保家に伝蔵してきた。その内容は「北條家二仕」諸家ヨリ得ル處ノ文書四十八通で、特に「氏政ヨリ附属ノ士廿五人ノ著到文書」は重要であつたらしく、近世作成の関係史料中に頻出する（坂田本「井田系譜」）。

神保家の先祖は、下総日井庄神保郷（船橋市）を本貫地として、千葉氏被官の家柄であった（神代本千葉系図）。その後、東上総に移り住み、坂田郷の近傍（小堀の堤地に居領、坂田城の三谷氏・井田氏に仕えたと伝承される。系譜的明確となるのは、天正元年（一五七三）に歿したとされる神保泰宗（長門守）以降であり、

井田氏の宿老として小堀要害を守備していたと伝えられる。泰宗には三人の子息があつたが、嫡子泰清・次子泰之の兄弟は、すでに永禄七年（一五六三）國府台においてて戦死していた（神保家位牌）。このため、靈廟寺守僧として修行中の第三子が選ばれ、勢八郎宗康と称して名跡を嗣いだが、官途名は「大内義」を用いた（神保家譜）。

慶長五年（一六〇〇）以降、小堀村は永田宗祐・布施孫兵衛の分郷支配となり、永田領は石高三六一石余であった（小堀村旧記）。村勢の状況については、大谷貞夫氏の「近世における小堀村の領主と年貢」に詳しいが、寛文年間（一六六一～七三）の永田領名主は神保重長（利兵衛）であった（横芝町史）特別寄稿編、一九七五）。

寛文十一年（一六七一）の「小堀村田畠水帳」によると、永田領の耕地面積は三九町一反八畝余（名請人三六名）で、神保家（利兵衛）の名請地は三町八反四畝余であった。また、正徳三年（一七一三）の年貢割付状案には、免給者として神保理右衛門（宗久）の名があり、永田領の小堀・山室・谷津・金尾の村々に対し年貢を賦課している。以上のことより、神保家は永田領の有効農民であるとともに、その代官的存在として近隣知行地まで年貢徵收権を行使していたことは注目される。

神保宗久以降、宗重・宗載・幸宗と継いで、宣政期（七八九～八〇一）の当主は忠右衛門信敬であった（神保家譜）。神保信敬は吟松と号して、父の幸宗（大内信吉（家康の第五子）に仕官、八日市場領などの支配などに活躍した（万葉古集）

「井田文書」）。慶長七年（一六〇二）十一月、武田氏の転封とともに、因幡守も常陸水戸領（茨城県）へと移り住み、やがて徳川朝方に再仕官している（水戸本「井田文書」系譜）。

一方、神保宗康は小堀村に土着・帰農、嫡子の久八郎長康は新領主の永田宗祐に仕えた（小堀村旧記）。以降、神保家は小堀村の旧家（草分百姓）として、坂田周辺に分布する井田氏旧臣の糾合的存在的であつた。この神保家への「井田文書」の移管は、その時期・経緯ともに、史料的には全く不明である。しかし、旧領内に隣接した井田因幡守、あるいは家族、一門の人々が神保家を頼り仮寓した可能性は十分に考えられる。従って、天正十八年（一五九〇）の小田原出陣から坂田落城、さらに慶長七年（一六〇二）の武田氏の転封など、いずれかの時期に井田氏から神保家へ文書群が移管されたものと推測される。

「井田文書」返還の交渉があったらしく、「上總国誌」は「寛政年間、井田氏の子孫水府に在て、井田治大夫と称する者、神保氏の事蹟および古書を索む。」との所伝を載せている。具体的には「井田文書」原本の返還を要請したものとみられ、坂田本「井田系譜」の「治大夫好近」の項には、「是年(寛政十二年)所藏ノ文書四十八通、文公ノ高覽ニ備フ、修飾ヲ加ヘラレ、卷軸ニナシ賜フ。」との註記が認められる。これに関連するものとして、「小関文書」の中に「寛政十二年庚申一月十七日、史版整立原甚五郎^五家藏文書等^六指出ス。文公ノ高覽ニ備フ。(中略)修復七卷^七出来、外箱共被下置 同十一月御写相濟御下ケニナル。」との記録がある。

原本返還の時期・経過は不明であるが、寛政十二年(一八〇〇)二月以前、水戸藩主・徳川治保(文公)への高覽に備えて、井田好近から神保家に要請したものと推測される。水戸の井田家に移管された原本四八通は、同年二月十七日、史版整立原甚五郎^五に提出され、全七巻・箱入の輸物に修復・表装されたことが知られる。藩主高覽の後、水戸影考館の吏員によって筆写されたらしく、文書の返却は同年十一月であった。さらに「文化六年(一八〇〇)武公御帰國ニ而、家藏ノ文書高覽ニ備フ。」ともあり、藩主・治紀(武公)帰国の際にも「井田文書」等の高覽があつたものと推測される。

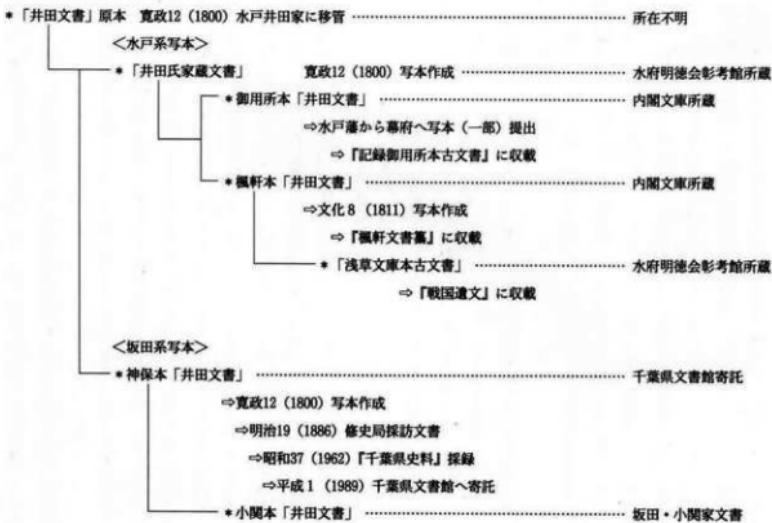
3 各種「写本」の系統性

(1) 水戸系写本

「井田文書」の原本は、幕末動乱の中で紛失して現存しないが、寛政十二年(一八〇〇)提出時の写本が、所謂「井田氏家藏文書」として藩庫に保存されてきた(現在・水府明徳会影考館所蔵)。さらに、写本の一部が幕府に提出されており、「寛政重修諸家譜」編纂に利用されたものか、「記録御用所本古文書」(全一三冊)の中に入録されている(現在・国立公文書館内閣文庫所蔵)。

統いて、文化八年(一八一〇)二月、影考館員の小宮山昌秀(号楓軒)によつて筆写された「楓軒文書」卷五〇に「井田文書」として採録されている(現在・内閣文庫所蔵)。そのほか、楓軒本からの転写とみられる「浅草文庫本古文書」採録

「井田文書」写本の系統性



のものが、『戦国遺文』後条史編に収載されている。

(2) 坂田系写本

寛政十二年（一八〇〇）の原本返送時、神保家においても写本が作成されたが、これが現存する神保本「井田文書」である。その存在はかなり早くから知られていましたし、弘化二年（一八四五）編纂の『妙見実錄子集記』（大日寺旧記）は「或説に、上杉國小堤と云所の名主の所に、千葉家中の知行高付記録有り、永福寺の物語りと也。」との記事を載せている。（改訂房總文書 第一編所収）。

ほかに、坂田系の写本としては、神保本からの転写とみられる小関本「井田文書」が存在する（横芝町坂田・小関家文書）。

(3) 史料集への翻刻・採録

神保本「井田文書」は、明治十九年（一八八六）修史局の探訪文書にとりあげられ、統いて昭和二十五年（一九五〇）以降の県史編纂事業によって再調査された。その成果は、同三十七年（一九六二）刊行の「千葉県史料」中世編諸家文書の中に、「神保文書」として翻刻・採録された。

さらに、同五年（一九七五）刊行の「神奈川県史」資料編3下、「旭市史」第三卷、同六年（一九八五）刊行の「海上町史」史料編3、同六年（一九八七）刊行の「我孫子市史料」古代・中世篇、平成五年（一九九三）刊行の「龍ヶ崎市史」中世史料編など、数多くの県史・市町村史に紹介されている。

以上のこと、所謂「井田文書」は、東上総における戦国土著層の研究を進める上で、極めて重要な基本的史料である。平成元年（一九八九）十月、神保家所蔵の全文書が千葉県文書館に寄託され、神保本「井田文書」も同館に移管され、現在、整理作業が進行中である。

第二節 「井田文書」の構成と発給者

1 文書群の構成と内容

従来、所謂「井田文書」については、「北條家ニ仕、諸家ヨリ得ル処ノ文書四十八通」（坂田本「井田文書」）、あるいは「氏政ヨリ附属ノ士廿五人ノ著到文書四十通」（小関文書）など、全四八通として把握されてきた。しかし、實際には神保本四六通・楳野本四三通であり両写本を比較してみると、神保本のみの五通、楳野本のみの二通が存在する（掲表参照）。特に神保本のみの五通については、「外ニ通間間甚内方江守、今モ岡見家ニ秘藏ス。」との所伝がある（小関文書）。この岡見基内は、常陸小張城（茨城県伊奈町）の岡見経吉とみられ、井田因幡守とは牛久在番の際に交流があった。岡見経吉は、慶長十九年（一六一四）八月、松平忠輝（家康の六男、越後高田藩六万石）に仕官（知行一〇〇石）、さらに、天和六年（一六一〇）徳川頼房に再仕官して、寛永二十一年（一六四四）六月、八〇余歳にて水戸領に歿した。（岡見氏系図）嫡子経豈以降、水戸藩に仕えて幕末に至るが、代々の当主は「甚内」を通称としている。神保本のみの五通は、牛久在番と岡見氏に関する北条氏政の發給文書（書類）で、運くとも寛政十二年（一八〇〇）二月以前、岡見家に贈呈されたものと考えられる。

本報告書における「上総井田文書」は、楳野本「井田文書」を基本史料として、神保本「井田文書」（千葉県史料）中の「神保文書」と対比・校訂したもので、その文書数は計四八通とした（掲表参照）。まず、文書群の形態別内訳であるが、書状写三〇通（内断簡三通）以下、判物写三通・定書写三通・領目録三通・印判状写二通（内断簡一通）、さらに官差状写・受領状写・感状写・軍役割付写・裁許状写・知行充行状写・年貢勘定証文写が各一通である。いずれも原本を紛失しており、墨紙・折紙など、料紙の形状までは知り得ない。

次いで、発給者別の内訳をみると、北条氏関係二〇通以下、千葉氏関係一二通、足利氏関係三通・諸氏関係九通・その他四通に大別される。北条氏関係は、氏政の発給文書一七通が主体で、そのほか山角定勝・板部國藏等による三通がある。ま

上総井田文書の構成

分類	発給者	点数	神保本	楓軒本	備考
千葉氏	1 千葉勝胤	2	2	2	
	2 千葉昌胤	2	2	2	
	3 千葉親胤	1	1	1	
	4 千葉胤富	6	5	6	(楓軒本のみ1)
	5 千葉邦胤	1	1	1	
足利氏	6 足利義明	1	1	1	
	7 足利基頼	1	1	1	
	8 足利晴氏	1	1	1	
北条氏	9 北条氏政	17	16	12	(神保本のみ5・楓軒本のみ1)
	10 北条氏	3	3	3	
諸氏	11 原胤清	1	1	1	
	12 高城胤辰	1	1	1	
	13 桧垣秀定	1	1	1	
	14 牛尾胤仲	1	1	1	
	15 達山直景	1	1	1	
	16 植崎勝信	1	1	1	
	17 *朝久	1	1	1	(姓未詳)
	18 *勢□	1	1	1	(僧侶?)
	19 *海岸寺	1	1	1	(寺院?)
	20 領知目録	3	3	3	
その他	21 年貢証文	1	1	1	(2通を一括)
	計	48	46	43	(神保本のみ5・楓軒本のみ2)

上総井田文書・総目録

【井田氏家藏文書】

- 1 (永正年間) 三月一日
 2 (永正年間) 三月廿三日
 3 天文元年十一月十五日
 4 (年未詳) 四月十六日
 5 天文廿四年霜月十五日
 6 (永禄三年) 八月六日
 7 永禄三年十二月十六日
 8 (永禄十二年) 五月廿三日
 9 (元龟二年) 六月二日
 10 (天正三年) 七月三日
 11 (年未詳) 六月廿六日
 12 (天正八年) 十二月廿七日
 13 (年未詳) 十二月十一日
 14 (永正十五年) 八月十六日
 15 (天文七年) 十二月廿日
 16 (天正五年) 七月廿九日
 17 (天正十五年) 八月十三日
 18 天正十五年九月九日
 19 (天正十五年) 十二月廿八日
 20 (天正十六年) 九月廿三日
 21 (天正十七年) 正月十八年
 22 (天正十七) 十二月十七日
 23 (天正十七年) 十二月廿七日
- 千葉勝胤書状写(七郎宛)
 千葉勝胤書状写(井田美濃守宛)
 千葉昌胤官途状写(井田刑部太輔宛)
 千葉昌胤書状写(井田刑部太輔宛)
 千葉親胤受領状写(井田美濃守宛)
 千葉胤富判物写(井田美濃守宛)
 千葉胤富書状写(井田美濃守宛)
 千葉胤富書状写(井田平三郎宛)
 千葉胤富書状写(井田平三郎宛)
 千葉胤富書状写(井田平三郎宛)
 千葉胤富書状写(井田平三郎宛)
 千葉邦胤印判状写(井田刑部太輔宛)
 足利義明判物写(井田刑部太輔宛)
 足利基頼判物写(井田美濃守)
 足利晴氏感状写(井田刑部太輔宛)
 北条氏政書状写(伊田刑部太輔宛)
 北条氏政書状写(井田因幡守宛)
 北条氏政軍役割付写(井田因幡守宛)
 北条氏政書状写(井田因幡守宛)
 北条氏政書状写(井田因幡守宛)
 北条氏政書状写(井田因幡守宛)
 北条氏政書状写(井田因幡守宛)

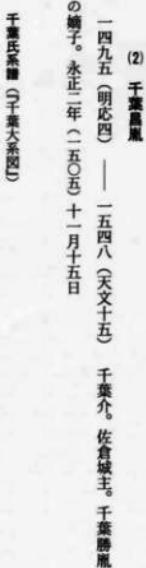
- 24 (年未詳) 正月十日
 25 (年未詳) 正月廿二日
 26 (年未詳) 二月十二日
 27 (年未詳) 卯月廿二日
 28 (年未詳) 六月廿四日
 29 (年未詳) 七月廿三日
 30 (年未詳) 九月廿六日
 31 (年未詳) 九月廿六日
 32 (年未詳) 十一月二日
 33 天正十七年九月十三日
 34 (天正十七年) 十月十三日
 35 (年未詳) 三月七日
 36 (弘治元年) 壬十月廿三日
 37 (年未詳) 二月晦日
 38 (年未詳) 二月朔日
 39 (年未詳) 九月十日
 40 (年未詳) 正月十日
 41 天文四年十二月廿日
 42 (年未詳) 正月晦日
 43 (年未詳) 七月十六日
 44 永祿九年初春十一日
 45 (年月日未詳)
 46 (年月日未詳)
 47 (年月日未詳)
 48 (文祿元年) 壬辰九月廿七日
 * (文祿二年) 己七月三日

【井田氏関連史料】

- 49 天文拾八年八月十六日
 50 (年未詳) 五月八日
 (年未詳) 八月廿二日
 52 (年未詳) 林鑑廿一日
 53 (年月日未詳)
 54 (年月日未詳)
 55 (年月日未詳)
 56 (年月日未詳)
 57 (年月日未詳)
 58 大永三年九月十五日
 59 (年月日未詳)
 60 天文八年八月廿三日
 61 (年未詳) 三月五日
 62 (年月日未詳)
 63 宝曆六年十一月
 64 (年月日未詳)
 65 (年月日未詳)
 66 (年月日未詳)
 67 (安政五年) 午四月
 68 (文久三年) 十二月十四日
 69 (元治二年二月四日)
 70 (年月日未詳)
 71 (年月日未詳)
 72 (年月日未詳)
- 北条氏政書状断簡写 (井田因幡守宛)
 北条氏政書状断簡写 (井田因幡守宛)
 北条氏政書状写 (井田因幡守宛)
 北条氏政書状断簡写 (井田因幡守宛)
 北条氏政書状写 (井田因幡守宛)
 北条氏政書状写 (井田平三郎宛)
 北条氏政書状写 (井田因幡守宛)
 北条氏政書状写 (井田平三郎宛)
 北条氏裁許状写 (三谷藏人佑宛)
 北条氏定書写 (井田因幡守宛)
 北条氏印判状断簡写 (井田殿宛)
 原胤清定書写 (井田刑部太輔宛)
 高城胤辰書状写 (井田殿宛)
 檀垣秀定書状写 (大台宛)
 牛尾胤仲書状写 (井因宛)
 遠山直景書状写 (井因宛)
 椎崎勝信知行充行状写 (井田刑部大輔宛)
 朝久書状写 (井田因幡守宛)
 勢口書状写 (井田刑部大輔宛)
 海岸書状写 (井田美濃守宛)
 領知目録写<1>
 領知目録写<2>
 領知目録写<3>
 八日市場領年貢勘定証文写 (井田因幡守宛)
 八日市場領年貢勘定証文写 (井田因幡守宛)
- 哉未詳常真判物写 (逸見左京亮宛/上絶逸見文書)
 哉名康胤書状写 (哉名神五郎・神九郎宛/「下絶旧事」) 51
 囗見治広書状 (大須賀宛/大須賀文書)
 土岐ト千書状 (神崎文書)
 「小田原一手役之曹立」(『安得虎子』)
 「北条氏人數覚書」(毛利家文書)
 「関東八州諸城覚書」(毛利家文書)
 「関東八州諸城覚書」(毛利家文書)
 三谷氏系譜 (千葉大系図)抜粋
 古柳札写 (神保家文書)
 三谷鑑代々法号 (神保家文書)
 井田氏女戒名 (宗龍寺過去帳)抜粋
 北条氏政書状 (神保長門守宛/神保家文書)
 「千学集抄」抜粋 (『房総叢書』)
 『總州山宝譜伝記』抜粋
 「井田系譜」1 (『楓軒文書纂』所收)
 「井田系譜」2 (坂田・小間家文書)
 井田鑑代々法号 (坂田・小間家文書)
 伝・徳川齊昭判物 (坂田・小間家文書)
 井田好徳書状 (坂田・小間家文書)
 井田好徳辞世詠 (坂田・小間家文書)
 井田好徳文書箱書 (坂田・小間家文書)
 井田氏位牌1 (寺方・光台寺旧蔵)
 井田氏位牌2 (寺方・光台寺旧蔵)

た、千葉氏の発給文書は、勝胤二通以下、昌胤二通・親胤一通・胤富六通・邦胤一通である。一方、足利氏関係では、小弓御所義明・同舍弟基頼・古河公方晴氏の各一通である。さらに、諸氏関係の発給文書は、原胤清以下、高城胤辰・桧垣秀定・牛尾胤仲・遠山直景・椎崎勝信・姓未詳の朝久・勢」寺院と推定される海岸寺など各一通である。

統いて、受給者（宛名）別の内訳であるが、因幡守宛二〇通以下、刑部太輔宛九通・平三郎宛六通・美濃守宛六通・井田宛二通、ほかに三谷藏人佑宛・七郎宛・大平三郎」を仮名（通称）として、官名は「刑部太輔」を用い、受領者は「美濃守」・「因幡守」を製用していたものと推定される。また、三谷藏人佑は匝瑳新村城（八日市場市）に居領、天正年間（一五七三～九）井田氏の有力被官であった。一方「七郎」は千葉氏嫡流の仮名とみられ、勝胤発給の書状は嫡子昌胤に宛てたものと思料される。さらに、「大台」は井田氏の居領地＝大台城を示すもので、坂田移住後も「大台殿」と称されていたものと理解される。



日、千葉妙見宮にて元服式（千字集抄）。天文十五年正月七日、逝去（『本土寺通去帳』）。また、正月二十七日の逝去とも（『千字集抄』）。

「井田文書」中には、天文元年（一五三三）十一月発給の刑部太輔官途状写一通、年未詳の同宛書状写一通がある（史料3-14）。

2 千葉氏発給文書

(1) 千葉勝胤

一四七一（文明三）——一五三一（享禄五） 千葉介・号輪寛。佐倉城主。千葉胤胤の嫡子。永正二年（一五〇五）家督を相続（『千葉大系図』）。享禄五年五月二十一日、逝去（『本土寺通去帳』）。

「井田文書」中には、書状写二通（史料1-2）がある。七郎宛一通には、「井田知行分為始廟」との文言が認められ、嫡子昌胤に井田氏の処遇を伝えたものと理解される。また、美濃守一通には「輪寛」と署名。椎崎氏頼（戸田・中台）の年貢關係に触れている。とともに永正年間（一五〇四～一）の発給であるものと推定される。

る。

(3) 千葉昌胤

一五四一（天文十）——五七（弘治二） 千葉介。佐倉城主。千葉昌胤の第四子（千字集抄）。天文十六年（一五四七）七月、家督を相続（『千葉大系図』）。同十九年（一五五〇）十一月、千葉妙見宮を遷座（『千字集抄』）。弘治三年八月七日、逝去（『本土寺通去帳』）。

「井田文書」中には、天文二十四年（一五五五）霜月発給の美濃守宛受領状写一通がある。（史料5）。

(4) 千葉胤胤

一五二七（大永）——七九（天正七） 千葉介。佐倉城主。千葉胤胤の第三子（『千字集抄』）。はじめ海上氏を称して森山城（東庄町）に居領、下総東部の支配を

担当。弘治三年（一五五七）八月、甥（弟とも）の親胤が死去したため、家督を繼承。後北条氏の有力被官＝他国衆として、佐倉領の支配を担当。天正七年五月四日、遁去（『本土寺道去帳』）。

「井田文書」中には、書状写五通・判物写一通がある（史料6～11）。永禄三年（一五六〇）十一月発給の美濃守宛一通は、年末詳の美濃守宛判物を受けて、直送（の跡職）（椎名・三谷昌氏の旧領）を宛給する旨を告げている。また、永禄十二年（一五六九）～天正三年（一五七五）の発給と推定される平三郎宛四通では、三崎在陣中の北条氏への納馬、唐田山・生寒近辺への出陣などを下知している。

「井田文書」中には、年未詳の刑部太輔宛書状写一通があり、椎名氏と相談の上、出陣するように要請している（史料13）。「千葉典史料」所収の「神保文書」では某氏判物写とされたが、重永朝氏は櫻軒本の花押影から足利義明書状写と判定されている（『房総里見・正木氏文書の研究』史料篇）、日本古文書学研究所、一九九一）。

足利氏系譜（喜連川判物）



（2）足利基頼

——一五三八（天文七）官途名。受領名とともに不詳。古河公方の子。兄の義明とともに下総小弓に移るが、天文七年十月七日、國府台において討死（『快元僧都記』）。「喜連川判物」。

「井田文書」中には、永正十五年（一五一八）発給と推定される美濃守宛判物写一通があり、千葉勝胤とともに小弓御所方となることを説いている（史料14）。

3 足利氏発給文書

（1）足利晴明

——一五三八（天文七）右兵衛佐・号道臣。小弓城主。古河公方政氏の子。永正（一五〇四～二）以前、鎌倉雪下の八正寺に住したので、雪ト殿あるいは八正院と呼ばれ、道号は宗然・宗尊などを称した。還俗後は下総の小弓城（千葉市）に居住し、世に「小弓御所」と呼ばれ、安房里見氏の後援を得て上総・下総に勢威を振った。天文七年十月、北条氏綱・氏康父子と対立して、下総国府台（市川市）に

交戦。同月五日、敗死（『喜連川判物』）。

「井田文書」中には、年未詳の刑部太輔宛書状写一通があり、椎名氏と相談の上、

出陣するように要請している（史料13）。「千葉典史料」所収の「神保文書」では某氏判物写とされたが、重永朝氏は櫻軒本の花押影から足利義明書状写と判定されている（『房総里見・正木氏文書の研究』史料篇）、日本古文書学研究所、一九九一）。

「井田文書」中には、書状写五通・判物写一通がある（史料6～11）。永禄三年（一五六〇）十一月発給の美濃守宛一通は、年末詳の美濃守宛判物を受けて、直送（の跡職）（椎名・三谷昌氏の旧領）を宛給する旨を告げている。また、永禄十二年（一五六九）～天正三年（一五七五）の発給と推定される平三郎宛四通では、三崎在陣中の北条氏への納馬、唐田山・生寒近辺への出陣などを下知している。

（5）千葉邦胤

——一五五七（弘治三）八五（天正十三年）千葉介。佐倉城主。千葉胤富の嫡子。元亀二年（一五七一）十一月、佐倉妙見宮にて元服式（千字學集抄）。天正五年（一五七七）七月、北条氏政の女婿となり、有力被官＝他国衆として、佐倉領の支配を担当（『千葉大系図』）。天正十三年五月七日、家臣のために機死（『本土寺道去帳』）。

「井田文書」中には、天正八年（一五八〇）発給と推定される刑部太輔宛印判状写一通があり、井田氏領内における「鉄炮停止」を下知している（史料12）。奏者（の海保丹波守は、寺台城（成田市）の海保龍祐とみられ、佐倉千葉家における奉行衆の一人であったものと推定される（『千葉大系図』）。

「井田文書」中には、天文七年（一五三八）発給と推定される刑部太輔宛感状写一通があり、千葉昌胤とともに出陣することを要請している（史料15）。同年十月の国府合戦の後、千葉氏に属する井田氏に対して、古河公方の名において発給されたものと推測される。

4 北条氏発給文書

(1) 北条氏政

一五三八（天文七）——九〇（天正十八）左京大夫・相模守・藏波彌。小田

原城主。北条氏康の次男。母は今川氏親の娘。父氏康の遺志を繼いで領国の拡大。

統一に努力。常陸佐竹氏・甲斐武田氏と戦った。天正十年（一五八二）家督を嫡子氏直に譲って後見役となつたが、全国征討をめざす豊臣秀吉と対立、同十八年七月

小田原城攻防戦に敗滅・切腹するに至つた。

「井田文書」中には、状況写二通以下、書状断簡写三通・軍役割付写一通・定期書写一通がある（史料16～32）。受給者別の内訳は、永禄十二年（一五六九）～天正

三年（一五七五）とみられる平三郎宛一通、天正五年（一五七七）と考えられる刑部太輔宛一通、天正十五年（一五八七）～同十七年と推定される因幡守宛一四通であ

る。これら氏政の文書群は、岩付在番・牛久在番・小田原陣など、井田氏に出陣を要請するとともに、約三〇〇人の軍役を賦課している。

(2) 山角定勝

生没年未詳。刑部左衛門尉・紀伊守。小田原城奉行。山角康定（上野介・北条家

評定兼）の弟で、北条氏政の側近家臣として活躍。佐倉領担当の奉行衆の一人。

「井田文書」中には、板垣信成との連署になる裁許状写一通がある（史料33）。

天正十七年（一五八九）九月に発給された三谷衆・佐倉一通で、所領相論に対する

北条氏の裁許であり、佐倉領支配の一端が知られる。

(3) 板垣信成

生没年未詳。越中守・江雪斎。北条家奉行人。小田原城の最高決議機関である評定衆の一員に加えられ、後に宿老に列した。

「井田文書」中には、天正十七年と推定される因幡守宛定書写一通があり、北条氏による铁炮停止の禁令を告げている（史料34）。

そのほか、年末詳の井田宛印判状断簡写一通がある（史料35）。

5 諸氏発給文書

(1) 原 麻呂清

生没年未詳。孫次郎・式部太夫・号超岳。小弓城主。原基胤（繼岳）の嫡子

（『妙見実録千集記』）。永正十四年（一五一七）十月十五日、足利義明のために小弓城敗滅、のがれた原麻呂清は北条氏の扶持を得て武藏國浅草（東京都）にいたが、義明敗滅の後、小弓城に復帰した（『快元僧御記』『小弓御所御討死物語』）。天文十九年（一五五〇）十一月二十三日、千葉妙見社の遷宮に際して、神馬・太刀を奉納

（丁子学集抄）。

「井田文書」中には、弘治元年（一五五五）と推定される刑部太輔宛定書社一通があり、井田氏家中の弥五郎（和田麻呂）の佐倉出仕を下知している（史料36）。

(2) 高城胤吉

一五八二（天正十）源次郎・下野守。小金城主。高城胤吉の子。北条氏

の有力被官。他衆として、小金領（松戸市）の支配を担当。天正五年（一五七七）古河公方・足利義氏から下野守の受領名を拜領（『喜連川家文書案』）。同十年

（一五八二）病に倒れ、子息胤則が家督を相続。同年十一月十六日に逝去（『高城文書』『本十寺寺過去帳』）。

「井田文書」中には、年末詳の井田文書状写一通（史料37）があり、井田氏による「佐倉御普請」について触れている。

(3) 檢査第

椎崎氏系譜（千葉集）

生没年未詳。対馬守・助崎城（下総）大須賀氏の奏者。永禄十三年（一五七〇）十一月一日付の「内藤家文書」中に、「信濃守領内介崎可相属」「奉行対馬守秀定（花押）」との文言が認められる〔妙見実録千葉記〕。松川氏（日貝氏）は、滑川（下総町）に居候した大須賀一族で、対馬守秀定は大須賀政朝の奏者であった。
〔井田文書〕中には、永禄年間（一五五八～七〇）と推定される大台宛書状写一通（史料38）があり、井田氏の年頭祝儀に対する返礼である。

(4) 牛尾胤仲

一六二二（慶長十七）右近太夫・能登守。多古城主。牛尾胤直の嫡子。天正五年（一五七七）四月、多古妙古寺に釋迦堂を寄進（「千葉県史稿」金石文篇）。慶長十七年三月、逝去（「大寺長福寺過去帳」）。

〔井田文書〕中には、年末詳の井因宛書状写一通（史料39）があり、在番の陣中見舞である。

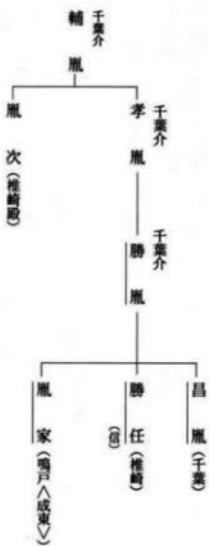
(5) 遠山直景

一五七八（天正十五）右衛門太夫。江戸城主。遠山政景の子。北条氏の有力家臣。譜代衆として、江戸領の支配を担当。下総の千葉氏・高城氏、上総の井田氏などに対する「指南」を務める存在であった（黒田基樹氏）。「江戸城持遠山氏に関する考察」〔東京都北区文化財研究紀要〕第五集、一九九一）。

〔井田文書〕中には、年末詳の井因宛書状写一通（史料40）があり、井田氏の軍役に対する指南を告げている。

(6) 椎崎勝信

生没年未詳。官途名・受領名ともに不詳。平常真。椎崎城主（推定）。千葉勝胤の次男。天文十九年（一五五〇）十一月、千葉妙見社遷宮の際、「屋形様御一家」として列席。神馬・太刀を奉納している〔千葉集〕。「上総妙見文書」中の同十八



年八月十六日付の某常真判物と花押型が一致、諱（実名）を勝信、道号を常真と称したことが知られる（淺川恒昭氏）。「小弓公方家臣・上総逸見氏について」〔中世房総第六号、一九九九〕。

〔井田文書〕中には、天文四年（一五三三）十二月発給の知行充行状写一通（史料41）があり、刑部太輔に対して竹元・青見原半分・備前に柴崎を宛給する旨を告げている。これによつて、千葉勝胤の家臣であった井田氏が、同時に勝胤庶子の椎崎氏からも知行地を宛給されていたことが知られる。

(7) 朝久 △姓未詳△

生没年未詳。左衛門佐。在所不詳。

〔井田文書〕中には、年末詳の因幡守宛書状写一通（史料42）があり、井田氏の年頭祝儀に対する返礼である。

(8) 勢 □姓未詳△

武士あるいは僧侶と推定される。官途名・受領名・道号ともに未詳。在所不詳。

〔井田文書〕中には、年末詳の刑部太輔宛書状写一通（史料43）があり、「日孟（傳）」「月孟（傳）」「香花をそなへ廻向仕」等の文言が認められ、井田氏の先祖供養に関するものと理解される。

(9) 海岸寺

寺院（推定）。在所不詳。「井田文書」中には、永禄九年（一五六六）発給の美濃守宛文書状写一通（史料4）がある。

第三節 「井田文書」の分析と考察

1 史料分析と井田氏世系の復元

(1) 文書受給者の整理・体系化

所謂「井田文書」の宛名（受給者）の内で、美濃守（関係史料六通）以下、平三郎（六通）・刑部太輔（九通）・因幡守（二〇通）などは、明らかに井田氏歴代の總領（嫡嗣者）に宛てたものと推定される。上巻井田氏の系譜には諸説があるが、「井田文書」中の宛名を見る限り、美濃守——美濃守——因幡守の世系が想定される。すなわち、井田氏歴代の總領は「平三郎」を仮名（通称）として、官途名は「刑部太輔」を用い、受領名は「美濃守」あるいは「因幡守」を製用したものと理解される。以下、具体的に史料に基づいて、井田氏の世系について整理・復元してみたい。

「井田文書」の受給者（宛名）別の内訳は、すでに概観した通りであるが、世系復元への視点から再整理すると以下の構成となる。

(1) 井田美濃守宛——計六通

① 永正十五年（五一八）と推定される足利基頼書状写（史料14）以下、同期とみられる千葉勝原書状写などの計二通。

② 天文二十四年（五五九）発給の千葉親頼受領状写（史料5）以下、千葉胤富・海岸寺の書状写などを計四通。

(2) 井田刑部太輔宛——計九通

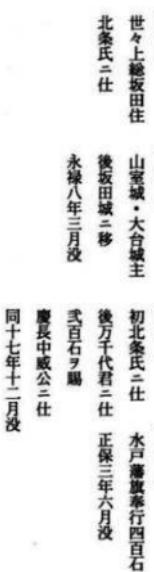
① 天文元年（五三一）発給の千葉昌胤官途状写（史料3）以下、足利義明・足利晴氏・原胤清・椎崎勝信の書状写などを計六通。

② 天正五年（五七七）と推定される北条氏政書状写（史料16）以下、同時

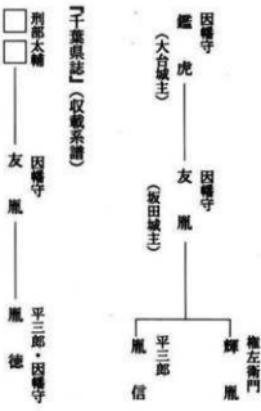
【井田系】 1 (橋軒文書)



【井田系】 2 (坂田・小関家文書)



【千葉県誌】(収載系譜)



期とみられる千葉邦胤印判状など計六通。

(3) 井田平三郎宛 —— 計六通

泰永禄十二年（五九六）と推定される千葉胤富書状（史料8）以下、同時

期の北条氏政書状など計六通。

(4) 井田因幡守宛 —— 計二〇通

泰天正十五年（五八七）発給の北条氏政軍役割付写（史料18）以下、同時期とみられる高城胤辰・松垣秀定・牛尾胤仲・遠山直景の書状など計二〇通。

【井田文書】（復元系譜）



以上、宛名の四種類の内、美濃守宛六通・刑部太輔宛九通は、その発給者・記事内容からみて、明らかに複数の人物に宛てられたものと推定される。井田氏による

発給文書が未確認である現在、歴代惣領の諱（実名）は不明であるが、美濃守 —

— 美濃守（刑部太輔） — 因幡守（平三郎・刑部太輔）の順に継承したものと想定される。上総井田氏の系譜を記したのに、「總州山室譜伝記」「井田系譜」

「井田殿代々法号」など、近世作出の史料・文献類がある。これらの資料類は、「井

田文書」を参考に作成された可能性があり、文書中の宛名がそれぞれの世系記事に色濃く反映しているものと見られる。さらに、作成時点における伝承類も積極的に

摂取したことと考えられ、すでに消滅した所伝・記録も數多く含まれているものと

思料される。あくまでも仮説に過ぎないが、近世資料を援用して世系復元を試みる

と、上総井田氏は美濃守氏胤 —— 美濃守友胤 —— 因幡守廣徳 —— 治太夫胤信

と嗣いだものと推定される。

(2) 井田氏世系の推定・復元

美濃守氏胤 —— 一五三三（享禄四） 平三郎（推定）・刑部太輔（井田文

書）・美濃守（井田文書）。大台城主・坂田城主（井田系譜）。天文元年（一

五三三）十一月、千葉昌胤から官途名「刑部太輔」を許され、同四年十二月には推

崎勝信から所領を与えられている（史料3・41）。さらに、天文二十四年（一五五五）

霜月、千葉親胤から受領名「美濃守」を拝領、永禄三年（一五六〇）には千葉胤富

から三谷・椎名氏の旧領を与えられている（史料5・7）。永禄八年（一五六五）

三月九日、逝去（井田殿代々法号）。享年五十七歳（光台寺位證）。

因幡守胤德 —— 一六一二（慶長十七） 平三郎・刑部太輔・因幡守（井田文

書）。坂田城主（井田系譜）。永禄十二年（一五六九）以降、千葉胤富に属した

井田平三郎は、三島陣・窪田山・上総調査など、各地への出陣を下知されている

（史料8・9・10）。天正五年（一五七七）以降、千葉邦胤に属す井田刑部太輔に対

して、北条氏政から直接指示が届くようになる（史料12・16）。天正十五年（一五八

七）以降、北条氏政から三〇〇人の軍役を課せられた井田因幡守は、岩付在番・牛

久在番・小田原城攻防戦など、関東各地に出陣している（史料17・23）。文禄元年

（一五九二）以降、佐倉城主の武田信吉に仕官、八日市場領の支配を担当（史料48）。

武田氏転封とともに水戸領に移り住み、その後、徳川朝房に再仕官した（井田系

譜）。慶長十七年（一六二二）十一月九日、逝去（井田殿代々法号）。

治太夫胤信 —— 一六四六（正保三） 平三郎（總州山室譜伝記）・治太夫

【井田系譜】。水戸藩主。慶長十七年以降、嫡子の平三郎が家督を継ぎ、治太夫と

称して水戸藩に仕えた（総州山室譜伝記）。知行四〇〇石にて大番組に出仕、先

手足輕頭・旗奉行などを歴任（井田系譜）。正保三年（一六四六）六月二十五日、
遷去（井田殿代々法号）。

付記——「井田文書」中、歴代惣領の諱（美名）は不明であるが、本報告書で
は便宜的に、「井田殿代々法号」記載の氏風・友風・鳳飛、「総州山室譜伝記」に記
された友風・鳳信などを用いた。

2 坂田城以前の井田氏

(1) 千葉勝胤と井田美濃守

すでに検討したごとく、井田氏に関する初見史料は、「千学集抄」（史料62）の永
正二年（一五〇五）十一月十五日条であるが、千葉妙見宮における千葉昌胤の元服
式に際して、井田美濃守は神前に「御馬一疋」を奉納している。同史料の「御馬腰
刀」納められる人数（中略）国面々百余人の記事中には、井田美濃守を筆頭と
して三谷孫四郎・椎名八郎・楠木助太郎（以上「御馬一疋」）、海保但馬守・和田大
藏丞・三谷藏人佐・山室孫四郎・三谷大膳亮（以上「御太刀一疋」）など、東畿地
方における千葉氏配下の国人層が記されている。さらに「御腰」には惟名伊勢・井田
美濃（騎）礼酒の時住持り盃を取上で、二騎の御供召出（中略）屋形様の御盃
供分中參りけるとの記事が認められ、椎名・井田両氏が「屋形様御供」（千葉勝
胤の近習衆）であったことが知られる。

永正年間（一五〇〇—一二）と推定される三月一日付の千葉勝胤書状（史料1）
によると、当時、井田氏の知行分に対し、三谷大膳（嫡子昌胤）が異議を申し立てて
いた事実が知られる。このことについて、勝胤は七郎殿（嫡子昌胤）に宛てて「大膳
兄弟之者、井田知行分為始削除故、彼者色々井田被召出候て、無御情可存由申、よ
り、叶間敷由返事申候き」と告げている。さらに「此度井田忠信申候者、坂田郷大
膳・出候者、残り之事可仕御意見候」とあり、このたび井田氏が忠信すれば、坂田
郷を三谷大膳に給するほかは、七郎殿（昌胤）の裁量に任せると述べている。一方、
三谷氏については「彼兄弟相替候上者、争苑角可申候哉」と、所領をめぐる一族内

紛を懸念している。

また、同時期とみられる三月廿三日付の千葉勝胤書状（史料2）によると、井
田氏の所領と推定される坂田（戸田）・中台の年貢に触れて、輪覚（勝胤）は「椎
一世之間者、十五貫貢可道置候、以後之事者、其段可心得候」と下知している。さ
らに「蕨・石橋尚給分の事、被下候」とあり、井田氏に対して他氏の所領が宛給さ
れたことが知られる。

永正十四年（一五一七）十月、真里谷城（木更津市）の武田信保（如懶）に支援
された足利義明が上総に進出、十月十三日に三上城（茂原市）を攻略、同十五日に
は原黒降を追って下總小弓城（千葉市）に入り、世に「小弓御所」と称された
（「伏元僧都記」）。同十五年と推定される八月十六日付の足利基頼判物写（史料14）
によると、足利義明の小白城移座に際して、井田氏に対しても「就御勤庶、勝胤所
へ仰出旨候、可然様、加意見候者、可為神妙候」と要請を説引している。

大永三年（一五三三）十一月十五日、佐倉妙見宮において千葉利胤の元服式が催
されたが、「千学集抄」には「是ハ南御所義明小弓におハして、佐倉ヘ御敵となれ
る故なり」と見える。当時、佐倉の千葉昌胤は小弓御所とは敵対関係にあつたが、
井田氏の動向については史料的には全く不明である。「井田殿代々法号」によると、
享禄四年四年（一五三一）七月十九日、井田刑部太輔が逝去して、「真田殿殿威威」
□大居士と諡号したとある（「小閑文書」）。その脇書には「井田刑部太輔平某、
武尉郡大台城主、同所ニ葬」とあるが、「井田文書」中の井田美濃守（氏風）と同一人物であるものと推定される。

(2) 椎名氏に属した井田刑部太輔

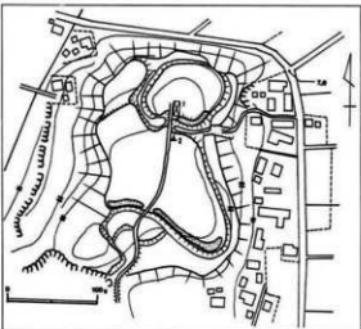
享禄五年（天文元・一五三三）五月に歿した千葉勝胤にかわって、「千葉介」を
繼承した昌胤は、同年十一月十五日、井田美濃守の子息（友風）に對して「刑部太
輔」の官途状（史料3）を発給している。さらに、年夫詳の七月十六日付、千葉昌
胤書状（史料4）には「仍鳥目一千疋被遣之候、矢造可被申候」とあり、出仕
間もない刑部太輔に対し矢造（軍備費）を援助している。さらに、天文四年

(一五三五)十一月廿日付の椎崎勝信知行充行状写(史料41)には、「竹元・青見原半分其方ニ相任候」と見えて、椎崎氏が井田刑部太輔に対し竹元(篠本)・青見原半分を宛給していることは注目される。同時に備前(姓未詳)なる者に柴崎(光町芝崎)の地を任せたことを告げている。

年未詳の十一月十一日付、足利義明書状(史料13)によると、上総小西城(山武郡大網白里町)の原孫二郎(黒貞)の不忠=敵対を告げて、井田氏に対し「此上者、椎崎相遠露色候者、可風神妙」旨を下知している。これによると、井田氏は椎崎氏の「指南」に属しており、すでに椎崎氏は小弓方に与力しており、義明が井田氏に対して去就を明らかにするように迫ったものと推測される。天文七年(一五三八)十月五日、小弓御所義明は国府台にて敗死するが(『快元僧都記』)、同年と推定される十一月廿日付の足利晴氏感状(史料15)には、「昌黒所へ出頭之儀、被仰出候處、速奉応上意候之条、神妙^ノ至候」とあり、井田氏が千葉昌黒とともに古河公方に属したことが知られる。さらに「急度可被出御候候、各相談廻候者、猶可^ノ以^テ為忠信候也」とあり、井田刑部太輔に対して出陣を要請している。

天文十五年(一五四六)九月、千葉利胤は豊前左京亮に対して、「上總國武作之内本柏(松尾町本柏)の地を安堵しているが、坂田城周辺に千葉氏の直轄領が存在したことは注目される。(豊前氏古文書抄)」この豊前氏は古河公方の家臣で、すでに勝胤。

昌黒のところから交渉があり、以後もその関係は繼續されていたとされる。天文期(一五三一~五五)、井田氏は武射郡小池郷(芝山町)を所領、郷内の田向城を拠点としている。



大台城跡概念図(原図:伊藤一男)

たが、同十七年(一五四八)大台城(芝山町)を築いて高谷川上流域に進出したとされる(『越州山室宿禰伝記』)。当時の井田氏は、千葉勝胤の庶子である椎崎勝信に付属していたが、同十八年八月十六日付の姓未詳常具判物写(史料49)によると、椎崎氏と尋ねる常時は逸見左京亮への所領調達に触れて「仍以前如申、井田致忠信候者、相当^ノ之所可通御心得候」と述べている。宛先である逸見氏は、かつて小弓公方の有力家臣であったが、足利義明の敗滅後、逸見・椎崎両氏の間に所領地を介在させた交渉があつたことは注目される。同二十二年(一五五二)二月、安房の里見義典、北条氏の拠点である有吉城(千葉市)を攻撃、城主の北条綱成と交戦している(『關八州古戰錄』)。

3 大台城から坂田城へ

(1) 井田友鬼の「裏裏守」置用

『越州山室宿禰伝記』によると、弘治元年(一五五五)閏十月十八日、井田友胤は宝野(芝山町)において三谷氏と対陣、山田金光寺(芝山町山田)に三谷大膳亮を敗死させ、坂田郷と市場・長倉・小堤の諸城を押領したとされる。すでに紹介したことく、永正期(一五〇四~二)以降、三谷氏の一族は内粉状態にあつたらしく(史料1)、弘治元年と推定される閏十月廿三日付の原胤清定書写(史料36)には、「一度申合候上、御疑心有間敷事(中略)彼家中可被引御稼事」との文言が認められる。諸伝記が伝える宝野合戦の正否は別として、千葉家の重臣である原胤清(小弓城主)の支援のもと、井田氏が三谷氏の内粉に介入していたことは確実である。さらに「勢五郎佐倉へ出仕之事」ともあり、井田氏の庶子あるいは家中の子弟(和田胤茂か)が佐倉城へ出仕していたことが知られる。この井田氏一族の佐倉出仕を下知したのは、本来の主君である千葉親胤ではなく、その臣属の原氏であることは、戦国期における千葉氏の権力構造を考える上で注目される。天文廿四年(弘治元・一五五二)十一月十五日、千葉親胤は井田氏に対し受領状(史料5)を発給、刑部太輔友胤が「美濃守」の受領名を製用したものと推定される。

永禄三年(一五六〇)八月、北条氏康が里見義典の久留里城(君津市)を包囲、

正木時茂が長尾景虎に「越山」(関東出兵)を要請する。九月、景虎が上野国に侵入、これに対処するために氏政は久留里城の攻囲を解いて武藏・河越へ出陣、里見氏は危機を脱した。同年十一月十六日付の千葉胤富書状(史料7)によると、「此度忠信(附面)所送(面之)跡之事、致無忠人之透被任申」とあり、井田美濃守は鹿児島地方における謀反人の跡職を継承している。これに関連するものとして、同年と推定される八月六日付の千葉胤富判物写(史料6)があり、椎名右衛門大夫・三谷小四郎そのほか同名中(一族)に対して、「此度馬寄被透候之上、於末代不可有御迷惑候」とことを告げている。すでに贈反の子兆があったものか、続けて「万一面面々、致無沙汰候、美濃守同前、口惜之由、可被即付言」とあり、井田美濃守が椎名・三谷両氏に対して「指南」的立場にあったことが知られる。

永禄四年(一五六二)正月、正木時茂が下総へ侵攻、原氏の日井城(佐倉市)を陥れ、さらに小白城を攻略している(『千葉胤富記』)。同年三月、長尾景虎が小田原城を攻撃、安房の里見義弘、相模三浦から鎌倉を経て小田原に参陣した。同年三月、長尾景虎が上杉憲政から関東管領職を譲られ、その名跡を継承して上杉政虎(後に輝虎)と称した同年二月、里見義弘、関東出陣中の上杉氏に呼応して下総に進出、日井から市川十里的内に布陣している。同年九月、北条氏のために佐貫城(君津市)が落城、里見義弘は岡本城(富浦町)へと退いている。

永禄六年(一五六四)閏十二月、上杉輝虎が越山して既橋城(群馬県前橋市)に入城、里見義弘に対して出陣を要請、これを受けて義弘が国府台(市川市)に布陣した。同年正月八日、北条氏康・氏政が出陣して、国府台に里見勢と対陣、撃破している。このとき、北条氏の江戸城主・遠山綱景などが戦死、里見方にも多くの犠牲者が出ている(『本土寺史過去記』)。さらに、同年三月、北条氏康・氏政、相模三浦から上総へ渡海(池田・小糸・久留里などの諸城を攻略した)。

当該期における井田氏の動向は、史料的に全く不明であるが、『井田殿代々法号』によると、永禄八年(一五六五)三月九日、「坂田城主井田因幡守(友廣)」が歿したところの記事が認められる。文化七年(一八一〇)井田好近の作製になる光台寺所蔵の位牌には、「光台院殿天慶成運大居士、永禄八年三月九日、上總國武射郡坂田城主井

田因幡守某」と記されており、『慈州山室譜伝記』に登場する井田因幡守友風と同一人物と見られる。さらに、これらの史料に基づいて『千葉県誌』は「井田友風墓」——大般寺寺方光台寺に有り、五輪塔高さ五尺許、光台院殿天慶成運大居士、永禄八年三月九日、五十七歳の二十余字を刻す」との記事を載せている。『井田殿代々法号』の脇書にも「光台寺ニ葬ス、墳墓在」と記されているが、現在、光台寺は廃寺になってしまい、井田氏の墓塔は未確認である。いずれにしても、永禄八年(一五六五)三月上旬、坂田城の井田美濃守が逝去、この所伝と「井田文書」宛名中の因幡守が混肴、付会して、「慈州山室譜伝記」記載の伝承内容が形成されたものと思料される。

(2) 各地に出陣した井田平三郎

永禄八年(一五六五)一月、北条氏政、原氏以下の諸将に下知して、里見方の土氣城(千葉市)酒井胤治を攻撃している(『河田文書』)。同年二月、上杉輝虎、関東の諸将に軍役を課して、常陸・小田城(茨城県つくば市)を攻略、さらには下総、白井城を攻開した。三月下旬、原胤貞の據る白井城は、「夷城城一重」にまで攻められたが、攻城軍側の被害も大きく、やがて上杉氏も撤退した(『豊前氏古文書抄』)。

同年八月、北条氏政が海路、上総へ侵入して三船山(君津市)に里見勢と対陣。この合戦において北条方の太田氏賀(岩槻城主)などが戦死している(『小田原編年録』『平林寺文書』)。氏賀の戦死とともに、岩槻城(埼玉県)は完全に北条氏の支配するところとなり、十一月上旬、氏政が「岩付城仕置」のために出張している(『保阪文書』)。以降、岩槻城には警固の在番衆が置かれたが、年末(十一月二日付)の北条氏政書状(史料32)には「此度岩付在番、御辛勞候、自今以後務功切義不可有隙事、任人候」とあり、在番中の井田平三郎に櫻柑・柳樽(江川酒)を贈り慰労している。この「岩付在番」はかなり大規模なもので、同時期とみられる十月五日付の設楽利經書状(『香取文書』)には、「岩付番手國中惣別被致之候」との文言が認められる。

永禄十一年（一五六八）十一月中旬、今川氏と同盟していた北条氏政は、氏真の要請を受けて伊豆三島（静岡県三島市）に出来、以来、藤原峠（清水市）・深沢城（御殿場市）など、駿東郡をめぐっての攻防戦が続いた。同十二年と推定される五月廿三日付の千葉胤富書状（史料8）には、「氏政子今三島降陣候、彼開陣之上、可納馬候事」とあり、胤富の下知を受けて平三郎胤徳が納馬のため三島陣へ赴いている。また、年未詳六月廿四日付の北条氏政書状（史料28）には、「馬一疋貶到米、令自夏候」との文言が認められ、井田氏と馬牧（野馬管理）との関連が推測される。

一方、勢力を挽回した里見義弘は、永禄十一年二月、下総市川・松戸へ侵攻、さらに反転して臼井筋の郷村に放火、上総・椎津村（市原市）へと帰陣している（弘法寺文書・中山法華經寺文書・他）。同年八月、義弘は甲斐の武田信玄と同盟を結ぶが、さらにも北条高広に宛てた九月廿日付の上杉輝虎書状（歴代古文家）によると、当時、里見氏の領国は安房・上総は勿論、下総においても領位を占めていた。十一月中旬、北条氏康、里見氏との和睦・同盟（房相一和）を企てるが、不成功に終る（妙本寺文書）。

元龜二年（五七二）十一月、佐倉妙見宮において千葉邦胤の元服式が催されたが、『千字集抄』には「房州里見義弘、小弓」にありて、佐倉（千葉胤富）と御戦あらりける故、千葉（妙見宮）へまより給ひさる也」との記事が認められる。同年と推定される六月一日付の千葉胤富書状（史料9）には、「今度房州・蓬田山地利取立山国西筋悉可懸手候」とあり、さらに「然唐又生美近辺ニ敵地形見掛候間」と里見氏の侵攻状況を伝えている。これによると、里見勢が蓬田山（船ヶ浦町）に築城、また生美城近くにも城郭を構えるなど、下総掌握のための拠点を確保すべく激しい戦闘を展開していた。八月上旬、生美近辺の千葉寺下で、里見勢と氏康が交戦、小西城（大網白里町）の原能登守日源が討死している（本土寺過去帳）。

元龜三年（五七三）正月、『申相同盟』成立とともに西方の脅威がなくなると、北条氏は本格的に房總攻略にのりだし、天正三年（五七五）以降、「上総調儀」を開始する。同年五月、北条氏政が下総に侵攻、さうに八月上旬には下総府中から佐

倉領に至り、八月十九日、上総・東金城の酒井氏を攻撃している（「綾寧寺文書」「宍倉文書」「清水文書」）。同年と推定される七月三日付の千葉胤富書状（史料10）には、「仍來調儀之事、火急之由、自小田原其断候、茲國中各へ被及御催候」とあり、小田原からの緊急勤員令を伝達している。さうに、胤富は井田氏の軍備に触れて、「去年其手之事、一向無人數（中略）結羅以ト殊外未熟」と批判、就中、鉄炮衆・歩弓衆の小旗を充実するよう下知している。この文書は、明らかに東金城攻略への準備を命じたもので、同年八月廿八日付の北条氏政書状（「清水文書」）には、「去十九（日）東金へ押詰土氣、東金領地郷村悉打散候、諸軍ニ申付、敵之兵糧を奪取、今明中一宮へ備置候」との戦況が記されている。以降、土氣・東金の両酒井氏は北条氏政に帰属、北条軍が東上総に侵入するに至った。

また、同時期とろられる二月晦日付の高城萬良書状（史料37）によると、「仍於佐倉御普請被成之由、御大儀寡人候」とあり、井田氏が本佐倉城（酒々井町）に係る土木工事と推定される「佐倉普請」に關係していたことが知られる。史料37の差出所は「高源胤辰（花押影）」とあるので、高城萬良（花押名）と理解され、胤辰が足利義氏（古河公方）から「下野守」の受領名を承認する天正五年（五七七）以前の發給であるものとされる。

③ 千葉胤富の「鉄炮停止」

天正三年（五七五）の「上総調儀」以降、井田胤富は千葉胤富からの官途状（所在不詳）を受けて、代々の官途名である刑部少輔を称したものと推定される。同五年（五七七）とみられる四月廿九日付の北条氏政書状（史料16）には、「今度東表及行處、井田御下知者難勿論候、星夜之御辛劳、誠難述筆候」として、井田刑部太輔に一合・一樽（櫻柑・江川酒）を贈り慰労している。胤富は氏政の女（氏直師・芳林院）を娶ったとされるが（「千葉大系図」）、史料16においては「邦胤御下知者難勿論候」と一応、女邦胤の存在を意識しながらも、その指揮下にある千葉氏家臣を個別に直接把握しようとする、明確な後北条氏の意図が感得される。さらに、書状末尾には「猶遠山可申候」との文言が付されており、すでに井田氏が

江戸城将・遠山政景の指南に属していたことが知られる。

天正五年（一五七七）十一月、北条氏直と里見義弘が和睦して、所謂「房相一和」が成立するが、以降、北条氏は下総・上総北部に対する直接的支配を強化していく（『喜連川家文書案』）。同七年（一五七九）五月四日、千葉胤昌が五十三歳で死去した（『喜連川家文書案』）。

家督を嫡子邦胤が継いでいる（『本土寺過去帳』）。

同年八月廿七日、代替わりした邦胤は、井田氏に対して「其地（坂田）近辺鉄炮停止」の印判状（史料12）を発給している。相田一郎氏は高著『日本の古文書』

中で、この邦胤の印判状が紹介され、印判は日付の上部に捺してあり、その形態は方二寸・三重郭、印文は「龍」の朱印であると解説されている（同書上巻六四三頁）。一方、楳軒本『井田文書』では、朱筆で印文を模写しており、印文も「龍」と判読でき、三重郭であることもわかる。

相田氏は文書原本を見されたらしく、その所持を「井田文書」とされ、鉄炮の停止は「鉄炮を放つと鳥を脅かし、或は鷹狩りの妨害になるがためであろう」と述べている。しかし、この禁令は、明らかに領内における火薬の浪費・消耗を禁じたもので、その量的制限からくる「鉄炮停止」であったものと理解される（注13）。

4 北条氏の「佐倉領」支配と坂田城

(1) 「関東惣無事令」と北条氏分国

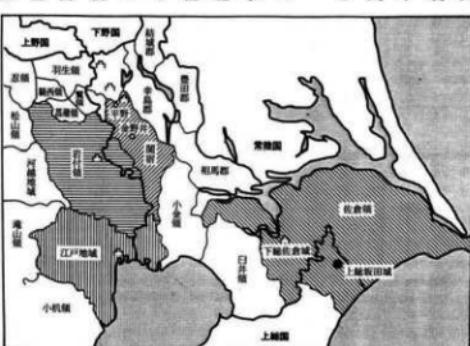
天正十五年（一五六七）十二月、豊臣秀吉が「関東惣無事令」を布告、関東・奥羽の諸大名に対して「私設停止」を通告している（秋田藩採集文書）「白土文書」。

小田原の北条氏に対する「惣無事令」は、すでに同十四年十月以前に通告されていて、北条氏は強い拒否応酬を示した。さらに、秀吉からの「上洛招請」を不服とする北条氏は、小田原城や伊豆・韭山城（静岡県）などを修築・拡張して、秀吉の攻撃に備えていた。同年五月七日、千葉邦胤が「一鍼田孫五郎狂乱」のために横死、享年二十九歳の若さであった（『本土寺過去帳』）。十一月上旬、北条氏直が「佐倉領」に出陣、「佐倉城」（鹿島山城）の普請を終えて、十二月十日には関宿城に着陣している（『原文書』「鶴野文書」「小林文書」）。この氏直出陣を契機として、北条

氏は「佐倉衆」（千葉氏家臣団）の直接掌握に成功したらしく、同十五年（一五八七）以降、隠居氏政が佐倉領支配を担当したとされる。

天正十五年十二月三日、秀吉から再度の「惣無事令」を通告されると、北条氏の分国内は緊張の極

に連した。これに対応して、北条氏政は佐倉領の諸城主の「着剝」（軍役負担）を定め、近く秀吉の出陣に備えて、軍備を整えるべきことを下知



佐倉領の範囲と坂田城
註：黒田基樹氏原図<1995>に一部加筆

當時、北条氏の分国内では、秀吉との総力戦への準備が進められる一方、常陸南部において佐竹氏・多賀谷氏との抗争が激化、牛久・足高（あひだ）帶で連日のように攻防戦が展開されていた。これに対応して北条氏は、豊島貞親（下総布川城）・高城胤

則（同小金城）・国分廻道（同矢作城）・井田鳳徳（上総坂田城）など、下總・上総の支城主層に「牛久在番」を下知。牛久城（牛久市城中町）の岡見治広・足高城（伊奈町）の岡見宗治を加勢・救援している^[1]。天正十五年と推定される八月十三日付の北条氏政書状（史料17）には、「動有之間、高城も參陣候、番替者有間敷候」とあり、牛久城周辺の緊迫した軍事情勢が知られる。

この井田氏の「在番」は、三月上旬の多賀谷氏との攻防戦を受けて出兵と推定され、以降、ほとんど常駐部隊となっていた。年未詳八月廿二日付の岡見治広書状（史料51）には、大須賀氏に宛て「井因昼夜御窮屈、御辛劳不及是非候、自身御在番ニ候事、手前心静令安心候、可御心安候」とも述べている。史料51によると、同十五年八月以降、井田因幡守はみづから軍勢を率いて牛久在番に臨み、介崎城の大須賀信濃守の指南を受けたことが知られる（「大須賀文書」）。

また、年未詳林謙廿一日付の土岐ト千書状（史料52）によると、下総足利城（酒々井町）の神崎殿（朝忠か）に対して負傷した鶴（隼）の治療法を指示するとともに、「然而井田方、前日宇治青駆進候、遅時御駕使之段、本望此「事候」と告げている。これによって、常陸江戸崎城（茨城県江戸崎町）の土岐ト千（信英か）と神崎・井田両氏の交渉が知られるが、これも北条氏による「牛久在番」を媒介としての人脈であるものと推定される（「神崎文書」）。

(2) 井田鳳徳の岡見氏「指南」

すでに紹介したこととく、天正十五年（五八七）十二月上旬、北条氏政による佐倉領に対する「仕置」は、豊臣秀吉によって通告された「関東無事令」への対応策の一環であった。史料18の軍割付写の中にも、「米春夏之弓箭専一之間」との文言が認められ、北条氏は「京勢（豊臣軍）との対決は必至である」との認識を示している。同年と推定される十一月廿八日付の北条氏政書状（史料19）には、「京勢確動候、必然之様ニ告来間」とあり、小田原城への緊急勤員を告げている。さらに、出陣に際しては、「以前著到帳を定申合人衆、一騎一人無不足、米止月五日、

るとも述べている。以上のごとく、北条氏が京勢＝豊臣軍の来攻に対して、極めて現実的な認識を示していたことは注目される。

天正十六年（五八八）と推定される九月廿三日付の北条氏政書状（史料20）には、「仍牛久表無事之由（中略）人衆ニ鉄炮以下、如何ニも手堅籠置」とあり、「其方（井田鳳徳）も先來正月五日迄者、荷川（府川）近辺ニ在陣」すべきことを下知している。すでに史料17・51で検討したことと、北条氏は牛久城を常陸南部における軍事的拠点として重視、佐竹氏・多賀谷氏の南進に備えて在番体制を強化していた。この史料20によつて、井田氏の牛久在番はほとんど常駐状態であり、鳳徳自身も周辺各地に出陣していたことが知られる。同十七年（五八九）と推定される正月十八日付の北条氏政書状（史料21）には、「今度牛久夜入之節、岡見甚内被致高名疾患、忠信尤ニ候」とあり、常陸小笠城（伊奈町）の岡見経吉の活躍を称えている。さらに、氏政は「若武者之儀候得者、勝敗無理之備、可有之存候」とを懸念、鳳徳に対して「無打死機、其方異見指引専一候」と告げている。また、年未詳七月廿三日付の北条氏政書状（史料29）によると、在番衆の「佐竹勢打向（中略）土浦迄出陣」に際して、北条氏は「甚内申通、先手甚内方へ申渡」している。さらば、経吉の先陣について「其方（鳳徳）手之内、能武者撰、五十騎程、甚内ニ指加」とあり、井田氏に対しては「其方者（番手ニ被成）出陣せよ」と指示している。この史料29によつて、牛久城主である岡見氏の一族が、井田鳳徳の「指南」を受け、その指揮下にあって戦功を挙げたことは注目される。

年未詳九月十日付の牛尾鳳中書状（史料39）によると、「内々其他御在番」（牛久城守備か）の井田因幡守に宛て、牛尾氏は「各々可然陣構構致、長陣之支度計候、諸毎迷惑可為御察候」旨を告げている。この牛尾氏は多古城主であるが、遠隔地への出陣を命じられたものか、「諸毎迷惑可為御察候」の文言に当時の在地状況が彷彿とする。

(3) 佐倉領の支配と山角定勝

天正十七年（五八九）八月、北条氏政は庶子・七郎直重をもって「井田御名跡」

を嗣がせ、佐倉領の支配を継承させるに至った（原文書）。これに関連して、「安得虎子」中の「小田原一手役之書立」（史料53）には、「七郎殿より（北条直重）とあって、原殿以下の「佐倉御旗本」が列記されている。この文書は北条氏の軍令としての「陣立」を記したもので、東上総においては「伊丹城」と記された坂田城の井田因幡守（麻屋）のほか、土氣城の酒井伯耆守（康治）、東金城の酒井左衛門尉（政成）が書上られている。この北条直重による「名跡」継承とともに、千葉氏の分国＝佐倉領も北条氏の支城領と化して、領内の公事・検断権も完全に掌握されたものと推定される。

さらに、北条氏は在地における訴訟方にも介入したらしく、天正十七年三月十三日付の北条氏義許状写（史料33）では、三谷藏人佑（胤重）の所領＝吉田郡久方村（八日市場市）をめぐる相論を裁許している。この三谷領の久方村は、天文十五年

（一五五六）に千葉利胤から宛給されたもので、永禄三年（一五六〇）以降、井田氏から八貫文の年貢が賦課されていた（史料7・45）。一方、千葉妙見宮の別当である北斗山尊光院（金剛投寺）は、久方村が神領（妙見領）であると主張、三谷氏との間に論争となつた。尊光院からの「訴状」を受けて、北条氏は「糺明使」として山角定勝・板部岡成の両名を派遣、吟味の結果、久方村が三谷領であることを確認している。この文書（史料33）の存在は、北条氏が佐倉領内における訴訟事務をも掌握していた事実を示すもので、井田氏配下の土臺層（三谷氏）の所領紛争によって具体的に介入していたことは注目される。

さらに、同年とみられる己丑十月十三日付の北条氏定書写（史料34）によると、

糺明使の一人である山角定勝は、「於其方領分（坂田）、以鉄炮鳥射事、尤可停止候」との禁令を奉じている。この鉄炮の停止は、単なる狩獵の禁止令ではなく、明らかに鉄炮の徹免を目的としたものと思料される。

この禁令を奉じた山角定勝は、北条家の奉行職の一人であり、官途名を刑部左衛門尉といい、受領名を紀伊守と称した。主に、北条氏政の側近臣として活躍するが、とりわけ、行政面で優れた能力を發揮、主に駿河・伊豆・下総方面の実務を担当していた。すでに史料33・34で検討したこと、天正十五年（一五八七）十二

月の氏政による「仕置」以降、佐倉領との関係を示すものとして、年未詳正月十日付の遠山直景書状写（史料40）があるが、直景が死去する天正十五年五月廿九日以前のものである。この文書によると、江戸城将の遠山氏は、井田因幡守の「御陣不参」に際して、その経過を小田原に報告するとともに、山角伊守に対しても「添状」を送附したとある。その結果、山角氏から「披露被申候處、殊外御隨居様（氏政御立腹）との返事があつたので、「今日參府申候間、紀州談合申候而、追而可申入」との旨を告げている。遠山直景は北条家の譲代衆で、官途名を右衛門大夫と称して、江戸領の支配を担当していた。一方では、下総における軍事行動の主力を担い、千葉氏以下の両總諸城主に対する「指南」を務める存在であつた。永禄期（一五八七〇）以降、井田氏に宛てた北条氏政の書状中にも、度々「猶遠山可申候」との文言が認められる（史料16・32）。

このことは、遠山氏が井田氏の指南を務めていたことを示すものであるが、一方、年未詳（六月廿四日付の北条氏書状写（史料28）には「猪山角紀伊守可申候」と記されている。さらには史料40においては、遠山氏が山角氏を介して御隨居様（氏政の意向を知るなど、山角定勝は遠山氏担当の奏者であったものと思料される。これらの検討から推測されるのは、北条氏による佐倉領支配の重屬性であり、行政面における氏政——定勝の体制に対し、軍事面では氏政——定勝——遠山氏の体制が想定される。

(4) 小田原城への最終勤員令

天正十七年（一五八九）十月、下野經營を進めていた鉢形城（埼玉県寄居町）の北条氏邦は、沼田城（群馬県沼田市）の猪俣邦憲をして、真田領の名胡桃城（群馬県夜野町）を攻略するに至つた。この機を捉えた秀吉は、十一月廿四日、氏政、氏直父子に宣戰を布告するとともに、各地の諸大名に關東出兵を号令した（「北条文書」）。これに狼狽した氏直は、後川氏など諸大名に書簡を送り、弁明、説得に努め和解工作に奔走した（「武家事記」）しかし、情況は好転せず、十一月下旬、ついに北条氏は分国中に緊急勤員令を布告するに至つた。

当時、北条氏の支配下にあった両総地域では、佐倉城の北条直重以下、「佐倉衆」など旧千葉氏系の在地勢力の一部が手勢を率いて小田原に参陣した。すでに、千葉邦胤の遺児である重胤は小田原に在勤しており、その母岩松も人質として城中に住んでいた。(「千葉大系図」)。北条氏からの勤員令に応じて、両総から小田原に赴いた諸城主については、史料的制約もあって、その全貌を明らかにすることは困難である。

限られた史料からみて、佐倉の原風栄(日井)以下、高城胤則(小金)・押田胤定(八日市場)・酒井康治(土気)・酒井重治(同)・酒井政辰(東金)・土岐頼春(万喜)・千葉行胤(成東)・井田胤徳(坂田)など、参陣者の多くは千葉氏系の城主層であった。

坂田城の井田胤徳は、十一月十七日付で北条氏からの出陣要請(史料22)を受理するが、氏政は「其方司有參陣機機、三百廿五人之内、廿五人をハ所在(坂田)ニ指属、二百人者當表(小田原)可為走廻事」を下知している。これによると、井田氏の自担すべき兵員は「二三五名」と定められ、内「五名は在所(居城)の守備」として待機、残り「二〇〇名を率いて小田原に参陣せよ」とある。まず、第一陣として約七〇名を召連れて、「来正月七日在地を打立、十一日当地可為參陣候」とある。さらに、第二陣の一三〇名は「西表(關西地方)開合」の上で招集するので、とりあえず在所に指置き、「飛脚一人、而夜通報者様(自己令仕置)との体制が採られていた。

また、文書の末尾には「天下至干大途者、是非興滅此節迄尙間無疑心、無二可有支度候」との文言が認められ、豊臣軍の動きに対する北条方の対応が極めて鋭敏であり、本格的な迎撃態勢を採っていたことが知られる。

この出陣要請から一〇日後、北条氏からの最終勤員令(史料23)が出され、「(京勢)出勢之様子(中略)諸卒懃(同)參陣候旨を告げている。さらに、かねて定めた着剣の人数を率いて、「来正月四日佐倉迄打著、佐倉兼同前(中略)正月九日、当地迄被打著候」と下知している。この文書によって、佐倉の地が、北条氏に属した両総の諸城主にとって、兵力の集結点であったものと推測される。十一月廿七日、北条氏からの最終勤員令を受けた井田氏は、他の諸軍とともに佐倉に集結、千葉氏

いる。

5 井田氏の近世的対応と水戸移住

(1) 小田原城攻防戦と両総の領主層

天正十八年(五九〇)三月、秀吉吉が京都を進発、同廿八日には沼津に集結して、「京勢」(豊臣等)が小田原に向けて進軍を開始した。その動員兵力はおよそ二万余、まさに史上空前の大軍であった。まず、山中城(静岡県三島市)を攻略して、翌廿八日には伊豆・箱根の防衛線を突破している(「堀口文書」)。さら

に、四月六日、秀吉が湯本の早雲寺に着陣して、ここに小田原城包囲の態勢が完成した。

一方、北条氏直の軍勢は、小田原以下、約一〇〇余に及ぶ支城・端城に合計三万五〇〇〇余の兵力を配属、これに足軽・鷹兵を加えて約二〇〇万人程度であったものと推定される。秀吉側も早くから情報収集に努めており、調査の結果を諸大名に回覧したらしく、その写本が「毛利文書」に収められている。現在、氏政・氏直など北条氏一門と有力家臣の兵力を明記した。「北条家人数付」(史料54)と、関東諸城の城主名と兵力を連記した「関東八州城之覚」(史料55・56)の二種が伝存している。これによれば、秀吉側が採用した北条氏の總兵力は、支城・端城を併せて五三か所、合計三万四二五〇騎であった。このうち、両総諸城主の兵力は計一万〇二五〇騎(約三〇%)であり、佐倉城の千葉氏三〇〇〇騎以下、日井原氏(一〇〇〇)騎、長南武田氏(一五〇〇)騎、万喜土岐氏(一五〇〇)騎などが目される。さらに、小田原城氏七〇〇騎、矢作河内氏五〇〇騎、熊木(鍋木)・鍋木氏(三〇〇)騎、土氣酒井氏(三〇〇)騎、東金酒井氏(一五〇)騎、守谷相馬氏(一〇〇)騎と統いている。また、坂田城の「伊田嚴」(史料53)については、「坂野刑部大夫(井田刑部太輔)・大台の城百五十騎」(史料54)と記載、大台城を井田氏の本拠として把握している。

さて、小田原城の包囲作戦の態勢が整った四月下旬、秀吉は家康と協議の結果、別動隊を派出して武蔵・両総方面の北条方の諸城を攻撃することに決心した。両総地方へは、浅野長政・木村高重の両将に率いられる一隊を派遣、さらに家康の家臣で

ある本多・鳥居・平岩・内藤・酒井などの諸将も平定作戦に参加している（『家忠日記』「当代記」）〔天正日記〕子葉臼井家譜）。上総・下総の諸城は、忽ちにして派遣軍の席捲するところとなり、「家康の御威光には、一日の中に五十の城落とされる」という状況であった（『房總治乱記』）。

七月上旬、長期にわたる持久戦も効果なく、圧倒的な豊臣軍のために小田原は落城するに至った。七月五日、北条氏直が城を出て投降、翌六日、秀吉は片桐且元・脇坂安治・家康の部将・榎原政らをして、小田原城を受け取らせた（『浅野家文書』「小早川家文書」）。七月十一日、氏政・氏照兄弟が切腹、氏直は家康の女婿のため助命され、同廿一日、紀州高野山へ退散になった（『家忠日記』）。五代百年を誇った北条氏も、ここにあえなく没落、小田原に参陣した諸氏も、城郭・所領を収公された。あるいは他国に逃散、あるいは旧領内に隠れ住み、やがて両縁の地は新しく徳川氏によって再編成されていった。

(2) 武田信吉に仕宦した井田氏

天正十八年（一五六〇）八月、北条氏の旧領を与えた徳川家康は、所謂「江戸御打人」とともに、速やかに関東各地に直属家臣團を分封した。このとき、井田氏の旧領である坂田郷の近傍には、鳴戸二万石（成東）の石川康通以下、多古一万石の保科正光、芦戸一万石（綱戸）の木曾義昌、本納一万石の三浦義次などが配置された（『家康公関東御入国御知行割』）。そのほか、九十九里地方には小篠五〇〇〇石の本多康俊以下、蓮沼五〇〇〇石の高木清秀、藤原五〇〇〇石（茂原）の大久保忠佐、山口一〇〇〇石の坪内利定など、徳川氏の家臣團が配置されていた（『寛政重修諸家譜』）。

(3) 八日市場領の年貢と井田氏

武田氏の所領經營については、史料的には全く不明であるが、旧佐倉領の城主・土豪層に積極的に登用したとの推測される。例えは、井田黒徳の場合、旧領内在する所領を收公され、旧領内に隣接したと伝えられる（『總州山室講伝記』）。安政四年（一八五七）の『小坂村田日記』（寺保家所蔵文書）によると、「坂田、北条草堂下にて、天正十八年庚寅年小田原一同落城す。夫より東照宮様聞八州御平定被遣候ニ付、依之右川左衛門大夫康通様、成東御拜領ニチ式万石を給ふ。落城

之後、慶長五年迄間、坂田郷成東領式万石之内也」とあって、井田氏の旧領である坂田郷が成東領に属したことが知られる。さらに、文化七年（一八二四）の『楓軒文集』（小宮山昌秀著）中の『井田系譜』1、「小閻家文書」（横芝町坂田）中の『井田系譜』2によると、「井田因拝守（黒徳）——初北条氏ニ仕、天正十一年十二月、氏政ノ附属士廿五人、著文書ヲ伝。北條滅後、万子代君ニ仕、二百石ヲ賜（万石）。慶長中威公ニ仕、旧知ヲ賜（後之を）慶長十七壬子年十二月九日没」と記されている。これによって、家康の関東入部とともに、井田黒徳は家康の第五子である武田信吉（佐倉城主）に仕官、さらに慶長年中（一五九六～一六一四）家康の第一子である頼房（威公）に再仕官したことが知られる。

武田信吉は、幼名を万千代といい、仮名を五郎と称したが、天正十一年（一五八三）九月、浜松城内で誕生したとされる。生母の下山殿（秋山虎康の娘）は、甲斐武田氏の一門、穴山信君（梅雪、武田信玄の玄孫）の養女となり、縁あって家康の側室に上がった。やがて、武田氏の断絶を惜しんだ家康は、幼少の万千代に梅雪の名跡を嗣がせ、天正十八年（一五六〇）十一月、高城氏の旧領である小金領三万石を与えた（『甲斐国志』）。さらに、文禄元年（一五九二）三月、千葉氏の拠点であった佐倉城（酒々井町本佐倉）に移り、加増されて四万石を領した。このとき、戦国時代の佐倉城には入らず、山麗清光寺の近傍、街道に接した大堀の地に障屋を構えた。当時は「大堀館」と称され、また「万千代屋敷」とも呼ばれたが、障屋の跡は約二〇ヘクタールを測る。

武田氏の所領經營については、史料的には全く不明であるが、旧佐倉領の城主・土豪層に積極的に登用したとの推測される。例えは、井田黒徳の場合、旧領内在する所領を收公され、旧領内に隣接したと伝えられる（『總州山室講伝記』）。安政四年（一八五七）の『小坂村田日記』（寺保家所蔵文書）によると、「坂田、北条草堂下にて、天正十八年庚寅年小田原一同落城す。夫より東照宮様聞八州御平定被遣候ニ付、依之右川左衛門大夫康通様、成東御拜領ニチ式万石を給ふ。落城

之後、慶長五年迄間、坂田郷成東領式万石之内也」とあって、井田氏の旧領である坂田郷が成東領に属したことが知られる。さらに、文化七年（一八二四）の『楓軒文集』（小宮山昌秀著）中の『井田系譜』1、「小閻家文書」（横芝町坂田）中の『井田系譜』2によると、「井田因拝守（黒徳）——初北条氏ニ仕、天正十一年十二月、氏政ノ附属士廿五人、著文書ヲ伝。北條滅後、万子代君ニ仕、二百石ヲ賜（万石）。慶長中威公ニ仕、旧知ヲ賜（後之を）慶長十七壬子年十二月九日没」と記されている。これによって、家康の関東入部とともに、井田黒徳は家康の第五子である武田信吉（佐倉城主）に仕官、さらに慶長年中（一五九六～一六一四）家康の第一子である頼房（威公）に再仕官したことが知られる。

武田信吉は、幼名を万千代といい、仮名を五郎と称したが、天正十一年（一五八三）九月、浜松城内で誕生したとされる。生母の下山殿（秋山虎康の娘）は、甲斐武田氏の一門、穴山信君（梅雪、武田信玄の玄孫）の養女となり、縁あって家康の側室に上がった。やがて、武田氏の断絶を惜しんだ家康は、幼少の万千代に梅雪の名跡を嗣がせ、天正十八年（一五六〇）十一月、高城氏の旧領である小金領三万石を与えた（『甲斐国志』）。さらに、文禄元年（一五九二）三月、千葉氏の拠点であつた佐倉城（酒々井町本佐倉）に移り、加増されて四万石を領した。このとき、戦国時代の佐倉城には入らず、山麗清光寺の近傍、街道に接した大堀の地に障屋を構えた。当時は「大堀館」と称され、また「万千代屋敷」とも呼ばれたが、障屋の跡は約二〇ヘクタールを測る。

（史料4）によると、卯年（天正十九年）の貢納高は米納四〇七石八斗余・永葉納二貫二〇〇文であり、米錢とも「十分一引」と記載されている。この貢納高〇%の控除が、どのような性格のものか具体的に知り得ないが、恐らくは年貢徵収権を委任された井田氏の得分（代官給）であったものと理解される。

さて、史料4にみえる「八日市場領」とは、天正十八年（一五九〇）まで井田氏の支配下にあった木穂・久方・目塚・山桑などの村々であるものと推定され（史料45）、同十九年の「天正後地」に基づいて課せられた年貢の勘定証文である。この史料によって、在地支配体制の新旧転換の過程や、貢納物輸送の頃路・経費など、中世から近世への移行期における在地状況の一端を窺い知ることができる。八日市場領の貢納米は、一俵が京橿三斗五升入と定められ、合計八〇三俵が文禄元年九月と同一年七月に分納されている。その米俵は八日市場——佐倉公津——関宿の頃路で輸送されたが、八日市場から公津までの陸上輸送には延べ三八三頭の駄馬が動員され、その駄貨は「一疋二米八升一合」であった。公津から関宿までは水上輸送で、印旛沼を西北して現在の利根川水系に至る頃路を辿り、高瀬舟などを利用して漕送したものと考えられる。この間の舟賃は「百俵而四俵二斗三升充積」とあり、積載量の約五%が輸送経費であった。

ここで注目されるのは、史料中の「三十俵者、保科基四郎夫丸ぶら渡」との記載であるが、当時、八日市場領に多古城保科氏の手勢が進駐していたことが知られる。文禄元年一月以降、九月至る八か月間、「夫丸拾五人分」の扶持方として城米一二〇俵が供出されている。さらに、井田氏は城米七六俵を先却、「黄金二両」を貢納している。以上のとく、八日市場領内には多古の城兵、五名が常駐、旧領主の井田氏も命脈を保っており、まさに二重支配の状態にあったものと推測される。

（4）水戸領に移り住んだ井田氏
『徳川実紀』による、「佐倉時代の武田信吉は「天性わざらわしく病多ければ、つねにひきこもりおはしける」と記され、多病にして常に幽居していたとされる。しかし、慶長五年（一六〇〇）の閏ヶ原合戦には、若冠十七歳にして「江戸城留守」

を下知され、武田氏名跡としての重責を果たしている。同七年十一月、再び信吉は常陸水戸城（茨城県水戸市）へと転封・加増されて一五万石を領した。この武田氏の転封とともに、井田氏も水戸領に移り住み、知行萬二〇〇石を給された（「万君古帳」）。

慶長八年（一六〇二）九月、信吉が「渥瘞」のため二十一歳の若さで病没、嗣子がなく武田家は除封・絶絶になった。同年十一月、家康の第一〇子である長福丸（朝宣）が、兄信吉の遺領一五万石に五万石を加えて、二〇万石にて水戸城主となつた。さらに、同九年十二月、常陸國久慈郡（茨城県）・下野國那須郡（栃木県）にて五万石加増・類宣は二五万石を領した。

慶長十四年（一六〇九）十一月、徳川頼宣は二五万の加増、駿河・遠江・東三河において五〇万石を領した（『徳川実紀』）。この頼宣の転封とともに、常陸下妻城主（一〇万石）であった家康の第一子である鶴千代（頼房）が、一五万石の加増にて水戸城・三五万石に入部している（『徳川実紀』）。

このとき、武田氏遺臣の多くが頼房に仕えることを許され、井田胤徳は旧知二〇〇石をもって再仕官、大番組に属した（『水府系纂』「井田系譜」）。同十七年（一六一〇）十二月九日、井田胤徳が水戸府内にて逝去、同所故沢（水戸市故沢）の円通寺に葬られた（法号・天菴智賢大居士）。その名跡は嫡子である平三郎胤信が嗣いで、知行萬二〇〇石にて大番組に列し、元和年中（一六一五）先手足輕頭となり一〇〇石を加増されている（『井田系譜』）。さらに、寛永十年（一六三三）足輕三人を付されて侍筒頭となり、同十一年には加増四〇〇石にて旗奉行に補任されている。晩年の胤信は治太夫と称したが、正保三年（一六四六）六月廿五日、病を得て逝去している（法号・茂林城繁大居士）。

（5）水戸藩における井田家の人々

すでに紹介したこと、坂田城の井田胤徳・胤信父子は、文禄元年（一五九二）三月、佐倉城の武田信吉に仕官して、慶長七年（一六〇二）十一月、武田氏の転封とともに常陸水戸領に移住している。慶長十四年（一六〇九）十一月以降、徳川頼

房（威公）に再仕官、水戸藩士として幕末期に至る。以下、「井田系譜」（史料64・65）の記事を要約・整理、水戸藩における井田家の歴代について概観してみたい。

喜太夫□口 謙（実名）は不詳。初名は九郎兵衛と称し、寛永年中（一六三〇～四〇）、知行（二〇〇石）にて書院番組に出仕。正保三年（一六四六）六月、父信の逝去とともに家督相続、家禄四〇〇石を知行、同時に前禄（二〇〇石）を返納する（「正保年中知行割」）。慶安年中（一六四八～五〇）、先手足脛頭に就仕するが（「明暦三年大藏」）、万治一年（一六五九）四月二十五日、四五歳にて逝去。法号・悟山城頓大居士、水戸三夜廟に葬らる。弟吉道を養嗣子とする。

治太夫吉道 初名を所左衛門と称し、室（妻）は萩原京広女（娘）。万治二年（一六五九）四月、兄喜太夫の逝去とともに家督相続、本禄中三〇〇石にて大番組に出仕。同年十一月、供番組に移る。また、寛文三年（一六六三）九月、再び大番組に復し使役を兼務するも、同九年（一六六九）病を得て致仕。寛文十一年（一六七二）七月二十八日に逝去。法号・空山城心大居士、三夜廟に葬らる。

治太夫好直 初名を所左衛門と称し、室は木内正忠女。寛文十一年（一六七一）七月、父吉道の逝去とともに家督相続、本禄中（二〇〇石）にて大番組に出仕。元禄五年（一六八二）一月、使役兼務となるも、同十三年（一七〇〇）正月、故ありて使役を止める。宝永元年（一七〇四）正月に寄合組に転じ、同年十月、再び目附となる。享保元年（一七一六）正月、先手同心頭に就仕。同一年十月には唐手を預けらる。享保十年（一七二五）十二月以降、寄合組に出仕するも、同十三年（一七二八）四月七日、六歳にて逝去。法号・全功城威大居士、三夜廟に葬らる。

治太夫好近 初名を小三郎と称し、室は大森近習女。実は好直三男の村上高景の次男で、享保十三年（一七二八）四月、祖父好直の逝去とともに養嗣子となり家督相続、本禄中（一五〇石）にて小普請組に出仕。寶永三年（一七〇三）四月、進物番に転じ、延享元年（一七〇四）十一月、小姓となる。宝暦二年（一七五二）二月、大番組に進る、同十三年（一七六三）二月、使役を兼務して足高五〇石を給せらる。明和三年（一七六六）四月、書院番組に転するも、同年十二月以降、定江戸として赴任。安永二年（一七七三）三月、再び大番組となり、天明三年（一七八三）三月、書

院番組に転じたが、同八年（一七八八）三月、故ありて役職・半知を召上げられ小普請組となる。寛政六年（一七九四）四月、馬廻組に移り、同十二年（一八〇〇）八月、再び大番組となる。同年二月、藩主・徳川治保（文公）への高齢に備えるため、家藏文書四八通を史版懸裁、立原氏に提出する。文化五年（一八〇八）六月、致仕して樂人と改め、同六年（一八〇九）藩主・治紀（武公）の帰国に際して家藏文書の高覽に備える。文化十年（一八一三）二月一日、逝去。法号・春山城枝大居士、三夜廟に葬らる。

參四郎好典 初名を寿太郎、後に波門と称したが、室は川島市次郎伯母。天明八年（一七八八）二月、父好近に先立ちて逝去（「井田系譜」）。また、文政十一年（一八二八）九月十一日の逝去とも（「井田殿代々法号」）。故神葬、三夜廟に葬らる。

平三郎好礼 室は木名瀬三郎伯母。父好典が早世したため、文化七年（一八一〇）六月、藩命にて「謫係承組」、祖父好近より家督相続。同年十一月、上総坂田を訪

れ遠祖の墳墓に詣で、旧臣等と面会し、旧居城跡の絵図を得て帰る。天保八年（一八三七）八月九日、逝去。故神葬、三夜廟に葬らる。

源八郎好高 実は林五郎左衛門の次男、好礼の義嗣子となる。室は好礼嫡女。弘化元年（一八四四）四月八日、逝去。故神葬、三夜廟に葬らる。

平三郎好徳 初名を誠之助、後に因幡と称した。弘化元年（一八四四）四月、父好高の逝去とともに、三歳にて家督相続。安政六年（一八五九）、一八歳にて歩士目附となり、文久元年（一八六一）小普請組に転じた。同四年（一八六四）三月、上総坂田の光台寺に墓参、同年九月、武耕雲齋の挙兵に参加、各地に転戦。同年十一月、上洛途次、加賀藩に降伏。元治二年（一八六五）二月四日、越前敦賀にて切腹、享年二十四歳。法号・至誠院慶正忠因大居士、神号・井田威名彦命、敦賀泰勝寺に葬らる。明治元年（一八六八）七月、水戸三夜廟へ改葬。

（6）井田好徳の来歴と天狗党始末

水戸井田家の平二郎好徳は、藩内の改革派（天狗党）に所属する尊皇攘夷の思想相続、本禄中（一五〇石）にて小普請組に出仕。寶永三年（一七〇三）四月、進物番に転じ、延享元年（一七〇四）十一月、小姓となる。宝暦二年（一七五二）二月、大番組に進る、同十三年（一七六三）二月、使役を兼務して足高五〇石を給せらる。明和三年（一七六六）四月、書院番組に転するも、同年十二月以降、定江戸として赴任。安永二年（一七七三）三月、再び大番組となり、天明三年（一七八三）三月、書

に参加、各地を転戦した末に越前・敦賀（福井県）において自害を遂げた。

坂田本の「井田系譜」（史料65）によると、好徳は最後の坂田城主である因幡守

龜徳から数えて一〇代の末裔である。好徳は幼名を誠之助と称したが、弘化元年

（一八四四）四月、父好高の逝去とともに三歳にて家督相続。このため、旧臣の末裔

である坂田郷市場村の名主・小関八郎左衛門（通称「根古家」）が水戸に出て向いて

養育。元服の後に平三郎好徳と名のつたのである。小関八郎左衛門はその思い出を

「旧主好徳君、幼ニテ父母ヲ失ヒ祖母ニ育テラレ、成長ニ從ヒ文武ノ道ニ達シ、身

体勇壮、御年十一歳ノ時ヨリ臣八郎徳船府三罷出守伝、水戸烈公齊昭卿ノ命ヲ以

十八歳ヨリ御目附役ヲ奉ル」（史料70）と記している。これによると、小関八郎左

衛門の水戸出向は、嘉永五年（一八五二）以降、好徳が元服するまでの約五年間で

あったものと推測される。元服の後、好徳は某代の仮名である平三郎を襲名、安政

年中（一八五九～六〇）小普請組に出仕した。安政五年（一八五八）の春、小関八郎

左衛門は水戸の井田家を辞するが、これに対し藩主の烈公齊昭は「其方共今以旧

恩不忘相慕候、志義を守るにおるて今感心候」（史料67）との判物を与えている。

安政六年（一八五九）、一歳歳で歩百目附となつた好徳は、一度江戸に出て勅書

奉還の非を論じ、有司の忌避にふれて文久元年（一八六一）小普請組に貶されたが、

間もなく前職に復された。当時、好徳も祖父の好礼のことく、旧領である上総坂田

郷への墓参を願っていたらしく、小関八郎左衛門に対して「來二月先祖儀三百年忌

ニ相当候ニ付而者、墓旁旧地麗島心得、而廟書も指出」（史料68）と告げてい

る。文久四年（一八六四）三月九日、許されて好徳は諸侯格にて来絶、旧領の菩提

寺である寺方村の光台寺に到り、遠祖・因幡守友廉の墓所に詣でている。墓参の一

行は、用人の清水城太郎を先頭に、篠駒監侍一人・若徒四人・前徒一人・押一人・

獨々毛繩持一人・長柄持一人・馬一疋・前箱持一人・具足襷一荷の一人であった

（坂田・小関家文書）。墓参の後、旧臣子弟に案内された好徳は、小堤村の神保忠石

衛門宅に到着した。翌々十一日、牛熊村の勝俣善左衛門方にて昼食の後、累代の守

護神である牛熊八幡宮に参拝、さらに市場村の善通寺において「遠祖三百年忌」の

法要を営んでいた。当時、菩提寺である光台寺は無住であったので、宝福寺（光町）

の住職が導師となり、元信寺（成東町）・當通寺外の五僧が法座を勤め、集いきた

旧臣は六〇余氏に及んだ。その帰途、市場村の小間家で休息した好徳は、代々の系

譜などを託して水戸への帰路についた（史料65・66・70）。

元治元年（一八六四）三月二十七日、好徳が水戸に帰つて一〇日ほど後、藩内尊

攘派の藤田小四郎らが筑波山に舉兵した（文久四年は二月二十日に元治元年と改元

された）。所謂、水戸天狗党の兵乱であるが、好徳はすでに義挙への決心を胸に來

絶したものと思われ、彼は天狗党に参加すると井田因幡と号している。同年七月、

家老である武田寅貞（耕雲斎）が参加、追討の薄兵二、八〇〇余を常陸下妻に撃

破している。同年十月、二三藩連合による幕府軍と邦瑞漢に交戦、この戦闘で林正

徳が戦死すると、朝倉景行・井田好徳は兵を二分して各地に転戦した。しかし、利

あらず敗走、急奔、西上して一橋慶喜に訴える方針をとり、武田耕雲斎を大将に信

濃の和田峠を越えて、十二月下旬、木ノ芽峠の嶺を下り越前・敦賀郡新保村に布陣

している。この事態を憂慮した一橋慶喜は、天狗党弾圧の建議を容れて、自ら追討

軍を率いて近江の海津付近まで出陣するに至つた。加賀・会津・大垣・小浜など一

二三藩九、三〇〇余、まさに衆寡敵せの状況であった。

十二月二十一日、天狗党勢は吹雪のなかを進撃したが、やがて慶喜からの降伏勅

告を受諾、加賀藩の軍門に降つたのである。捕縛された党士たちは各寺院に収容さ

れて慶應元年（一八六五）の正月を迎えたが、加賀藩は餽餅・酒大樽・腰高頭な

どを贈つて慰めている。正月十三日、幕府に身柄が引渡され、五〇人宛て舟町の

鍊肥料倉へ収容、吟味ののち一月四日から処刑が始まった。一月二十三日まで都合

三五三人が処刑されたが、場所は米澤寺野と伝えられ、現在の敦賀市松原神社と墓

所のある付近であるとされる（『松原神社祭神事歴』）。

この処刑中、井田好徳は武田耕雲斎とともに自己刃を許され、一月四日の早朝に

切腹、享年二十五歳であった。法号は至誠院殿正典忠因大居士、神号は井田因幡名彦

命、敦賀泰勝寺に葬られる（史料70）。明治元年（一八六八）、水戸の三夜廟に改葬さ

れ、同八年（一八七五）処刑場跡の松原神社を建立、永く水戸烈士の靈が祀られた。

同社本殿に納められた「祭神明鑑」には、「神名・伊多威奈鬼古命、戒名・井田

忠因居士、俗名因幡平三郎、年々廿五」とあり、「一番目に記されている。光合寺安置の好徳位牌（史料7）は、帰魂祭の後に小関八郎左衛門が謹書したものであるが、小関・寺田・萩原など旧臣が教説まで出向き、好徳の靈を迎えたものである。小関家が伝承する好徳の辞世証（史料6）は、この時に教説から持参したもので、一方、寺方の萩原家には教説までの道中日誌が大切に保管されている。

明治四十年（一九〇七）五月、明治政府は殉難の士を追賞しているが、好徳は特旨をもって正五位を贈られている（殉難録稿）。

△補註

註1 「三谷殿代々法号」（史料59）によると、坂田靈通寺の過去報からの抜粋として、蓮祐（三谷大膳亮鳳興）・蓮智（三谷外記鳳興）・蓮敬（谷藤四郎鳳良）・蓮空（尾倉鳳）等を載せている（神保家文書）。史料の作出年代は不詳であるが坂田靈通（櫛支町坂田）を中心として、小堀・長倉など坂の村々に三谷氏一門が分布したことと示すものであろう。

註2 史料1の千葉勝胤の花押影が同見だ。他に、「淨果寺文書」永正六年（一五〇九）九月八日付の寺領安堵状に、「輪覚」との署名が認められる（千葉県史料）中世諸家文書補遺・別冊「花押・印鑑集」。

註3 永正十四年（一五〇七）閏十月十三日現在、足利義明の御座所は「下總國下河辺庄内高柳」（埼玉高麗橋町）にあり、小山城への移座は同十五年八月に降される。以後、小山と古河の対立・抗争が、両陣営方に拡大した（佐藤博信「室町・戦国期東国社会の一動向——特に宮下殿の軌跡を中心にして——」「歴史学研究」第五十九号、一九八八）。

註4 「千葉県史稿」中世篇語文大字では、史料13を「足利氏判物」としたが、重永卓爾

氏は櫻軒本の花押影から「足利義明安堵状」と断定された（「房里里見・正木文書の研究」史料篇）、「五五〇」。

註5 佐藤博信「古河公方室臣吉田氏の研究」「封建制社会の身分構造」所収。

註6 史料41の勝信（姓末野）は、史料2の「義田・中台貢之事・惟純・一世之間者、十

五貫文可通直後」、史料13の「此上者、權・相談・通締合候事」などの文言から、千葉勝胤の庶子である「惟純」（五郎勝住）と同一人物であるものと推定される（「千葉県史稿」）。

註7 外山信司「戰国末期の佐倉——城下集落の人々と後北条氏——」「中世房総の權力社会」所収、一九九一。

註8 平野明夫「高城氏の研究」「鎌の郷土史」第一四号、一九八六。

註9 黒田基樹「後北条氏における支城領の形成過程——下總佐倉領の場合——」「佐倉市史研究」八号、一九八八。

註10 伊藤一男「戰国房総の鉄炮——北条氏の軍事制付による実態——」「CREATIVE房総」第一四号、一九九三。

註11 藤本久志「紫無事令の初令」「かみくひむし」第六〇号、一九八七。

註12 黒田基樹「北条氏の佐倉領支配——御宿居特政の動向を中心として——」「中世房総の權力と社會」所収、一九九一。

註13 市村高男「戰国期常陸南部における地盤權力と北条氏——土岐・岡見・曾谷氏の酒良——」「堺小学校」第三三号、一九八九。

註14 大野政治「川栗・神崎好信氏所蔵『土岐・千の書』について」「成田市史研究」第三号、一九八九。

註15 史料19については、「千葉県史稿」中世篇諸家文書では天正十七年（一五六九）と推定、「龍ヶ崎市史」中世史稿編（一九九三）では、「文政十二月廿八日付の北条史政書状（大雄寺文書）との比較から十五年（一五〇七）の発給とする。すなわち、史料19の「文政正月十五日」、小田原へ可打着候」の文言が、大雄寺文書の「文正月十五日」、小田原近御者肝煎事」と一致すること。さらに、「以前所列致名を申合人矣、一騎一人無不足」（史料19）「先段申合人矣、一騎一人無不足」（大雄寺文書）などの文言から、明らかに天正十五年十二月上旬の北条氏政による「佐倉仕置」を受けての緊急動員令であつたものと思われる。

註16 史料53「小田原一手役の創立」は、「安得虎子」卷一〇に収載される資料であるが、

一般には天正末期の作出で史料54・55・56は「毛利家文書」と同時期のことを記録したものとされる。一方では、北条氏照の臣下である「野寺氏」が、天正十年（一五八二）十一月から同十二年五月頃に作成したとの研究成績もある。関連論文としては、長塚孝氏の「小田原一氏の手稿文書について」【『歴史研究』第一七号（一九六九）】などがある。

註17 伊藤一男「中世の妙見信仰と祭祀組織——千葉氏の守護神と金剛院寺について——」佐野賢治編「星の信仰——妙見・虚空藏——」所収、汲水社、一九九四。

註18 黒田基樹「江戸城特選山氏に関する考察」【『東京都北区文化財研究紀要』第五集、一九九一】。

註19 前掲註12の黒田氏論文。

註20 伊藤一男「東上総における戦国土豪の終焉」川村優編「近世の村と町」所収、一九八八。

註21 外山信司「戦国末期の佐倉——城下集落の人々と後北条氏——」「中世房総の權

力と社会」所収、一九九一。

註22 史料54・55・56の「毛利家文書」は、地名・姓等に宛字が多いため、兵力の記載についても「どの程度精密な調査の中で書かれたものか不明」であり、「恐らく関東の何處かにあって、風聞を書き記したものであろう」との批判がある。森田洋平「中世布川豊嶽氏の実像をもとめて」【『我孫子市史研究』第八号所収、一九八四】。

註23 川村優「徳川家康による新宿城に対する家臣団配置」【『歴史全般』六卷二号、一九七八】。

第四章 「山室譜伝記」の伝承と史実

第一節 「譜伝記」の成立と伝来

1 史伝書への批判と再評価

中世末期の房総、特に東上総における戦国期在地社会の具体相を描く上で、從来、看過されてきた史料の一例として、史伝書『綾州山室譜伝記』（以下「譜伝記」と略称）が存在する。この『譜伝記』の成立は、江戸時代の中期、宝曆六年（一七五六）十一月下旬の作出と伝えられ、その内容は上総飯糰城（芝山町）の山室氏を中心とし、井田・和田・斎藤・怒賀・三谷など近隣士豪層の動向を記したもので、両総地方に一〇数種の異本（写本）をもつ特史的性質の文献である。

この史伝書の著者は、上総国武射郡葉村（芝山町）住人の行方右衛門で、その諱を光広（後に光均）といい、「行方刑部朝臣貞久一代孫」を自称する土着層（草分百姓）であった。著者の行方氏は、執筆への動機に触れて、序文の中で以下のことと述べている。

2 伝承類の系統と分類

すでに検討したことと、「譜伝記」の著者である行方光広は、一八世紀中葉、武射地方（武郡北部）に流布していた古記録や伝承類を、かなり広範囲に調査・収集していたものと推定される。その具体的な作業は知り得ないが、「譜伝記」中の記事内容を整理・検討してみると、行方氏が調査・体系化した伝承類は、以下の三系統に大別して捉えることができる。

(1) 当時、近隣の村々に流布していた山室氏以下、井田・和田・斎藤・怒賀・三谷など、在地士豪層に関する戦国期の「合戦記」。

(2) 村々の領守の勧請、寺院の開基の由緒を伝える「祭祀伝承」。

(3) 村々の領守の勧請、寺院の開基の由緒を伝える「祭祀伝承」。

「戰國合戦記」である。その性格は、表現的にも誇張が多く、記事年代の誤りも認められる。もとより、後世の著作物なので、全体的に事実誤認も數多く、加えて私的粉飾の色濃い史伝書である。その利用にあたっては、厳しい史料批判が必要である。記事の内容に多くの創作部分を含んでいる点に注意しなければならない。

この「譜伝記」の成立は、明らかに江戸時代の中期以後であり、内容はまさに

この「譜伝記」の成立は、明らかに江戸時代の中期以後であり、内容はまさに

『譜伝記』の目次数は約四〇件であるが、実際に採用されている伝承記事は合計

五七件で、内容的に「山室氏」以下、合戦・家臣団・寺院・造仏・神社・伝説等の七項目に分類される（掲表参照）。これらの伝承類は、系統的に合戦伝承一六件（山室氏・合戦）、土着伝承二件（家臣団）、祭祀伝承二件（寺院・造仏・神社）、その他六件（伝説等）に大別される。

伝承記事の分類		
系 統	分 類	記 事 数
1 合戦伝承	1) 山 室 氏 戦	7件
	2) 合	9件
2 土着伝承	3) 家 臣 団	11件
	4) 寺 院 仏 社	12件
	5) 造 神	5件
3 祭祀伝承	6) 神	5件
	7) 伝 説 等	6件
記 事 合 計		55件

註) 『譜伝記』中の記事数を集計。

「譜伝記」の性格上、記述の主体となるのは「合戦伝承」であるが、その基層部分は「土着伝承」によって構成され、読者対象（受容層）の多くは旧土豪層の系譜に連なる家格の人々であったものと推定される。さらに、村々の精神的結合の象徴であった神社・寺院の由緒に係りあう「祭祀伝承」も、受容層の社会的地位を補完する上において、極めて重要な構成要素であったものと思料される。以上の検討のことから、「譜伝記」の編纂は、著者である行方氏の単なる知的関心に止まらず、その背後には受容層からの強い要請が働いており、長期間に及ぶ調査と緻密な構想のもとに作出されたものであろう。

3 「譜伝記」の普及と受容

(1) 現存「写本」の確認・翻刻

芝山町と横芝町の一部を舞台とする史伝書「越州山室譜伝記」は、宝暦六年（一七六六）十一月、上越国武郡猪苗代の行方久右衛門光広によって執筆・著述された。『譜伝記』の原本は、すでに粉失して所在不明であるが、各地に数多くの異本（写本）が現存しており、かなり早くから普及・受容されたことが知られる。その存在は、明治一〇年代（一八七七）以降、広く地誌学界に紹介され、安川惟礼（柳溪）の「上越国誌」以下、小沢治郎左衛門の「上越町村誌」、村岡良弼の「日本地理志料」など、数多くの研究者の業績に援用されている。

これらの学的成果は、大正期（一九一二～二六）編纂の地誌類へと継承され、「越本・千葉県誌」「山武郡郷土誌」等によって一般読者に普及するが、戦後に出版された「山武地方誌」も地誌類からの要約・引用である。『譜伝記』全体が翻刻・紹介されるのは、昭和三十年（一九五五）刊行の「豊岡村誌」以降のことである。同年（一九六五）九月、芝山町土曜講話会等によって「豊岡村誌」収載のものが複製・配布された。しかし、少部数の限定出版であったので、一般読者の入手は極めて困難であり、各方面から本格的出版が望まれていた。

「越州山室譜伝記」の普及版は、昭和五十七年（一九八二）三月、「誰にでも読めるような書物」との配慮のとともに、芝山町教育委員会・同文化財審議会の努力によって刊行された。数年にわたる調査の結果、近隣市町村に保存されている「沢山の写本」を収集して、この「読み合わせ」作業を経て編集・出版されたものである。その学的成果は、同六十年（一九八五）以降の町史編纂事業に引継がれ、中世史料収集の一環として「譜伝記」写本類の調査が実施された。

その結果、各地に現存する写本七点が確認され、これら諸写本の奥書の分析を通して、原本も含めて少なくとも計一一点の存在が認められ、かなり広範囲に普及したことが判明した。以下、現存する計七点の写本類を概観してみたい（掲表参照）。

『總州山室譜伝記』の写本・刊本

1 写 本	慶応4年(1868)	上吹入村・鈴木市左衛門	(鈴木勝雄家文書)
2 写 本	年代未詳	佐原市・香取神宮	(所蔵文書)
3 写 本	年代未詳	東京都・東京大学史料編纂所	(所蔵文書)
4 写 本	年代未詳	木更津市・上総博物館	(滝口明家寄託文書)
5 写 本	大正3年(1914)	旧大綿村・伊藤精一	
6 写 本	大正9年(1920)	旧大綿村・大木慎吾	
7 写 本	昭和25年(1950)	旧二川村・戸井 茂	
8 刊 本	昭和30年(1955)	旧豊岡村・大橋 栄	(『豊岡村誌』附録)
9 刊 本	昭和40年(1965)	芝山町土曜懇談会編	(孔版)
10 刊 本	昭和57年(1982)	芝山町教育委員会編	

【註】写本(1~7)は、芝山町史編纂室の収集諸本にて作表。

- (1) 鈴木家所蔵本——慶応四年(一八六八)四月、武射郡上吹入村(芝山町)の鈴木市左衛門によって写され、現存最古の毛筆写本である。
- (2) 香取神宮所蔵本——筆写年代未詳。文政四年(一八二二)写の武射郡小堤村(横芝町)神保敬本を村岡良弼が書写。後に「香取文庫」に納められた。袋陰書屋製の裏紙が使用され、乾・坤の上下一冊からなる毛筆写本で、下巻(第2の目録部)に「香取文庫」の角印、「村岡良弼」の丸判が押捺されている。
- (3) 東京大学史料編纂所所蔵本——筆写年代未詳。内務省裏紙を使用。全一冊の毛筆写本。
- (4) 上総博物館所蔵本——筆写年代未詳。船橋市在住の滝口明氏より寄託された毛筆写本、上下二冊の上巻のみ。
- (5) 伊藤家所蔵本——大正三年(一九一四)七月、「旧豊岡村(松尾尾)」秋元某氏所蔵の写本を借用して、旧大綿村(横芝町)の伊藤精一氏が書写したもの。
- (6) 大木家所蔵本——大正九年(一九二〇)十一月二十日、旧大綿村中台の大木慎吾氏が書写したもの。
- (7) 戸井家所蔵本——昭和十五年(一九三〇)十月、旧二川村新井田(芝山町)の戸井茂氏が書写したもの。
- (2) 写本・刊本の系統性
- 前項では、現存写本七点について、その成立過程を簡単に触れた。次に問題となるのは、各写本における系統性であるが、例えは香取神宮所蔵本(表中2)の奥書きには転写の経過が記されており、近世末期の地方史伝書の伝播を知る上で貴重である。この奥書きに示された「譜伝記」の伝播経路は、福葉村(一五七〇)——岩山村(一八〇五)——小堤村(一八一二)——佐原村(年次未詳)と辿ることができるが、あくまでも特定写本の一過程にすぎない。

譜伝記写本の系統性

【A】香取神宮所蔵本奥書（近世～近代）

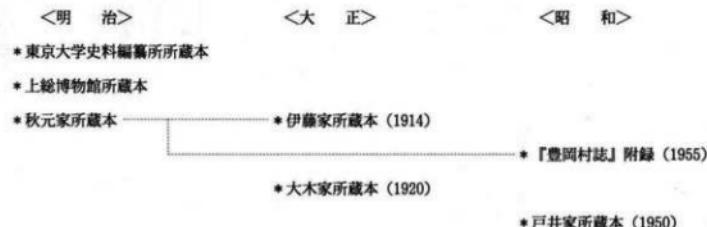
○原 本 宝暦6年（1756） 稲葉村・行方光広

⇒写本1 文化2年（1805） 岩山村・長谷川重平

⇒写本2 文政4年（1821） 小堤村・神保信敬

⇒写本3 年代未詳 香取文庫（村岡良弼）

【B】近代以降の転写経過



このほかにも、幾筋かの転写系譜が認められるので、受容者の要請に応じて放送状に普及・伝播したものと推測される。すでに紹介した大橋栄氏編『豊岡村誌』収載の活字本（表中8）は、伊藤家所蔵本（表中5）と同様に、旧豊岡村山室（松尾町）の秋元家所蔵本（所在不明）を底本とした可能性があることを付記しておきたい。

（3）写本奥書と受容層の意識

すでに検討したことと、「譜伝記」の各種写本には、転写時の所見を付した奥書が認められ、受容層の意識を知る上で極めて重要である。以下、管見の範囲で所見数例を紹介し、「譜伝記」理解への参考に供したい。

（1）近世末期の受容層

・神保信敬所見（文政四年・表中2）——此書、往年戸田村麻生氏所持セルヲ借請見ケルニ、追々追加セシモノ有之。坂田ノ事跡、井田氏ノ事、家譜等、古編村ニ神保平八之孫、岩ノ跡等ヲ載ス。写シ度存候折柄、村中ニ故障出来不能其事返シヌ。此後、折ヲ以テ彼ノ書ヲ書加へ、全備セシ。其上、予カ家ノ記録、井田氏ノ記録ヲ見テ補注セハ迷ヒナカラシカ。此書ノ如記ハ伝説ヲ以テ作過タリ。

（2）大正前期の受容層

・伊藤精一氏所見（大正三年・表中5）——元本（原本）豊岡村山室・秋元某氏所蔵の写本を借用して写せしが、誤字、脱字が多く、また往々にして數文字判断に苦しむの難所すくなからず。挿するに原本を誤り伝え伝えして、誤りはいよいよ誤りを重ね、遂に難解の文字たらしめしならん。独り文字のみならず、文章の結構はなはだ拙稚にして、前後の重複、およそ論理的に記述せるものにあらざれば、読書批判に努められん事を望む。なお、山室譜伝記として、やや信憑に足る書伝わると聞く。もしこれが現わるる時あらば、校正を望むものなり。

・大木慎吾氏所見（大正九年・表中6）——本書は、往々原文に誤り在りく、

筆写するに大いに困難せり。また、年代の前後すると文案の劣るは、大いに

遺憾とせる処なり。

(3) 戦後の受容層

・戸井茂氏所見（昭和二十五年・表中7）——この伝記を書いた人は、歌の心得あるものなり。宛字多し、判読に困る處あり。誤字もある。多少年代も違っている所もある。一種の伝記というを、大きく織り込んだる処多くあり。大体正しい所もある。よくも書き残し、研究したるものなり。この伝記にて大いに研究すべし。

第二節 「譜伝記」の構成と性格

1 主体となる合戦伝承・土着伝承

(1) 山室氏歴代の概要

すでに「伝承類の系統と分類」の項において検討したこと、「譜伝記」の全体は三系統・七項目、合計五件の伝承記事によって構成される。本書の性格上、記述の主体となるのは、山室氏の歴代に係る「合戦伝承」一六件、家臣團に関連する「土着伝承」一件の計二七件である。以下、各項目ごとに記事内容を概観、地方史伝書としての構成と性格について考察してみたい。

【譜伝記】の本文は、天文元年（一五三三）の「山室殿飯櫛の城を築く事」に始

まるが、その冒頭には次のことを記述がある。

この時に鎮西八郎為朝の末孫たる山室飛驒守源朝常隆、上總國武藏郡山室村に居城す。上下総六十二城、知行高五十三万石の旗頭に在りければ、要害堅しくとて同国飯櫛村に城を築けるは、人皇百五代後奈良院の御代、大永・享禄年中より天文元年辰年成就すとなり。

これによると、山室常隆は源氏の末流を自称する国人領主で、天文元年（一五三二）飯櫛城（茅山町）を築いて山室城（松尾町）から移ったとされる。「知行高五

十三万石の旗頭」は誇張に過ぎるが、執筆當時（一八世紀中葉）、両続の戦国城跡を二城と捉えている点は注目される。常隆以降、山室氏は氏勝・光勝・光慶と嗣いで、山辺庄質茂鶴（芝山町北郷）を拠点として、栗山川支流である高谷川の流域一带に勢力を擴ばしたと記している。以下、「譜伝記」の記事を整理・要約。山室氏歴代の生涯について概観してみたい。

常隆（飛驒守）——すでに原文で紹介したように、山室城主である常隆は「武射郡四十八箇村」を領有、北条氏に属して「上下総六十二城」の旗頭であったと記されている。天文元年（一五三三）、飯櫛城を築いてこれに移るが、当時、多古城主の牛尾胤仲と敵対しており、たびたび合戦を展開していた。やがて、弘治元年（一五五五）六月の「佐原原合戦」で胤仲を敗死させ、多古領五二か村を押領する。永禄十一年（一五六六）十一月三日、常隆は六十歳で逝去、法号は慈覚院金山忠庵。常隆には、氏勝（越中守）・氏計（甲斐守）・氏清（尾張守）の三子があり、家督は氏勝が繼承している。

氏勝（越中守）——父の跡を嗣いだ氏勝は、「譜伝記」中では「山室田城寺」と記されており、佐倉千葉氏の一族である凹城寺氏との関連（婚姻關係など）が推測される。しかし、氏勝の事蹟を示す具体的な記述はなく、その生涯を詳しく知ることはできない。元龜元年（一五七〇）四月十八日、飯櫛城中ににおいて逝去、法号は慈覚院有山城尊定院。

光慶（常陸守）——天文十六年（一五四七）、氏勝の嫡子として生まれた光慶は、父の跡を嗣いで飯櫛城主となり、小田原の北条氏に属していた。天正十八年（一五九〇）、豊臣秀吉が北条氏を討伐すると、関東の諸城主は秀吉からの使者に諭され、すんで居城から退去した。しかし、光慶は秀吉からの要請を拒否、千葉氏の殘臣を糾合して、七〇〇余人が飯櫛城にこもり抵抗を示した。このため、豊臣方の保科正光らの攻撃を受け、激戦の末に飯櫛城は炎上、光慶は城外に出て朝倉野（芝山町）まで退き自害した。時に、天正十八年十一月廿八日、法号は城全居士。

光慶（宮内卿）——光慶の嫡子である光慶、飯櫛城攻防戦後、旧領の菱田村（芝山町）に土着、慶長十四年（一六〇九）十一月廿九日、同村の殿部田において逝

去している（法号城円居士）。

さらに、光慶の子息である梅千代丸（鶴延）は、福葉村の西光院において出家、照円と称して飯櫃村蓮福寺の住僧となつた。この照円法師は、寛永十二年（一六三五）二月朔日、享年五十九歳にて遷化したとされる。また、寛文三年（一六六三）八月廿五日に逝去したとされる。「於蘇御前」は、山室常隆の孫娘とも、山室光慶の御台（妻）とも記されている（法号城誓大師）。

(2) 家臣団の構成

「諸伝記」冒頭の「山室殿権の城を築く事」には、「幕下諸侍の事」の記事を併載しており、山室氏一門以下、合計五名の人名が記されている。このうち、山室氏の「御一門」の六名を除く、計四九人の人々が「幕下諸侍」——家臣団を構成したものとみられ、それぞれ近隣の村々に分散・居領していた。これらの幕下諸侍は菱田村以下、一二ヶ所の村落に割拠したとされるが、実際には編纂当時の各村落における「旧家」を網羅したものであろう。この幕下諸侍四九名は、城主（支城主）三名・家老（宿老）一名・住人六名・家中三九名によって構成される。

「城主」と註記される者は、大台の井田氏、山中の和田氏、岩山の斎藤氏で、井田・和田両氏は山室氏と姻戚關係にあったとされる。また、浅倉（朝倉）の怒賀氏は「家老」とされ、一方、木川（菱田）・笛川（白柳）・曾沢（飯塚）・大原（大原）・小川（山田）・石井（小原子）の諸氏は「住人」と註記され家中三（四名）を付属している。以下、城主・宿老・住人について、関連記事一件の中から要約・紹介してみたい。

各村落の土豪層

区分	村落名	家臣数	家老	城主	住人	城内家中
I	菱田	3			1	
	白樹	4			1	
	福葉	2				
	岩山	13		1		
	飯櫃	8				8
	朝倉	3	1			
	飯塚	4			1	
	大原	4			1	
II	山田	1			1	
	小原子	2			1	
	大台	2		1		
III	山中	3		1		
	計	49	1	3	6	8

菱田	木川	・戸村	・大木
白樹	笛川	・児嶋	・大木
福葉	因幡	・飯田	
岩山	斎藤	・岩沢	・麻生
	(浅川)	・置地	・長谷川
	(平野)	・愛河	・佐久間
		・小川	・手嶋
		・野	・石井
飯櫃	木内	・寺本	・宇野沢
		・秋元	
		・佐久間	・伊藤
		・開	
朝倉	怒賀	・深堀	・浅野
		・曾沢	・半田
		・飯塚	・篠田
		・大原	・大谷
		・佐藤	・山口
山田	小川		
	小原子	石井	・郡司
	大台	井田	・堀越
	山中	和田	・木川
	不明	三瀬	・吉川
		・鈴木	・新行寺
		・内藤	・村山
		・赤石	・飯田
		・吉岡	・加瀬

【註】 1)「諸伝記」幕下諸侍を整理・表作。

2) 表中、金石文等の別資料で確認される土豪層は、苗字のごとく示した。

大台城主井田氏 始祖の因幡守鑑虎は、九州筑紫の浪人であったとされ、天文十一年（五四）前後に小原に下向、「北条氏政へ奉公」していた。やがて、上総国武射郡小池村（芝山町）に所領を得て、同十四年（四五）田向城を築いて居領されたとの機に、同十七年（五四八）大台城を構築して移住するに至った（「坂田城主三谷大膳金光寺參詣の事」）。

家督を嗣いだ因幡守友廟は、弘治元年（一五五五）閏十月、領内の宝馬野に三谷大膳信懸を討つて坂田城を押領、同一年七月に一門あげて坂田郷へ入部している（「三谷大膳討死の事」）。「井田殺坂田城主となる事」。天正十八年（一五九〇）七月の小田原落城後、十一月廿六日の飯橋城攻防戦に参戻¹、やがて慶長年中（一五六一）子息一人とともに「常州水戸領へ退出」している（「飯橋落城諸侍討死の事」）。
山中城主和田氏 始祖の五郎左衛門尉應信は、北条氏に属して山中城（芝山町）に居領、井田氏とともに飯橋城の山室氏と姻戚関係にあった（「幕下諸侍の事」）。應信の子息である伊賀守應富は、牛久城討伐戦、佐野原合戦・宝馬野合戦などに活躍、天正十八年の小田原合戦には子息の左衛門尉應茂とともに出陣している（「山中村由来の事」）。

同年十二月 飯橋攻防戦の後

和田應富は山中村に土着、医を業として名を「一味」と称し、たと伝承される（「飯橋落城諸侍の事」）。



山中城跡概念図（原図：伊藤一男）

岩山城主斎藤氏 斎藤庄司清氏の甥にあたる助四郎清長は、山室氏に仕えて岩山城（芝山町）を守備していたが、弘治三年（一五五七）三月、浅倉山（朝倉）での狩獵中、怒賀家忠の家人のために謀殺されている（「斎藤助四郎横死の事」）。

宿老源氏 始祖の源太左衛門尉家忠は、常隆・氏勝・光勝の山室氏三代に仕えた老臣で、浅倉党を守備して「大老職」（家老・宿老）と称された（「草付諸侍の事」）。天正十八年（一五九〇）十一月、飯橋城攻防戦の際、城中にて自害、子息の忠重は城外に出で奮戦中に討死している（「怒賀源河守重忠討死の事」）。

その他 「住人」の一人である小原子砦（芝山町）の石井主水助は、天文年中（一五三三～五五）「普請奉行」「飯橋城代」の重職に在ったとされ、子息の庄三郎は慶安四年（一六二一）十一月、仇敵のために殺害されている（「小原子砦を廃くる事」「庄三郎討たる事」）。

そのほか、菱田の木川信濃守（「木川三郎御馬様領の事」）、飯橋の秋元壱岐守（「麻生隼人輝吉百足丸の太刀所持の事」）、白柳の兒嶋日向守（「白柳おひな浦の事」）など家臣團の關係記事を載せている。これら山室氏家臣團の末裔を称する人々は、いずれも近世村落における旧家層——草分百姓であり、「譜伝記」中の家臣團に関する記事内容は、個々の土着伝承の集積であったものと思料される。

(3) 各種の合戦伝承

「譜伝記」中の合戦記事は計九件で、その内訳は山室氏に關係するものの四件、井田氏に關係するもの二件、怒賀氏に關係するもの一件、その他一件である。これらの記事内容の正否は別として、いずれも飯橋當時（一八世紀中葉）、武射・香取地方に流布していた「合戦記」が取材源であるものと推定される。一方、時期的には、弘治・永禄（一五五五～七〇）の合戦に限られるが、これも合戦伝承をめぐる地方的状況の反映であるものと考えられる。

佐野原合戦 弘治元年（一五五五）六月十一日、所領境の佐野原（多古町）において、山室氏勝と牛尾應仲が対陣、合戦数刻にして牛尾方が敗走、多古城は陥落した

(多古城主牛尾能登守落城の事)。

飯櫃城夜襲戰 同年閏十月朔日、牛尾氏家老の川口老岐守に率いられた一隊が、夜陰に刺して飯櫃城を襲撃。山室氏一門との間に激しい攻城戦を展開している

(「飯櫃城要害の事、井に川口老岐守討死の事」)。

妙光寺合戰 同年閏十月十三日、牛尾兼伸の潜伏先を探知した山室氏の手勢が、

小原妙光寺(多古町染井)を包囲・急襲、鬼仲は炎上する本堂内で自害して果てた(「能登守鬼仲一党討死の事」)。

宝馬野合戰 同年閏十月十八日、大台城の井田因幡守(友風)、領内の宝馬野

(芝山町)において坂田城の三谷大膳信慈を襲撃、三谷勢は山田・金光寺に退つて防戦したが敗走して、信慈は大台・真福寺付近において自害した(「三谷大膳討死の事」)。このとき、信慈の内室は乳母とともに戦場に駆けつけたが、夫の最期を伝え聞いて悲しみのあまり自害したと記されている(「信慈御台自害の事」)。

大台城攻防戰 永禄年間(一五五八~七〇)、池田紀伊守の率いる安房の里見勢

が大台城に襲来、城主の井田因幡守は櫛城戦で対抗、山中城の和田氏が援軍を繰り出したので、やがての里見勢は敗走・退却していく(「井田平三郎元服の事」)。

飯櫃城攻防戰 天正十八年(一五九〇)十二月廿六日、山室光勝は千葉氏の残臣七〇〇余人を糾合、飯櫃城に籠城して保科正光の率いる豊臣軍に対抗、壮絶な攻防戦を開戦した(「飯櫃落城諸侍討死の事」)。

関東合戦落城次第 らに、「諸伝記」の巻末には、応永廿三年(一四一六)から

慶長十九年(一六一四)までの合戦表が附録されており、その記事数は約八〇件である。年表中、房總関係の記事は計一七件であるが、以下の記述が注目される。

・文禄四年(一五九五)「上総小野田合戦、敵味方五百余人討死」

・慶長八年(一六〇三)七月「上総篠崎(笛子)落城、五百余人討死」

・慶長十一年(一六〇六)五月「上総国武射郡椎崎村落城(中略)敵味方あまた討死」

・慶長十一年(一六〇七)「下総八日市場字芝崎椎名伊勢守落城、五百余人討死」
〔下総中村取士井沼合戦、坂田石舟門尉(中略)等十人討死〕

・慶長十四年(一六〇九)三月「下総香取近在小野落城、山倉播磨守等五百余人討死」「小見川合戦、敵味方五百余人討死」

・慶長十六年(一六一二)「上総國東金吾屋屋合戦、正木大膳等五百余人討死」

これらの年表記事の内容は、天正十八年(一五九〇)十二月の飯櫃城攻防戦と同様に、両總地方戦の展開からみて戦闘年代に整合性がない、「敵味方五百余人討死」等も「合戦記」の常套句である。しかし、上総の東金・笛子、下総の八日市場・芝崎・中村・小見川・小弓(生麦)など、それぞれ戦国房總における重要な城郭地であり、「諸伝記」の編纂にあたりかなり広範囲に調査・取材したことが知られる。

2 由緒を語る祭祀伝承

(1) 村落寺院の発起と建設・焼失等

すでに検討したことと、「諸伝記」の編纂において、寺院・造仏・神社など「祭祀伝承」は極めて重要な構成要素であった。「諸伝記」中の寺院関係の記事は計一件で、内容的には発起四件・開山一件・建設一件・焼失一件・移転一件・受戒一件の構成である。宗派別では、真言宗五か寺・日蓮宗二か寺・天台宗一か寺・不明が四か寺であり、このうち現存する寺院は計七か寺である。以下、各記事を要約・紹介してみたい。

真言宗寺院

○西福寺(芝山町小原子)——本尊・不動明王。天文年中(一五三三~一五五五)に

御堂新造(田中山西福寺由来)。現存。

○金光寺(芝山町山田)——本尊・觀世音菩薩。弘治元年(一五五五)閏十月十八日、宝馬野合戦の際に焼失(「山田金光寺焼失の事」)。現存は廢寺。

○光院(芝山町大里)——本尊・阿弥陀如来。天正十九年(一五九一)三月、

山室勝延が十五歳にて出家、照円と号して飯櫃村蓮福寺の住職となる(「福葉村西光院由来」)。現存。

○承天寺(芝山町大里)——本尊・觀世音菩薩。宝曆年中(一七五一~六四)、金光寺の本尊仏を移して開山(「坂田圓承天寺の事」)。現存。

○薬王寺（芝山町菱田）——本尊・薬師如来。開山未詳〔「菱田村薬王寺縁起の事」〕現存。

日蓮宗寺院
○徳藏寺（芝山町飯橋）——本尊・釈迦如来。弘治元年（一五五五）六月十三日、山室常隆の外護によつて、重如房日能が開山〔「徳藏寺開山の事」〕。現存。

○妙光寺（多古町多古）——弘治元年閏十月十三日、旧地の染井より現在地に移転〔「染井妙光寺多古へ移る事」〕。現存。

天台宗寺院
○觀音教寺（芝山町芝山）——本尊・觀世音菩薩。金光寺の仁王尊を移転〔「芝山觀音教寺仁王尊の事」〕。現存。

不 明
○宝城寺（芝山町飯橋）——本尊・藥師如來。天文元年（一五三二）、山室村（松尾町）より飯橋城中に移転〔「觀音山寶城寺縁起」〕。所在不詳。

○觀音堂（芝山町山中）——本尊・觀世音菩薩。永禄年中（一五五五～六九）、觀音堂建立〔「山中染井觀音堂建立の事」〕。所在不詳。

○不動尊（芝山町小原子）——本尊・不動明王。兵火のために焼失〔「田中山不動尊焼失の事」〕。現在の西福寺か。

○宝光院（芝山町飯橋）——本尊・地藏菩薩。寛永年中（一六二四～四四）、御堂を建設〔「宝光院地藏菩薩の事」〕。所在不詳。

(2) 地方武士の造像と宿題

「通伝記」の編纂は、單に伝承類の収集に止まらず、近在村々の金石文等の資料をかなり細密に調査した可能性がある。例えば、各種仏像の墨書き、造像の経緯、趣旨など、山室氏を中心とする造像等の記事五件を載せている。すでに滅失したもののが多いが、現存が確認されたものもあり、当該期の在地寺院と領主・武士・民衆の関係を示す史料として注目される。以下、「通伝記」収載の墨書きを整理・要約、

それぞれの本願（唱導者）・大權那（外護者）・仏師・勅進衆（交名）・経緯（趣

旨）について概観してみたい。

宝慶寺・觀世音菩薩像・台座銘（芝山町飯橋）

紀年——永禄七年（一五六四）九月廿八日再興（所在不詳）
本願——僧侶名未詳

大權那——山室安芸守（勝立）
仏師等——番匠大隅守

勅進衆——山室安芸守・同伊勢守内室・同常陸守・戸村内蔵助内儀・玄野入道

経緯——「山室安芸守・病氣宿願・付・宝慶寺觀世音を再興す。」（「通」）
△付／同扇子墨書き

紀年——永禄八年（一五六五）九月吉日再興（所在不詳）
本願——沙弥周防守（九州費前国禪僧）

大權那——山室内城寺越中守氏勝
仏師等——番匠大隅守・檢師尾張守

勅進衆——治郎右衛門（合力）
経緯——趣旨未詳

称名寺・阿弥陀如来像脇内銘（芝山町新井田）
紀年——永禄九年（一五六六）十一月三日造立（現存）

本願——和田教順（阿弥陀仏・住持第八代）
大權那——藤原和田弥五郎・村山将監

仏師等——淨慶

勅進衆——和田伊賀守・飯橋隱居家比・和田弥五郎・木川源四郎・岩沢津鷦守・

三瀬麻人佐・給木藏助正久・新行寺善助

経緯——「和田左衛門尉風茂、子息病憚に付、本尊建立せられしと云ふ。」

仏像胎内銘文名中の土臺層

村落名	家臣名	『譜』幕下諸侍	資料1 (1566)	資料2 (1567)	資料3 (1567)
菱田	大木	四郎真次		四郎兵衛	四郎兵衛
	戸村	内蔵介乗紀			丹波守
白樹	平山	伊賀守重孝		伊賀守	
	同	帶刀		帶刀	
	大木	長右衛門胤盛		内匠助	
岩山	岩沢	豊後守康寛	津嶋守		新左衛門尉
	麻生	隼人左衛門武信		隼人佐	
	愛河	図書助通村		図書助	
飯櫃	木内	内匠助正通		四郎兵衛	
	宇野沢	土佐守信伊		土佐守	
	伊藤	伊賀守信友			監物丞
	閑	源左衛門尉氏好	源左衛門		
朝倉	怒賀	源太左衛門尉家忠		源太左衛門尉	
大原	大原	兵庫介正利		兵庫介	
小原子	石井	主水助宣就			正左衛門
大台	井田	因幡守友胤		二郎右衛門尉	
山中	和田	伊賀守胤富	伊賀守		
	同	弥五郎胤茂	弥五郎		弥五郎老母
	木川	伊予守胤清	源四郎		
不明	三瀬	藏人佐茂義	藏人佐		
	鈴木		藏助正久		
	新行寺		善助		
	村山		特監		
	飯田			鍵殿(助)	
	内藤				左衛門尉
	木村				但馬守内女
	赤石				常陸守
	吉岡				小五郎老母

【註】資料1 芝山町新井田・称名寺 木造阿弥陀如来坐像（永禄9年造立）

資料2 芝山町飯櫃・徳藏寺 木造菩薩坐像（永禄10年造立）

資料3 芝山町大里加茂・普賢院 木造虚空藏菩薩立像（永禄10年造立）

宝城寺・薬師如来像台座銘（芝山町飯櫻）

紀年——永禄十年（一五六七）十二月吉日再興（所在不詳）

本願——長信・長易（飯櫻村善応院住主）

大浦那——源朝臣山室常陸守氏勝

仏師等——常慶

勅進衆——交名未詳

經緯——「山室常陸守、宝城寺の薬師如来・日光・月光三尊を再興す。」（諸伝）

德蓮寺・駅迎如來像台座銘（芝山町飯櫻）

紀年——永禄十年（一五六七）十二月吉日造立（現存）

本願——徳藏院日能

大浦那——怒賀源太左衛門尉

仏師等——仏師名未詳

勅進衆——村山伊賀守・宇野沢土佐守・大木内匠助・平山帯刀・麻生隼人・木内

四郎兵衛・愛川団番助・関源左衛門・飯田健助

経緯——「其外奉加之榮類等四番蔵依願」（△） 遣官之功徳現當之大願必得決
（△） 円滿者也

（3）山室氏に由来する神社

【諸伝記】中の神社に関する記事は計五件で、その由緒を山室氏と関連づけるもの三件、その他二件によって構成される。なお、管見の限りでは、いずれも比定地は未詳。以下、記事の表題を示して、その内容を概観してみたい。

孫三郎大明神・清滝井財天の事 延暦年間（七八二～八〇六）、労役負担のため上京した山田村の孫三郎は、和歌の交流で結ばれた清滝姫とともに帰郷、やがて大

明神・弁財天として祀られたと伝承される。

助四郎豊今宮大明神となる事 弘治三年（一五七七）三月、岩山城の森藤助四郎

清長は横死を遂げるが、その靈を鎮めるために怒賀氏によって宮社が建立された。山中村三社権現の由来 村方における盜賊騒動の際、落命した人々の靈を鎮められた。

ために、村人たちによって三社権現が建立された。

駿形大明神の事 飯櫻城の家臣である木川信濃守は、山室氏勝から名馬を拝領し

たが、元亀元年（一五七〇）四月、氏勝の死去とともに拝領馬も死んでしまった。

この不思議に感じた木川氏は城南の地に愛馬を葬り、駿形大明神として祭祀したと伝えられる。

【諸伝記】中には「山室氏も本は源氏なれども、中頃平氏に移り、この尊像（妙見

神）を本丸に移し安置し奉る」と記している。

3 重要な位置を占める伝説等

【諸伝記】の骨格は、山室氏に由来する合戦伝承によって構成されるが、その編纂過程において数多くの伝承類が収集されたものと推測される。以下に示した伝説等六件も、編纂時における調査成果の一端であり、「諸伝記」の構成上、極めて重要な位置を占めている。

（1）井戸山石芋の事——大同年間（八〇六～一〇）、弘法大師の東巡時に開通する仏教説話。

（2）盗賊騒動——延宝年中（一六七三～八一）の村方における盗賊騒動の顛末。

（3）鈴木小平次盛衰の事——山中村の鈴木小平次は、奥州棚倉在（福島県棚倉町）において新田開発（約一〇〇石）に成功、一生を富貴に暮らしたと伝承される。

（4）城付四十八箇村多古領となる事——天正十八年（一五九〇）の飯櫻落城とともに、山室氏領四八か村一万五千〇〇〇石は、保科源正忠の所領（下総多古領）となる。

（5）岩山千石七帖に分かつ事——慶長五年（一六〇〇）の保科氏転封とともに、

多古領であった岩山村一〇〇〇石は、旗本七名の分割知行（相続）となった。

（6）白樺村粉屋謂の事——山室氏家臣であった兒嶋日向守の妻と娘、落城後、城下の白樺村にて製粉業を営み繁盛、後の世までも里諱に唄われた。

第三節 「譜伝記」と「井田文書」の接点

1 「譜伝記」の批判と再評価

(1) 看過された歴史的文献

江戸時代の中頃、宝曆六年（一七五〇）成立の『越州山室譜伝記』（以下「譜伝記」と略す）は、上総・武藏郡福葉村行方光広（通称・久右衛門）の著述・編纂であるとされる。『譜伝記』の内容は、所謂「軍記物」の形態を踏襲するもので、戦国時代末期の上総飯沼城を中心として、城主の山室氏以下、井田・和田・三谷・怒賀・斎藤など、近隣士豪層の「合戦譜」を載せている。その原本は未確認であるものの、かなり広く普及・伝播したらしく、両郷各地に一〇数種の異本（写本）が現存する。稗史的性格の文献ではあるが、明治期（一八六八～一九二〇）以降、地誌類編纂の基礎的資料として利用されてきた。

この史伝書は、表現的にも誇張が強く、記事中の史実誤認も數多い。加えて、記事の内容に私的色彩が色濃く認められ、その利用にあたっては厳しい史料批判が必要である。このため、一九八〇年代以降の地方史研究においては、歴史的事実を無視した「創作性の強い史伝書」であるとされ、「譜伝記」は看過（等閑視）される傾向にあった。

(2) 評価される伝承の体系化

前項のごとき批判がある一方、その記事内容を精査してみると、著者である行方光広は執筆当時（一八世紀中葉）、武藏地方に流布していた伝承類をかなり広範囲に取材・調査した形跡が認められる。序文中に、近隣の寺々を訪れたことが記されており、伝承のみでなく本尊の銘文や過去帳などの金石文・古記録を収集、その体系化に努めた点を積極的に評価したい。

『譜伝記』の構成項目から推して、編纂途上、行方氏が調査・収集した伝承類は合計五五件とみられ、内容的には「合戦」「土着」「祭祀」の三系統に大別される。その性格、記述の主体は合戦伝承にあるが、土着伝承も大きな構成要素となつていて、

る。すなわち、読者対象——受容層の多くは、各村落の中核的地位を占める「旧家」（草分百姓）であり、それぞれ戦国時代の土豪層に連なる家庭の人々であったものと推定される。さらに、村落の精神的結合の象徴である御社や誓提寺の創建、開基に關係する祭祀伝承も、受容層の社会的地位を補完する上で、極めて大きな役割を果したものと推測される。以上、単に著者の知的関心にとどまらず、その背景には受容層の社会的要請が色濃く反映しており、長期に及ぶ史料調査と細密な執筆構想のもとに作出されたものと思料される。

(3) 井田氏に關連する記事内容

すでに整理・分析したことく、「譜伝記」冒頭の「山室殿飯沼城を築く事」には、「幕下諸侍の事」の項目を付属している。記事中には、城主の山室氏一門以下、合計五五名の領頭名・官途名・仮名が認められ、家臣團を構成したとみられる「諸侍」は計四九名を数える。その内訳をみると、城主（支城主）三名以下、家老（宿老）一名・住人（地侍）六名・家中三九名などに分類される。このうち、支城主層とみられる者は、大台城の井田因幡守（友胤）、山中城の和田平五郎左衛門尉（胤信）、岩山城の斎藤助四郎（清長）の三名であり、特に井田・和田の両氏は本城主——山室氏と姻戚関係にあったとされる。

『譜伝記』中、井田氏の関連記事としては、「幕下諸侍の事」のほかに、以下の八項目が確認される。まず、坂田城の三谷氏との抗争關係を纏ったものに、「三谷大勝金光寺參詣の事」「三谷大勝討死の事」「山田金光寺焼失の事」「信慈御台自害の事」「井田殿坂田城主となる事」などがある。また、山中城の和田氏との關係を示すものに、「山中村由来の事」「井田平三郎元服の事」などがある。さらに、山室氏の終焉と関わるものとして、「飯沼諸侍討死の事」の記事がある。

これら井田・和田両氏に關連する記事内容をみると、井田氏の本拠である「大台」以下、小池・山中・高谷・新井田・谷台・小堤・市場（坂田）など、行方氏の調査活動は極めて広範囲に及んだことが判明する。その具体的な作業は知り得ないが、「井田文書」など根本史料との対比において、以下のとく関連記事の傾向が指摘

できる。

2 「諸伝記」に描かれた上総井田氏

(1) 戦国土豪を結ぶ婚姻政策

(1) 関連記事の内容は、山室氏と井田・和田両氏との姻戚関係を基軸として、飯橋城・大台城・山中城・坂田城・牛尾城・多古城など、戦国城郭をめぐる下剋上の合戦譜を載せており、あくまでも史料的には未確認であるが、記事内容を構成する伝承類の背景として、高谷川流域における領主連合の存在が想定される。

(2) 井田氏の関連部分のみでなく、記事全体に小田原城——北条氏政との関係が強調され、佐倉城——千葉氏との関係は全く言及されていない。中世後期の東上越、特に武射地方東北部の諸城は、千葉氏の支配下に属していたが、編纂当時、すでに伝承すら消えていたことは注目すべきである。

(3) 井田氏関係の記述を精読すると、大台城周辺における伝承類のみでなく、小堤の神保家などの伝来史料、特に「井田文書」を参考とした可能性が認められる。しかし、文政四年（一八二二）の神保信敬による「諸伝記」写本の奥書きには、「予カ家ノ記録、井田氏ノ記録ヲ見テ、補注セハ全備スヘシ」との文言が認められ、すでに行方氏来訪の所伝が忘却されていたことが知られる。

(4) 一方、井田氏側の関係文書である限り、山室氏と井田・和田両氏の具体的な交流を示す史料は皆無であり、前述(1)の姻戚関係は著者の創作であるものと考えられる。また、井田氏と和田氏の関係においても、姻族であることを示す確証はない、「井田文書」のみに和田氏が井田因幡守の被官であったことが記されている。

(5) 天正十八年（一五九〇）以降の記述において、井田氏の水戸領への移住、和田氏の山中村への土着など、近世移行期における史実をかなり正確に描いているものと思われる。

——他領侵略の拡大再生産を開拓していた。同時に、陣営の内部においても、軍事的な緊張関係を創出、常に内なる矛盾を外部（敵）に転嫁させておく必要がある。しかし、所領を接する近隣同志が合戦、相互に消耗することの不利を悟って、次第に不可侵同盟を結ぶ領主層が増加していく。多くの場合、同盟関係を支えたのは女性であり、政略結婚に基づく経済的・軍事的結合であった。

「諸伝記」の物語的骨格を構成するのは、飯橋城主である山室氏と近隣城主層（井田・和田・笠置など）との同盟関係であるが、それは山室氏の積極的な婚姻政策によって支えられていた。さらに、井田・和田両氏も姻戚関係で結ばれていたとされるが、以下、関係部分を原文のまま抄出・紹介してみたい。

(1) 中にも山中の城主和田五郎左衛門尉（胤信）、大台の城主井田因幡守（友貞）は本兄弟の好みなる故、兩城主を聲にとり、弟々一同平均の知慮を廻し、子孫繁昌の為として仏神の帰依あり（幕下諸侍の事）。

(2) この時、因幡守の嫡子姫左衛門（輝胤）内室は、山中和田伊賀守胤富が娘にて京極とぞ申しける（三谷大膳金光寺參詣の事）。

(3) 右姫左衛門の奥方は山中和田京極の娘なり（井田坂田城主となる事）。

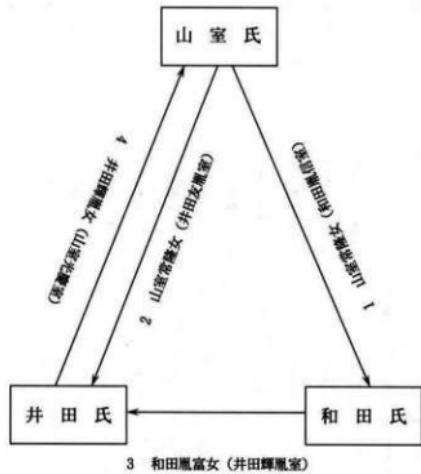
(4) 和田胤富、嫡女は坂田の城主へ嫁せしむ（山中村由来の事）。

以上、「諸伝記」中からの抄出であるが、その姻戚関係は掲題のことく整理され

る。すなわち、飯橋の山室常隆は、大台・山中「両城主を聲（女婿）」となり、所領を接する井田・和田両氏を姻戚としていた（図中1・2）。また、坂田城の井田輝胤は、和田胤富の嫡女を「内室」に迎え、さらに女子を山室光慶の「奥方」として飯橋城へ嫁がしている（図中3・4）。しかし、井田氏側の関係文書である限

り、山室氏と井田・和田両氏の具体的な交流は確認されず、和田氏が井田氏の姻戚であることを示す史料・伝承類も存在しない。従って、これらの姻戚関係にかかる記事は、あくまでも物語の展開上、必要に迫られて創作されたものと思料される。

『譜伝記』中の姻戚関係



(2) 井田氏の成長と北条氏政

すでに指摘したことく、「譜伝記」中の井田氏関連記事は、全体的に小田原城の北条氏政との関係のみが強調され、佐倉城の千葉氏との関係については全く言及されていない。さらに、関連記事を精読してみると、当時、大台城周辺に流布していたと見られる伝承類ばかりでなく、小堤の神保家などの伝来史料、特に「井田文書」を少なからず利用した形跡が認められる。

本項では、上総井田氏の出自、さらに北条氏政との関係を中心に検討するが、その前段階として「譜伝記」中の関連記事を抄出・整理しておきたい。

- (4) 坂田城押領——坂田城内かくと聞くより、諸軍勢大台の城へ攻め寄すべきを、大将始忠義の侍百余騎討たれければ、重て兵を擧ぐるべき武士もなく、命や惜手立てを企てける。
- (2) 大台城の普請——時に上総国牛尾の城主小田原に背きければ、坂田城主三谷大膳と云ふ者大将として、この近辺の城主共生尾へ向かひける。その戦いに井田因幡守並に山中城主和田伊賀守、大将に勝りて働きければ、牛尾の城を攻め落としけり。この故により井田殿は小田原へ召さる。氏政仰せけるは、この度の手柄諸人に秀で大儀の由、御褒美として大台・山田・小原子・上吹入・下吹入を下さる。その時、大台へ城を御普請なされ住居す。山中城主和田殿には高田・新井田・芝山を下され、本地の山中・高谷・殿部田・牛尾・船越・宮崎・境・谷台併せて十一箇村、その時の石高三千五百石ばかりと見えたり。
- (3) 板塙城の三谷大膳——この頃は巴^{ハタケ}坂生方ハタケサカヒナカに小田原の御意に背く城有りて、又右の如く向せ給ふ。井田殿の手柄は數々有り、すなわち城を攻め落としての小田原へ召され、かさねがさねの手柄の由賞美有り。坂田城主外記大膳が傷かざる由、よって大膳を討ちて坂田の城並に知行相送なくつかわすべしとの御意によって、大台へ帰城し坂田へ使者をもって、このたび小田原より名酒一樽御意にかけられ候間、軍大将たるによって樽の封印切らせよとの氏政公の御意によりて、大膳ながら明日お越しあれと申し遣す。(中略) 大台城主井田因幡守殿、日頃大膳を討ち亡ぼし、城下を押領したく思慮をめぐらせども、坂田の要害堅しくやすく攻むべき方便もなく、いたずらに数日を送りけり。時に金光寺参詣と聞き、かかる時節に本意を述べば、いづれか答をあらわさんとて手立てを企てける。

しく思ひん、首を延べて降人に出で、城を明渡せたり。さて、三谷信慈」

びければ、井田因幡守大台の城に七箇年住居し、坂田の城を改め普請なさる。

七年目に坂田の城に移りし時、先ず七月七日夕の馬を立て形どり、引綱と云

ふを引かせて、要害堅固の城主となる。これより小池・大台・坂田の三箇城、

一万五千石を領す。その井田殿より町原・横芝を立て、町原の吉岡・前川・新

行等は、皆大台出の人なり。

極めて長文の引用となつたが、(1)～(3)は「三谷大膳金光寺參詣の事」、(4)は「井

田殿坂田城主となる事」からの抄出である。これらの記事を総合すると、井田の

関東ト向、「北条氏政へ奉公」の時期は、天文十一年（五四）前後のことと推定

され、小池城の普請から坂田城押領に至るまで、すべて北条氏の下知によるもので

あることが判明する。これら一連の筋立ては、山室氏歴代を潤色するための創作で

あらうが、部分的に「井田文書」との関連を読みとれる箇所が認められる。

すでに紹介したことと、上総井田氏の先祖は「筑紫の人」で、「根本は武家にて、

浪人となれども（中略）大阪へ下り奉公望みけれども」果らず、やがて相模の小田

原に至つて、北条氏政に仕官したとされる。さらに、東上総の一隅に所領を得て土

着、小池・大台・坂田などに城郭を構えるまでに成長するが、すべて北条氏政との

関係において語られている。あくまでも推測であるが、「井田文書」四八点中、北

条氏政関係の史料は計一七点と最も多いので、このことが色濃く反映しているもの

と考えられる。さらに、(2)の「時に上総牛久の城主、小田原に背きたれば」とあ

るのは、上総牛久城の誤りともされるが、実際には常陸の牛久城であるものと思

料される。天正十五年（五八七）以降、北条氏の下知によって井田氏は「牛久在

番」に出張、佐竹氏の南進に備えて下総・常陸境域の警備にあたつている（史料17・

19・20・21・29・39・51・52）。この牛久城への出陣の後、「大台へ城を御普請なさ

れ住居」したたるとあるが、大須賀氏の奏者たる松尾秀定の書状の宛名には「大台・參御

貴報」と記されている（史料38）。

一方、(3)の記事中に「坂田城主外記・大膳」が働かざる由とあるが、明らかに神保
家所蔵の「三谷殿代々法号」（史料59）を典拠としたものと考えられる。坂田三谷
行等は、皆大台出の人なり。

氏の法号中に、「蓮祐——三谷大膳・麗興（坂田）蓮譽——三谷外記・麗興（小堀）」
の記載が認められるので、行方氏による現地調査は十分に可能性がある。さらに続
けて「小田原より名酒一樽、御意にかけられ候間」とあるが、北条氏政の書状中の
「塙舟井拂拂」・拂進之候（史料32）や「合」・拂進候（史料16）などの文言とともに
に注目される。所謂「江川酒」であるものと理解されるが、伊豆・韭山城中の江川
曲輪で仕込まれた清酒で、北条氏の御用酒として、また外交贈答品として利用され
たら。

3 旧領主層の近世への対応

天正十八八年（五九〇）四月の豊臣秀吉による小田原城攻略の開始は、ひろく関
東の歴史に、はかり知らない大きな波動をまきおこした。当時、後北条氏の支配下
にあった兩總地方では、佐倉城の千葉氏など在地勢力の一部が、配下の手勢を率い
て小田原に参陣した。七月上旬、長期にわたる持久戦も効果なく、圧倒的な秀吉軍
のために小田原は落城するに至った。北条早雲以来、五代一〇〇年を跨った後北条
氏も、ここにあえなく没落、小田原に参陣した諸氏も運命をともにして、兩總の地
は新しく徳川氏によって再編成されていった。

東上総に分布した土豪層の多くは、城郭・所領を接收されて旧領内に土着・帰農
それぞの村落において指導的地位を占めて、その内部に旧来の主従關係を保ち應
然たる勢力を保持していた。一方、関東の政治状況が安定すると、旧領主層の中に
は召し出されて旗本（直義）に列する者も現われ、また新封領主の支配体制に組織
される者も少なくなかった。

すでに指摘したことと、『譜伝記』中、天正十八八年以降の記事内容において、井
田氏の水戸領への移住、和田氏の山中村への土着など、近世移行期における史実を
かなり正確に描いているものと考えられる。本項では、坂田井田氏の近世的対応
について検討するが、以下、関連記事を抄出・紹介してみたい。

(1) 天正十八八年春、秀吉公發向のみぎり、千葉新介八千余騎、このうちに坂田城主、
山中の城主なども豆州湯本の口を守る。同年七月、落城以後方々へ散落し、世

の中少し静かになりてより「口」が城下に隠れ居ると、地方に隠れ居りし家中の者ども、百姓となり住居す。これらの扶助によりて、慶長の中期まで忍び居りける。しかしに、小田原墓にて少くても知行取の分は、幼稚の子なれどもからめ取りて差し出すにおいては、分に応じて恩賞與おこなう由。家康公よりの上意なり。よって、ここかしより何分何某の子の由にてからめとり、昨日も登り今日も登ると、世の中次第に静かならず。(中略) 井田因幡守、同椎左衛門、同平三郎三人とも、常州水戸領へ退出せり。

(2) しかるに小田原北条家滅の時、彼の幕下なれば和田胤富の嫡子左衛門尉胤茂(中略) その外家中の諸子小田原へ相詰め、今までの働きも無かりしに、その中に小川監物などは討死と聞こゆ。小田原落城の後山中へ隠城し、しばらく隠れ居りける。

(3) 同年七月落城の後、和田左衛門尉父子は、百姓となりて居る譜代の役たすけにて、しばらくは心安く居れども、世上色々の取沙汰にて。(中略) 胤茂今は身を隠すべき所なく、海上繩子の方へ夜にまぎれ供をも連れず落ち行きぬ。余りの難儀にひとまず廣州へ志し落ち行きしが行方知れず、その後柳倉の内大沢の折所長福寺の境内に墓有りと言へり。

(4) 父京極殿は常州の城主佐竹石見大夫義重の家中に知る人有りて、彼の地へ行き六、七年も住居し、その後帰参し山中臼内天神の下に住居し、医師を業とし一昧と名を改め。(中略) 慶長の末に病死せり。

(5) 井田父子三人、奉行望みの由申し上げ、先ず足軽に住み込み。(中略) 或る時、城主齋野に出られ、鶴二つに鷺三つを合わせ、鶴を取りて深き沼に落らせる、彼の足軽草履も水にぬらさぬさまに、水上をすらすらと歩き行き、鷺を得止めた。城主これを御覧たまひ、不思議なるかな、かほどの深き沼を走り行くのみならず、鷺のすえざま見え有る者なりと、その足軽近く呼び寄せ、汝の生國は何国、いかなる人の種としきりに尋ねらる。その時申しけるは、拙者儀上總國武射郡坂田の城主井田因幡守と申す者なり。小田原免向の時四万石を領せしが、氏直落後浪人となり身の置き所無きゆえ、御当家へまいり終き奉公したる由申し上げ

れば、その時取り立てらるる処となり、井田喜太夫と申し高知行をいただき繁昌す。

以上、引用(1)～(5)に見ることく、天正十八年(一五九〇)七月以降、井田・和田両氏をめぐる身辺状況は劇変を極めた。すなわち、小田原の北条氏の敗滅とともに、坂田・山中の城下では、家中の諸士が「方々に散落」したが、やがて「世の中少し静かになりて。(中略) 百姓となり心安く住居」したとある。旧城主である井田因幡守・和田左衛門尉の両名は、旧領内に土着した「家の者ども」の庇護・扶助を受け、「口」が城下に、慶長(一五九六～一六一五)の中期まで隠れ居りける」とされる。しかし、徳川氏による残党説謗など、「世上色々の取沙汰にて」「今は身を隠すべき所なく」の状況となつたので、井田・和田両氏とともに緊急避難を余儀なくされるに至つた。山中和田氏の場合、旧城主である左衛門尉胤茂は、「下総の海上・統子を経て東北方面に逃散、やがて「奥州柳倉領内大沢」(福島県柳町)の地で逝去している。父の伊賀胤富は、知人を頼つて常陸の佐竹領(茨城県常陸太田市)に移住、六、七年滞在の後、山中村に居えり医師を業としたとされる。一方、「公津城主の皇女」とされる左衛門尉の内室は、譜代の人々とともに公津方面に逃がれたが、やがて山中村に帰り病没したとある。

「井田系譜」(楳軒本)によると、天正十八年以降、井田氏は佐倉の武田信吉に仕官、慶長七年(一六〇二)十一月、武田氏の転封とともに常陸水戸領に移住、武田家断絶後は徳川頼房(威公)に知行(一〇〇石)にて再仕官している。しかし、「譜伝記」中の記載では、引用(5)のことく、水戸領へ退出した井田氏は、父子三人にて足軽として住み込んだとされる。さらに、鷹狩の際に認められ、時の「城主」に取り立てられたとあるが、その城主について、信吉・頼房どちらとも判然としない。いずれにしても、記事中の「彼の足軽、草履も水にぬらさぬさまに、水上をすらすらと歩き行き」「かほどの深き沼を走り行くのみならず」などの文言は、井田氏の水練・治水技術あるいは水系支配の能力を暗示するものとして注目される。また、文中に「鷺のすえざま見え有る者」との表現が認められるが、ここにも「譜伝記」の「井田文書」との接点が感得される。すなわち、永禄期(一五五八～七〇)とみら

れる北条氏政の書状中には、度々「隼到米喜悦候」、「隼到米喜悦候」との文言が認められ、坂田城の井田氏を通じて東郷家の隼が獻上されていたことが知られる（史料30・31）。また、仕官を果した井田信守は、「井田喜太夫と申し高知行をいただき繫昌す」とあり、慶安年中（一六四八～五二）の所伝を記したものと理解される。

【井田系譜】によると、水戸井田家の当主は、初代を「治太夫」とい、二代は「喜太夫」と称したが、三代吉通以降は代々「治太夫」を襲用している。井田喜太夫（六一四）は、諱は不明であるものの、通称を九郎兵衛と称して、慶安年中、知行四〇〇石にて先手足輕頭に就任している。これによって、水戸井田家と旧領村々（大台村・市場村など）との間に、かなり早くから交流があり、周辺の人々にも伝聞していたことが知られる。一方、因幡守嫡子の權左衛門は、「家中（某氏）へ養子」となるも、養父が死去すると「いかがあるけるにや大台へ引越し死去いたさる」と記される。【井田系譜】によると、初代・治太夫の次子である貞寅が、藩内家中・佐野将監の名跡を嗣いで「源左衛門」を称している。系譜中、水戸井田家の初代とされる治太夫は、因幡守の嫡子・平三郎胤信に比定できるものと考えられる。

一方、【譜伝記】中では「因幡守友胤の次男」とされ、「永禄十一年卯年（一五六七）正月四日（中略）年ようやく穢りて、元服とぞ聞こえる。これにより山中の和田伊賀守胤富より胤の一字を賜わる。受領書付今に山中にあり。」との記事を載せてゐる。所謂「一字書出」であるが、主君が一門の者や家臣に対して、自身の実名（諱）のうちの一文字を与えるもので、「偏諱授与」あるいは「一字姓拂」とも呼ばれた。当時における井田・和田両氏の関係からみて、和田氏から井田氏に対する偏諱授与には疑問が残り、授与者の「胤富」は佐倉の千葉胤富とみるのが妥当であろう。井田氏の嫡流は、代々「平三郎」を仮名として用いたが、「井田文書」中には永禄十二年（一五六九）以後、井田平三郎に宛てた千葉胤富書状等四点が收められている（史料8・9・10・11）。

慶長七年（一六〇二）十一月、武田信吉の転封とともに、その家臣となつた井田氏も常陸の水戸領へ移り住んだとされる。このとき、一族の中で旧領に留まつた者もあつたらしく、【譜伝記】中には「この時、因幡守の嫡子權左衛門の内室は、山中

の和田伊賀守が娘にて（中略）坂田清水と云う所の家中に住居せらる」との記事を載せている。この内室を庇護した清水姓の家中は、天正十五年（一五八七）発給の北条氏政軍役割付写（史料18）には記載がなく、坂田地区においても清水家の存在が認められないが、幕末期の文久四年（一八六四）三月、幕参のため来縁した井田好徳の行列中に「用人・清水城太郎」が確認される。また、旧領に留まつた權左衛門の内室は懐妊しており、翌年の春に女児を出産したが、「その頃、坂田は女中ばかりにて、一味嚴禁なれば預り育てし」とされる。山中村で成長した權左衛門の女子は、多古村の「五十嵐兵庫」の娘者である大堀庄右衛門を娶つたが、老後は「乃々様」と里人に慕われ、寛文六年（一六六六）正月二十六日、六十二歳にて病没したとされる。法号は陽光院正樹妙香大神定尼と伝える。

△補註

註1 この「旧家」とは、近世初期各藩の身分秩序における特権的地位を占める階層であり、両藩地方の場合は、その多くが尊貴武士の夫婦を自称している。各地の土豪層は、天正十八年（一五九〇）以前、以前から保持していた武力集団としての性格を、公権力により剥奪された。しかし、反面では、強い在地性を残す存在であった。例えば、新田開発に際しては村社の草分の存在となり、寺院の開基者・外薦者・鎮守の勤請者あるいは宮座の中核者となつてゐる場合が多く、新領主から敷地分の免租や諸役免除などの特権を附与されていた。小森利氏によると、近世村社会における身分秩序としての「家格」を決定する条件には、村内での(1)経済的な地位、(2)身分的地位、(3)過去において占めた地位などがあるとされる。就中、その家が伝える由緒・歴史が最も重要な要素とされ、(1)その土地に立ちか・住みついていた小領主、(2)在地士豪の系譜に通る家筋、(3)戦国大名の統治者である者、(4)村の鎮守の勤請者、(5)寺院の開基者などがあるとされる。(戰

註2 芝田新井田の称名（時宗）には、像高七〇センチを測る木造阿弥陀如来坐像が現存しており、その胎内銘には「作成八月九日、壽月三日令成就」との製作期間が付記されている。【千葉県史稿】金石文編、一九七五。

註3・4 仏師淨慶（常慶・成慶とも）の造像については、すでに小笠原長和「戰國動乱下の造像——下巣山三崎花長傳寺愛染明王像を中心として——」「古文書」第八八番・九七四、川戸彰「戰国末期における仏師の活躍——その墨書きをもぐって——」「千葉県の歴史」第三号・一九七などの業績がある。また、最近の意見例としては、芝山町大里加茂の善願院（吉言院）の木造虚空蔵菩薩立像・木造不動明王立像・木造尼が門天立像があげられ、いずれも永禄十年・同十一年に造立された淨慶の作品で、山室藤中守氏藤の一門を外傳者としている。関係論文としては、木村修「中世のほとけといのり」「中央博物館だより」第二号・一九九二、同「中世末期の淨慶とその背景——上総国武船院を例として——」「千葉県立中央博物館研究報告・人文科学」第二回第二号・一九九三などがある。

註5 芝山町飯糰の徳藏寺（日蓮寺）には、像高一六センチを測る木造菩薩坐像が現存、その台座銘には「春加之彦頼等四菩薩（中略）造営功徳」との文言が認められる。これによつて、「清正記」中の新造如来像も含めて、四体同時に建立された経緯が知られる。

註6 「清正記」の記載によると、重如房日能は「大原和泉守の三男」と伝えられ、多古城主牛尾氏の外孫を受けて、「能登守が祈福場」「武勇達者の僧」であった。弘治元年（一五五五）六月十三日、三十九歳にて飯糰・徳藏寺を開山、「山室武代々の祈福の跡」となるが、さらに「祭賀源太左衛門・大日那となり、諸家中あまた法華宗となりける」とも記されている。天文廿一年（一五五二）十一月十一日付の「徳藏寺過去帳」奥書には、「千田庄小原門多古重如房日能」との署名が認められ、「善志院」（妙興寺文書）にも「釋迦坊日能」の記載があり、ともに「千田庄小原門多古日能・正峰山妙興寺」との關係を示している。一方、「本土寺過去帳」下巻の廿九日止版には、「日能尊位 飯糰徳藏院 文禄三年甲午歲七月」とあり、「徳藏寺過去帳」の「日能坊 多古生 文禄三年甲午年七月廿九日 七十九歳ニ而遷化」との記事と一致する。文禄三年（一五九四）の遷化から推して、徳藏院日能は永正十三年（一五六六）前後、下越千田庄内の多古村に誕生したものと推定される。

註7 天正十五年（一五八七）十一月九日付の北条氏政判物（史料18）によると、村山伊

賀守は井田氏の指揮下に屬して、駒馬一・大槻一・猪物一・鉄炮一・繩二など、計六人 の軍役を賦課されている（「井田文書」）。

註8 これに関連して、「清正記」中には「ここに山室飛騨守常隆の嫡子、遠城寺継中守氏賀元平氏なれども常隆の嫡とな」との記事が認められる（「越前守山室寺縁起の事」）。

註9 「清正記」を分析された遠山成一氏は、高谷川流城の城館群について言及、「戰国後期、千葉馬富の家臣である山室・井田・和田の諸氏が、それぞれの城郭を繋いで防衛ラインを形成した」と結論づけている。「西總国境に分布する城館跡について」「千葉城郭研究」第三回所収、一九九四。

特論——戦国領主の所領と軍事力

1 戦国井田領の推定・復元

(1) 「譜伝記」と城主の支配村落

上総の井田氏は、通説では文安年間（一四四四—四八）以降、山辺在小池郷（芝山町小池付近）を所領して、飯櫻城山室氏の客将であった井田刑部太輔が、その祖であると伝承される（千葉盛衰記）「總州山室譜伝記」「井田系譜」。天文期（一五三二—五四）以降、この井田氏は大台城を拠点として、美濃守（諱不詳）—美濃守（友胤）—因幡守（胤徳）と嗣いでいるが、天正期（一四五三—九一）には坂田城を中心として栗山川・高谷川の流域地方一帯に勢力を張る在地領主に成長していった。特に因幡守胤徳は千葉家に仕え、また後北条氏の被官として勢二〇〇人を擁し、東上総における典型的な戦国領主であった。

本項の目的は、戦国井田領の構造、特に所領形成と軍役関係について検討することである。その分析対象は、主に井田領の中核をなす武郡北部・匝瑳郡西南部とするが、「井田文書」中の領知目録写（資料45・46・47）を徐々に、所領經營に関する史料は皆無に等しい。そのほか、井田氏所領の村々に触れたものとして、すでに紹介した「總州山室譜伝記」（史料63）があげられる。律史的性質の文献ではあるものの、天文から永禄（一五六八—七〇）にかけて、大台城を根城とした井田氏の動向を記したものとして注目される。それゆえ、戦国井田領を推定・復元するための前提作業として、「譜伝記」中の関係記事を整理・検討する必要がある。あくまでも一八世紀中葉に作出された史伝書ではあるが、以下、山室・井田・和田など各城主の所領村々を概観してみた。

「譜伝記」によると、山室常隆は「上下総六十二城、知行五十三万石の旗頭」とされ、「山室殿は武尉郡四八ヶ村にて一万五千石を領す」とい、「牛尾」胤仲びてより武尉・香取古ヶ村増領すとも記している。この所領高は誇張にすぎないが、

「幕下諸侍の事」の記載の村落名を見るかぎり、山室氏の諸領範囲は高谷川上流域の一〇か村であったものと推定される（掲表参照）。その村落規模を推定するためには、試みに近世初頭における村々の石高を検討するべく、文禄三年（一五九四）段階で山室氏の領分は合計二七四一石であった。あくまでも「譜伝記」中の記載によるもので、山室氏の所領範囲を示すものではなく、当該期の具体的史料は全く存在しない。



高谷川流域の戦国期村落
(『總州山室譜伝記』抄出)

各城主の支配村落

【山室氏領】 10村・2741石

1	菱	田	文禄3年	625石	(芝山町)
2	白	樹	"	70石	(芝山町)
3	稻	葉	"	152石	(芝山町)
4	岩	山	"	919石	(芝山町)
5	平	野	"		(芝山町)
6	浅	川	"		(芝山町)
* 7	飯	櫻	"	159石	(芝山町)
8	朝	倉	"	140石	(芝山町)
9	飯	笠	元禄15年	450石	(多古町)
10	大	原	"	226石	(多古町)

【井田氏所領】 6村・3349石

11	山	田	文禄3年	633石	(芝山町)
12	小	原	子	442石	(芝山町)
13	上	吹	入	270石	(芝山町)
14	下	吹	入	300石	(芝山町)
* 15	大	台	"	880石	(芝山町)
16	小	池	"	824石	(芝山町)

【和田氏所領】 11村・4453石

17	高	田	文禄3年	580石	(芝山町)
18	新	井	田	495石	(芝山町)
19	芝	山	"	224石	(芝山町)
* 20	山	中	"	868石	(芝山町)
21	宮	崎	"	75石	(芝山町)
22	境		"	216石	(芝山町)
23	高	谷	"	213石	(芝山町)
24	殿	部	田	327石	(芝山町)
25	谷	台	"	355石	(横芝町)
26	牛	尾	元禄15年	540石	(多古町)
27	船	越	"	560石	(多古町)

【注】1)『總州山室諸伝記』より抄出・作表。

2)近世初頭の石高は、文禄3年「上総国石高村々覚書」(市原市・塙善雄家文書)、元禄15年「元禄郷帳」(内閣文庫)による。

3)表中、*印は城郭地、村落名は所領における増加地を示した。

以下、同様に井田・和田両氏の所領範囲を推定してみると、井田領六か村三三四九石・和田領一か村四四五三石との結果が得られる。すでに紹介したが、井田氏は筑紫（北九州地方）の出身とされ、大阪を経て小田原に向う。北条氏に仕え「御見立の奉公ありて、上総國武射郡小池村（郷）を被下、同村田向と云ふ處に小城を

御普請」したとされる。その後、坂田城主の三谷氏に従軍して活躍、その功によっ

て北条氏から「大台・山田・小原子・上吹入・下吹入を被下」されて、井田氏は大台城に移ったとされる。一方、山中城の和田氏にも「高田・新井田・芝山を被下」

され、「本地」（本領）の山中以下の村々を併せて和田氏の所領は「一か村となつた」。ここで注目されるのは、井田氏の増加分五か村（二五・五五石）であるが、本地分（八一・四七）に対する比率は実に三〇六六%に達する。これに対して、和田氏の増加分三か村（一二九九石）は、本地分（三一五四石）の四一%を占めるにすぎない。

あくまでも、「譜伝記」記載の村々を基礎とした推計であるが、井田氏の「大将に代りて働きければ、衆に目立ちて善を顯し、牛尾城を攻落しける」の活躍ぶりを如実に示している。また、山室氏を中心に叙述された「譜伝記」ではあるが、その記事によって復元した各城主の所領規模は、結果的に①和田氏・②井田氏・③山室氏の順位となつた。このことは別項で検討した中世文書の内容とも関連して、飯櫃城における山室氏の実態を色濃く投影するものであろう。

以上、天文から永禄に至る井田氏の動向と、大台城を中心とする井田領村々の概要であるが、「譜伝記」の編纂に際して、各地に残る伝承類を整理・排列したものと考えられる。さらに、弘治元年（一五五五）坂田城の三谷大勝亮を討つ井田氏は、その城郭・所領を押領して、栗山川・高谷川の合流点付近にまで進出したところである。また、天正二年（一五八五）の千葉邦彌の横死事件を契機として、北条氏政による佐倉領支配が強化され、同十五年十一月以降、北条氏は領内の各城主に対する軍役の再編成を実施していた。当時、井田氏は坂田城、拠点を移していくと見られ、山中城の和田氏以下、三谷・椎名・堀内・村山など、近隣諸城主の被官化を進めていた。佐倉領の性格が変化する中で、井田氏は北条氏配下に転身したものと推定され、寄子・同心衆二五名を付属する有力部将として、岩瀬在番・牛久御番

など関東支配の最前線に勤員されていた。これらの経緯から推して、弘治から天正にかけての井田氏は、三谷氏の本領である坂田郷を併領、さらに和田・椎名・村山など被官所領の多くが戦国井田領に組み込まれたものと推測される。

（2）中世文書に見る井田領村々

すでに触れたごとく、当該期の関係文書中、井田氏の所領に関する史料は極めて少く、その集積過程や所領經營の実態を示す史料は皆無に等しい状況である。

一方、時代は降るもの、一七五〇年代の作出とされる「總州山室譜伝記」（史料③）は、天文（一五三一～五五）から永禄（一五五八～七〇）にかけて、井田氏の動向と所領村々について詳しく述べている。碑史的性格の史伝書ではあるが、編纂に際してかなり緻密な調査活動をした形跡が認められるので、戦国最終末から近世初頭までの所領類を広範囲に網羅・収集したものと推測される。

さて、前項においては、「譜伝記」中の関係記事に基づいて、大台城時代の井田氏の所領村々について検討した。その結果、小池・大台・坂田・山中など、合計二一か村が認められたが、年代的には掲表のことよく整理される（井田氏の所領参照）。これによると、井田領の集積過程は、弘治年間（一五五五～五八）を分岐点として、前期・後期に分けて捉えることができる。まず、天文～弘治の前期には、小池郷以下の六か村を得ておらず、小池郷から大台城へと移る井田氏の成長期であった。また、坂田郷押領から天正（一五七三～九一）にかけての後期には、和田氏の所領村々などを含めて一六か村を併領、まさに北条氏被官へと転身する時期にあたる。あくまで後世の史伝書による推論であるが、井田氏の所領範囲を復元する上で、一定の示唆的情報を含んでいるものと考えられる。以下、この推論の方向に基づきながら、「井田文書」の中から関係記事を抽出・分析、当該期史料からみた戦国井田領を紹介してみたい。

現在、確認されている井田氏の関係史料は、「井田文書」四八件・関連史料二四件の計七一件である。このうち、所領村々に関する史料は計一〇件であるが、所領経営の実態を示すものは皆無である。これら文書の発給時期は、前期が永正（一五

井田氏の所領1 (總州山室諸伝記)

年 次	地 名	備 考
天文年中(1532~55)	小池郷(芝山町) 大台(芝山町)	城郭地(井田氏) 城郭地(井田氏)
	山田(芝山町) 小原子(芝山町) 上吹入(芝山町) 下吹入(芝山町)	城郭地(石井氏)
弘治元年(1555)	坂田郷(横芝町) (市場) (沖) (寺方) (曾根合) (小堤)	城郭地(井田氏)
天正年中(1573~91)	高井田(芝山町) 革新井田(芝山町) 芝山(芝山町) 山中(芝山町) 宮崎(芝山町) 高谷(芝山町) 殿部(芝山町) 谷台(横芝町) 牛尾越(多古町) 船越(多古町)	城郭地(井田氏) 城郭地(和田氏) 城郭地(城主未詳)

○四二一) 一件・天文(一五三二~五五)三件、後期が永禄(一五六八~七〇)六件である。また、発給主体者は、千葉氏二件以下、椎崎氏二件・原氏一件・松垣氏一件・不明四件の状況である。これら該当期史料に認められる村々は、「井田氏の所領2」のごとく整理されるが、次に史料別に所領村落の概観に触れてみたい。

井田氏の所領2 (神保本井田文書)

年 次	地 名	現 在 地(推定)	史 料
天文1(1532)以前	菟田 中台 蘇・石橋両給分	山武町戸田 山武町木原字中台 山武町塙谷・山武町森	輪見状書写
天文4(1535)	竹元 青見原半分 柴崎	光町篠本 現在地未詳 光町芝崎	勝信知行充行状写
天文5(1536)	舟こし	多古町船越	原胤清定書写
天文18(1549)	山室一跡之壁	松尾町山室	常真判物写 1)
永禄3(1560)	匝壁面一跡之地	(領知目録の村々)	千葉胤富書状写 2)
永禄9(1566)	ゆさかの郷	成東町湯坂(推定)	海岸寺書状写 3)
年次未詳	大台	芝山町大台	松垣秀定書状写
年次未詳	木つみ 久方 山くわ 谷中 とみ下 貝塚 一原 あらゐ 中沢	八日市場市木積 八日市場市久方 八日市場市山桑 八日市場市上谷中・下谷中 光町富下 八日市場市貝塚 光町市野原 光町新井 鎌ヶ谷市中沢	領知目録

【註】 1) 上総逸見文書(国立国会図書館所蔵)
2) 3) 楓本井田文書(国立公文書館所蔵)

戸・中台・堺谷・森 まず、井田領に関する初見史料として、永正年間（一五〇四～三）とみられる三月廿三日付の千葉縣富書状（史料2）があげられるが、

井田美濃守に宛て「^{元田}・中台・貢之事、椎崎一世之間者、十五貫文可置候」以

後之事者、其段可心得候」と指示している。これによつて、椎崎氏（千葉縣の庶

子）の所領である戸田郷（山武町戸田付近）・中台（同町木原）の經營上、井田氏

が内部的に関与していたことが知られる。文中に「椎崎一世之間者、十五貫文可置候」とみえて、当時すでに千葉氏の領内において貢高制に基づく収取体系が確立していたことは注目される。さらに「蕨・石橋領始分（中略）被下候」とあり、

椎崎領近傍の没収地とみられる埴谷・森西郷の一部が井田氏に給下されている。

井などの村々であったものと理解される。

湯坂 永禄九年（一五六六）初春十一日付の海岸寺書状（史料44）によると、井田美濃守に対して所領宛給を告げている。この匝送面一跡の地とは、領知目録写（史料45・46・47）に見られること、「木積・久方・山桑・谷中・富下・目塚・市原・新

7によると、「此度忠信ニ附而匝送面一跡之事（中略）被申任」とあり、井田

美濃守に対しても領知目録写（史料44）によると、井田美濃守に対して「此度の□□お□つきのうへ、ゆさかの加うの事、□くわたせられ候へく候」と告げている。発給者の海岸寺は、千葉氏の菩提寺である「海岸寺」（佐倉市海岸寺町）の誤写とみられ、井田氏と湯坂郷（成東町湯坂付近）との由緒が注目される。

大台 年次未詳の一月朔日付の松垣秀定書状（史料36）によると、その宛所に「大台御賀貴報」と見えて、井田氏の居館地を示した唯一の史料である。文書の発始時期は、他の文書との比較から永禄年間（一五五八～七〇）とみられ、北条氏人數書（史料54）の「板野刑部大夫・大台の城・百五十騎」の記載とも関連して、上総井田氏の拠点城郭を考える上で極めて示唆的内容を含んでいるものとして注目される。

大台 年次未詳の一月朔日付の松垣秀定書状（史料36）によると、その宛所に「大台御賀貴報」と見えて、井田氏の居館地を示した唯一の史料である。文書の発始時期は、他の文書との比較から永禄年間（一五五八～七〇）とみられ、北条氏人數書（史料54）の「板野刑部大夫・大台の城・百五十騎」の記載とも関連して、上総井田氏の拠点城郭を考える上で極めて示唆的内容を含んでいるものとして注目される。

船越 天文五年（一五三二）または弘治元年（一五五五）とみられる、閏十月廿三日付の原鹿清定書写（史料36）には、井田刑部太輔に宛てた簡略中に「舟こしの事」とのみ記される。具体的背景は知り得ないが、他の箇条から推して、軍事同盟の紳による宛給であったものと理解される。

山室一跡之地 天文十八年（一五二九）八月十六日付の姓未詳常判物写（史料49）によると、逸見左京亮に宛て「就御所望、山室一跡之地之事、進置候處、不可有相連」ことを約定している。発給者の常真は、その花押形から椎崎信候（史料41）とみられ、「仍以前如申、井田忠信候者、相当²所可達之事、御心得尤候」ととも述べている。これによって、椎崎氏が約定した山室一跡（松尾町山室付近）の地は、すでに井田氏が所領していたので、逸見氏側から相当の代替地の提示があつたことが知られる。さらには「山室前相連候者、一色成就森可進候」ともあり、山室の地が無理であれば、一色氏が所領する森郷（山武町森付近）を代替地とするとしている。

匝送面一跡之地 永禄三年（一五六〇）十一月十六日付の千葉縣富書状（史料50）によると、井田・中台・堺谷・森の各領内に於ける北条氏の着到状は、諸城主に対する軍勢の催促であり、まさに召集令状の性質を帯びていたものと考えられる。

坂田城の井田風徳は、同年十二月九日付をもつて北条氏政から「今度書上之以辻書付候著手」（史料18）を受領、同心衆（寄子）一三人以下、合計三〇〇人から成る軍役を割当られている（掲表参照）。軍役の内容をみると、井田風徳・同心衆一

家臣団と軍役の負担（天正15年）

給人名	旗 1)	弓	鉄炮	鎧	持鎧	馬上 2)	歩者 3)	軍役小計
和田左衛門尉	11本	20張	20挺	40本	10本	27騎	17人	145人
椎名勢兵衛尉	3	2	2	10	2	7	4	30
三谷藏人佐	3	2	2	10	2	7	4	30
樋内右衛門尉	2	2	2	5	2	4	3	20
村山伊賀守	2			1	2		1	6
井田志摩守	2			1	2		1	6
椎名摂津守	2			1	2		1	6
椎名佐渡守	2			1	2		1	6
椎名将佐衛門尉	2			1	2		1	6
三谷民部少輔	2				2		1	5
椎名帶刀左衛門尉	2				2		1	5
椎名図書助	2			1	2		1	6
椎名孫兵衛	2			1	2		1	6
椎名弾正	1				1		1	3
三谷右馬助	1				1		1	3
三谷源次左衛門尉	1				1		1	3
椎名刑部丞	1				1		1	3
井田治衛門尉					1		1	2
伊藤八郎左衛門尉					1			1
桜井六郎右衛門尉					1			1
斎行寺助九郎					1			1
寺田右京亮					1			1
三谷主税助					1			1
三谷刑部左衛門尉					1			1
□□□□□					1			1
(井田因幡守)	1					1		2
装備別小計	42本	26張	33挺	95本	16本	60騎	28人	300人

(井田文書：北条氏政軍役割付写)

【註】1) 旗數は、大旗に自身の指物を加えたもの。

2) 馬上数は、自身の駒馬を加えたもの。

3) 歩者中、和田氏は物主馬廻10人に乗替以下7人を加えたもの。

家臣団の構成（推定）



九騎を含む「馬上」六〇騎のはか、歩隨侍七人を含む鎧・持鎧一一本が最も多く、次いで指物一本を含む大小旗四七本の順となり、鉄炮三三挺・弓二六張は極めて少ない。そのほか、馬廻一〇人・乗替七人以下、合計二八名の歩者が認められる。この著到状の発給は、「佐倉衆（千葉氏家臣団）」を構成していた領内の城主層を個別に北条氏被官として掌握するもので、まさに佐倉領の直接支配を負徹するものであった。従来、佐倉衆の実態は不明とされてきたが、この著到状を精査することで、北条氏による軍役賦課の状況が明らかになり、同時に知行高との関係を考えいく上で極めて重要な史料となる。

同心衆の所領と「御簾納」

すでに概観したこと、井田氏の家臣団は、「五人の同心衆以下、合計三〇〇人」の侍・足軽などによって構成されていた。しかし、その形成過程および階層別編成・居領地などについて、史料上の制約もあって具体的に知り得ない。先学の研究成果

によると、一般に戦国大名が村落の有力者である「地侍」（土蔵層）を家臣団に編成する場合、諸代の上級家臣の下に地侍を配置して、軍事的統制を委託する方法をとったとされる。所謂「寄親・寄子制」であるが、地侍を預けられた上級家臣を「寄親」といい、地侍を「寄子」と称したが、あるいは寄騎・与力・同心とも呼ばれた。また、その家臣団を軍事的組織に編成する場合、地域的に一定の単位集団

井田氏の場合、和田氏以下、椎名・三谷・堀内・村山など地侍層の被官化に成功

やがて北条氏分国――佐倉領における有力な寄親層に成長するが、その家臣団は居領地を単位とする複数の「衆」によって構成されていたものと推測される。その実態については、史料的に不明ではあるが、仮に寄子（五人の分類）を試みると、新

村衆九人・柴崎衆六人・中山衆一人・坂田衆九人の四グループに整理される。まず、新村・柴崎の諸衆は、「井田文書」中の領知目録（史料45・46・47）により分類、各筆頭者の居領地（推定）をもって仮の衆名とした。一方、中山衆とした和田氏は、

【註】1) 新村・柴崎の諸衆（同心衆）の構成は、「井田文書」の「領知目録」により分類、名筆頭者の居領地（推定）をもって仮の衆名とした。

2) 山中衆の和田氏は、史伝書類では「御一党」との表現がある（『總州山室譜伝記』）。

3) 坂田衆は、「領知目録」による貴高把握がなく、一門・諸代の家臣層と推定される。

史伝書類では「御一党」との表現が認められる。また、堀内氏以下の坂田衆は、領知目録による貫高の把握がなく一門・諸代の家臣層と推定される。

あくまでも、限定された史料に基づく推論であるが、本来、三谷・椎名・和田の諸氏は上級領主の家臣であったが、寄親である井田氏とは、戦時・平常時を問わず密接であり、やがて独自に主従関係を結んだものと推測される。また、井田氏に付属する寄子層の多くは、平時は農業を営む在郷家臣であり、戦時には井田氏の「指南」(指揮)によって出陣・従軍したものと考えられる。永禄(一五五八~七〇)から天正(一五七三~九二)にかけて、井田氏は家臣團の領知目録を整備したとみられるが、これは天正十五年発給の著到状の指標となるものであった。ここでは三谷鳳重以下、新村衆の所領構成を検討するが、まず領知目録の記載例を示してみたい(史料47)。

八拾八貫參百五十文

八拾八貫參百五十文

此内四貫社領 此内四貫社領人貢
此内四貫社領人貢五百文 己上

同 參貫寺社領

同 參貫百五十文水々荒地

拾九貫五百文

椎名帶刀左衛門

此内荒地仁貫此内寺社領參貫

此内夫老入仁貫文ニ而

(以下略)

この領知目録の性格は不明であるが、文書の末尾には「何も内張致細々ニ候」と

注記があり、筆頭者の三谷藏人は「鳳重(花押影)」と署名している。これらの点

から推して、明らかに井田氏に宛てた提出文書であり、「今度書上之以辻書付候者

列」(史料18)を整備するための同心衆(被官層)からの申告書であったものと推

測される。三谷藏人以下での交名を見ると、木橋・久方・山桑・目塙など、新村城

近傍の村々に屋敷を構える土蔵層からの知行の報告であると理解される。

ここで注目されるのは、同心衆の知行地(所領)には、寺社領・水々荒地など実

際には税収のない土地まで組みこまれ、さらに一足一人など陣夫の扶侍料まで負担していたことである(掲表参照)。

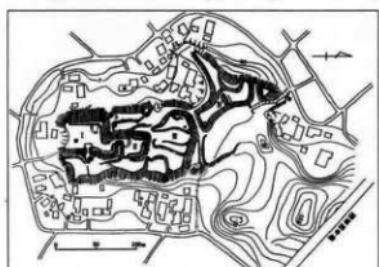
領知目録(史料47)によると、仮称「新村衆」は三谷鳳重以下、九名の士豪層によって構成され、合計一九〇貫六六〇文の知行高を申告しているが、寺社領等の負担実態は以下のとく整理される。

寺社領 まず、寺院・神社への寄進地とみられる寺社領であるが、三谷藏人佐七貫文・椎名帶刀左衛門三貫文・

給人名	知行貫高	寺社領	一疋一人	荒地
三谷藏人佐鳳重	88貫350文	7貫000文	5貫500文	3貫150文
1)				
椎名帶刀佐衛門	19・500	3・000	2・000	2・000
			2)	
三谷民部少輔	17・280	1・500	2・000	1・000
椎名図書助	19・300	2・000	—	0・500
椎名彈正	13・100	1・300	—	—
三谷右馬助	12・050	0・700	—	—
三谷源左衛門尉	11・100	0・600	1・250	—
			3)	
三谷主税助	5・850	0・300	—	—
三谷刑部左衛門尉	4・130	0・250	—	—
			4)	

(井田文書: 領知目録)
5)

- 【注】1) 楠本井田文書、「鳳重(花押影)」の署名。
2) 3) 「夫一人」と注記。
4) 「寺領」と注記。
5) 神保本・楠本ともに、「何も内張致細々ニ候」と注記。



新村城跡概念図 (原図: 椎名 幸一)

椎名図書助「貫文」といった状況であった。個人別の知行貫高に占める負担率では、椎名帯刀左衛門尉（五・三%）を最高として、椎名図書助・椎名彈正・三谷民部少輔などの負担が大きい。

一足一人　また、「一足一人は「陣夫一足」とも称され、陣触が出されると馬をつれ出し仕する百姓衆であった。この夫役（農夫・陣夫）の負担者は、三谷藏人佐五貫五〇〇文以下、椎名帯刀左衛門尉・三谷民部少輔・三谷源左衛門尉の四名であった。

荒地　史料中に「永々荒地」と表現されるのは、逃散等による耕作放棄地、河畔低地・傾斜地・芝地などの荒蕪地であったものと理解される。三谷藏人佐が三貫一五〇文と最も多く、負担率では椎名帯刀左衛門尉（一〇・二%）が最大である。

以上のことく、戦国領主は領地内の在地勢力の家臣化をすすめること、従来個々の小領主が掌握していた年貢収取に介入、それを基準貫高で固定化することによつて、統一支配の体制を企図したとされる。井田領の場合、貫高制の実施については根本史料を欠くが、すでに検討したこと、永正年間（一五〇四年～二）までには貫高制に基づく收受体系が確立されていたものと推定される（史料2）。

また、天正期（一五七三年～九）とみられる領知目録（史料45・46・47）の断簡には、三谷胤重以下の被官層の知行貫高、木積・久方・山桑・貝塚・一原など郷村の年貢貫高が記載されており、井田領においても貫高制による換地が実施されたものと考察される。

戦国領主の所領は、家臣への宛給である知行地（私領）と、領主自身の直轄領である藏人地によって構成されていた。被官層に対する所領の宛給は、「給恩」としての性格を含み、その所領（知行地）から上がる年貢は給人（家臣）の收入となる。給人は、この「御恩」の代價として、領主に対して軍役などを、所謂「奉公」を負担しなければならなかった。一方、領主自身の直轄領——藏人地は、北条氏領国では「御領所」「御藏納」とも称され、代官支配によって年貢を徴収、それを領主自身へ納入させたのである。領知目録（史料45）に記された「十二貫木つみ（木積）」以下の村々は、同心領における井田氏の「御藏納」（直轄地）であるものと理解され、その耕地規模は後北条氏の検地例に基づいて推定した（掲表参照）。本表中、

同心領村々の「御藏納」

村名	貫高	耕地規模	現在地（推定）
木つみ	12,000貫	24反	八日市場市木積
久方	8,000	16	八日市場市久方
山谷	8,000	16	八日市場市山桑
とみ	8,000	16	八日市場市上谷中・下谷中（or光町谷中）
下原	1,000	2	光町富下
と貝塚	6,000	12	八日市場市貝塚・市野原
一原	1,000	2	光町新井
井	1,000	2	鎌ヶ谷市中沢
あらさわ			（or富里町中沢）
計	45,000	90	

【注】1) 本表中の村々は、『井田文書』『領知目録』の記載によるが、その貫高は同心領における井田氏の「御藏納」（直轄地）を示すものと推定した。

2) 御藏納の耕地規模は、後北条氏の検地例に基づいて、水田換算（1反歩 = 500文）をもって推定した。

（3）軍役の実態と賦課基準

すでに概観したことく、戦国大名は家臣團の知行（所領）に軍役を課して、動員兵力の実数を確実に把握しようとした。中世の封建関係においては、領主は臣従した者に知行地を恩給、小領主に対しては本領を安堵したが、その代わりに家臣は領主に軍役を奉仕する「御恩・奉公」が基本的なものであった。したがって、村々に

同心衆の所領と軍役（天正15年）

分類	給人名	知行貫高(A)	推定所領(※)	著到数(B)	平均軍役(A/B)
新村衆 (I)	三谷藏人佐胤重	88.350貫	176.7反	30人	2.9人
	椎名帯刀左衛門尉	19.500	39.0	5	3.9
	三谷民部少輔	17.280	34.6	5	3.5
	椎名図書助	19.300	38.6	6	3.2
	椎名彈正	13.100	26.2	3	4.4
	三谷右馬助	12.050	24.1	3	4.0
	三谷源左衛門尉	11.100	22.2	3	3.7
	三谷主税助	5.850	11.7	1	5.6
	三谷刑部左衛門尉	4.130	8.3	1	4.1
柴崎衆 (II)	椎名勢兵衛尉頭時	113.450	226.7	30	3.8
	椎名振津守	24.530	49.1	6	4.0
	椎名佐渡守	24.000	48.0	6	4.0
	椎名将左衛門尉	15.000	30.0	6	2.5
	椎名孫兵衛	13.000	26.0	6	2.2
	椎名刑部丞	7.000	14.0	3	2.3
	椎名織部丞	6.150	12.3	-	-
山中衆 (III)	和田左衛門尉胤茂	117.000	234.0	145	0.8

【註】1) 同心衆の構成は、『井田文書』の「領知目録」により分類、各筆頭者の居城地（推定）をもつて仮の衆名とした。その分布範囲は、以下の郡郷であったものと推定される。

I 新村衆（仮）～下総・匝瑳郡吉田郷（八日市場市）

II 柴崎衆（仮）～下総・匝瑳郡藤本郷（光町）

III 山中衆（仮）～上総・武射郡高谷郷（芝山町）

2) 本表中*印の欄は、後北条氏の検地例に基づいて、水田換算（1反歩 = 500文）をもって所領面積を推定した。

3) 本表中、平均軍役は以下の式によって、到着1人当りの平均貫高を算出した。

知行貫高(A) ÷ 到着数(B) = 平均軍役（1人当たり）

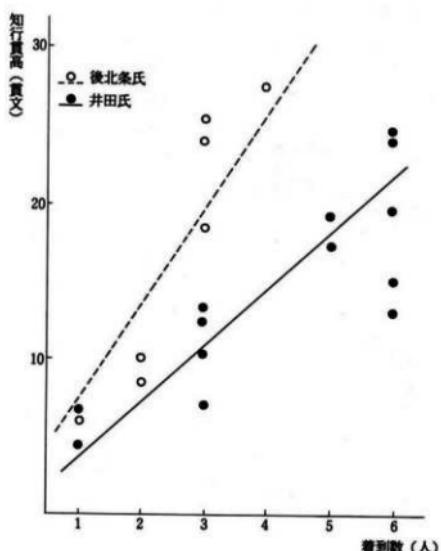
「忠信」（忠誠）とは、まさに軍役負担の義務遂行にほかならなかった。天正十五年（一五八七）十一月、佐倉領を掌握した北条氏政は、領内の諸城主に対して「著到状」を発給している。当時、両總地方における戦国領主の軍事力は、直轄する常備兵力はいまだ少なく、所領内に散在する土豪層からの軍役をいかに徴するか、所領の広さよりも車役負担者をいかにして掌握するかが問題であった。

後北条氏の軍役賦課

家臣名	知行貫高(A)	著到(B)							A/B
		馬	鍔	弓	鉄砲	指物	大小旗	歩者	
貫文									
伊波大学助・修理亮	442.832	12							56 7.9
道祖土図書助	25	1	1			1			3 8.3
鈴木雅楽助	8.250	1	1						2 4.1
宮城四郎兵衛尉	284.400	8	17	1	2	1	3	4	36 7.9
市野善次郎	10	1	1						2 5.0
植松右京亮	40.510	1	1			1	1	1	5 8.1
池田孫左衛門	191.600	6	12	1	1	1	2	3	26 7.4
"	177.500	14	10	4					28 6.3
大曾根飛驒守	27.200	1	1		1		1		4 6.8
小熊孫七郎	18.500	1	1		1				3 6.2
吉田新左衛門	100	1	6	1	1		1		10 10.0
"	50	1	2		1		1		5 10.0
比木藤五郎	6				1				1 6.0
香下源左衛門尉	45.800	1	1				1	1	4 11.5
座間間	25.200	1	1				1		3 8.4
小曾戸丹波守	200	5		20		2			27 7.4

（小和田哲男『後北条氏研究』349頁）

軍役の賦課基準（30貫以下）



井田氏の場合、北条氏政から合計三〇〇人の軍役を賦課されているが、その家臣團の内部は二五名から成る同心衆（寄子）の集合体であった。この寄親—寄子の制度は、村々の事実上の支配者である土豪層を、在郷のまま広範囲に家臣團に編入することによって、村落の掌握を基礎とする強力な支配体系の確立を可能にしていったとされる。すでに検討したこととく、一六世紀初頭から中葉にかけて、井田氏は佐倉城の千葉氏家臣であって、完全に独立した地域権力ではなく、戦国末期には主家の衰退とともに北条氏被官としての性格を強め、その実態は東總地方における寄親層（有力地侍層）であったものと思われる。

さて、井田領における軍役の実際であるが、「井田文書」中の領知目録（史料46・47）と北条氏著到状（史料18）を整理することによって、知行貫高と軍役の関係の一端を窺うことができる。例えば、新村衆を構成したとみられる椎名図書助は、坂田城近傍の「虫生」付近に居領、井田氏から一九貫三〇〇文の知行を受けていた。

これに対する軍役の負担は、馬上一騎（椎名自身）・大旗持一人・指物持一人・鉄炮持一人・繩持一人の計六人と定められていた。「馬上」（騎馬武者）である椎名図書助は、少ながらも同心衆の身分として馬に乗り、立物飾りのついた甲冑を着て、背中に指物・四方旗をさして、鎧で編んだ手盾（手甲）をつける。大旗以外の持物五人は、所謂「足輕」身分の歩者であり、甲冑はつげずに皮笠（障笠）・具足（胴丸）を着用した。その陣立をみると、長さ一丈五尺柄（約四・五メートル）の大旗が先頭にたち、一番手は椎名氏の家紋を描いた指物・長一丈・尺柄（約三・六メートル）の「旗」を背中にさした鉄砲持の歩者が続く。さらば、一間槍（約三・六メートル）の長槍をかついだ歩者一人が、馬上の左右を固めている。

この椎名氏の事例のことく、史料中の知行貫高・軍役数を抄出、これを総合・比較することによって、天正十五年（一五八七）時点における井田領内の軍役賦課の一定の基準を読み取ることが可能である。試みに、一覽表に整理してみると、山中衆の和田左衛門尉の八〇〇文につき一人が最も重く、新村衆の椎名彌正の四・四貫につき一人が最も低い。負担率でみると五・五倍の格差があるが、平均すると貫高三・六貫文に軍役一人の負担であった。参考までに、小和田吉男氏の研究によると、「後北条氏における軍役賦課は（中略）氏邦の鉢形領における一〇貫につき一人である」というのが最も低い基準で、平均してみれば、貫高七・六貫に軍役一人というのが実情であった」とされる（戦国期土臺の知行と軍役）「後北条氏研究」三〇五三・六貫文に軍役一人の負担であった。参考までに、小和田吉男氏の研究によると、「後北条氏における軍役賦課は（中略）氏邦の鉢形領における一〇貫につき一人である」というのが最も低い基準で、平均してみれば、貫高七・六貫に軍役一人というのが実情であった」とされる（戦国期土臺の知行と軍役）「後北条氏研究」三〇五三・六貫文に軍役一人の負担であった。

(4) 武者と雜兵の軍費

天正十五年（一五八七）十二月、佐倉領を掌握した北条氏政は、坂田城の井田徳に対して、寄子二五名以下、合計三〇〇人から成る「著到状」（史料18）を発給している。所謂「軍役割付」であるが、北条氏からの「陣體」（軍事的勤員）に際して、井田氏が戦場に引率すべき武者（侍）・雜兵（足軽）等の員数、武器・軍装

などの内容が明記されていた。

支城主と「衆」の編成 井田氏の軍事組織は、新村・柴崎・山中・坂田など、支

城主を部将とする諸衆によって編成されていたものと考えられる（史料46・47）。ま
ず、和田左衛門尉によつて率いられる「山中衆」は、馬上二六騎以下の計一四五人
であるが、著到全体の四八・三%を占めている。また、三谷蔵人佐が指揮する「新
村衆」は、寄子九名以下、計五七人によって構成される。さらに、椎名勢兵衛尉を
中核とする「柴崎衆」は、寄子六名以下、計五七人によって構成される。新村衆・
柴崎衆とともに、永禄期（一五六八～七〇）以降の被官層とみられ、それぞれ全体の
一九%を占めている。

一方、井田氏の直臣團とみられる「坂田衆」は、堀内右衛門尉以下九名、計三九
人によって構成される。着到全体の一三・七%を占めるが、村山伊賀守・井田志摩
守など、「領知目録」による貢高の把握がなく、一門・諸代の家臣層であったもの
と推定される。

著到軍役の基礎単位 井田氏の軍
事力は、北条氏人數観書（史料54・
55）において一五〇騎、天正年間
(一五七三～九二) の北条氏政書状写
(史料16～32) では、一二〇人とも
三〇〇人とも記録される。試みに、
著到状を整理・集計してみると、
自身馬上（二〇%）のほか、鎧・持
鎧（三七%）が多く、次いで大小旗
(一四%) の順となり、鉄炮（一一
%）と弓（八・七%）が極めて少な
かつたことが判明する。

これらの軍役を負担するのは、
「同心衆」と呼ばれる寄子二五名で、
支城主と「衆」の編成

「物主」（支城主）四名以下、「馬上」（騎馬武者）一四名・「歩侍」（徒步侍）七名
によって構成されていた。領知目録によると、知行高一〇〇貫文級の物主を除けば、
そのほとんどが二五貫文以下の在村士豪層であった。さらに、著到状の記載を総合し、

比較すると、一〇〇貫文級——三〇人、二〇〇貫文級——六人、一〇〇貫文級——
三人、一〇〇貫文以下——一人など、一定の編成単位が存在したことが知られる
(場表参照)。例え、柴崎衆の中核とみられる椎名勢兵衛尉は、井田氏から計
一三貫四五〇文の所領を与えられ、馬上七騎・旗三本・鎧一本・持鎧一本・鉄
炮一挺・弓一張・歩者四人など、合計三〇人の著到を課せられている。以下、給入
の著到数をみると、知行高一〇〇貫文級に対し、馬上一騎・旗一本・鎧一本の計三人
であった。これを基礎単位として、二〇〇貫文級の場合は、旗・鎧とともに二倍となり、
これに鉄炮一挺が加えられる。
この一〇〇貫文級の給入
人は、自身が馬上となるので、
著到状には「一騎馬上」と記
される。一方、一〇〇貫文以下、
五貫文級の給入人は、自身以下
の軍役を負担しない鎧歩侍で
あり、著到状には「少給之衆」
との表現がある。
ここで注目されるのは、村
山伊賀守以下の知行高一〇〇
貫文級の給入であるが、そ
の多くが坂田城近傍の村々に
居領した土豪層であるものと
推定される。それぞれ井田氏
に服属する以前から村々にお
いて小領主化しており、その

著到軍役の構成（天正15年）

区分	著到数	構成比	備考
旗	42本	14.0%	指物17本を含む
弓	26張	8.7	
鉄炮	33挺	11.0	
鎧	95本	31.7	歩鎧侍7人を含む
持鎧	16本	5.3	
馬上	60騎	20.0	因幡守・同心衆19騎を含む
歩者	28人	9.3	馬廻10人・乗替7人を含む
計	300人	100.0%	

北条氏政軍役割付写（井田文書）

軍役の基礎単位（天正15年）

同心名（貫）	著到数（人）	馬上（騎）	旗（本）	鎧（本）	持鎧（本）	鉄炮（挺）	弓（張）	歩者（人）
三谷主税助（5,850）					1			
↓								
三谷右馬助（12,050）	3	1	1	1				
↓								
椎名佐渡守（24,000）	6	1	2	2		1		
堀内右衛門尉（—）	20	4	2	5	2	2	2	3
椎名勢兵衛尉（113,450）	30	7	3	10	2	2	2	4

（井田文書：北条氏政軍役割付写）

ために井田氏の軍事力の内部には、さらに旧来の主従関係で結ばれた馬上・騎・鉄炮・旗の一群を内包していたものと思料される。例えば、栗山川対岸の「虫生」付近に居留したとみられる椎名義助は、井田氏からの陣触に際して自身が馬上とし出陣するほかに、旗一本・鍔一本・鐵炮一挺の軍装を負担、譜代の部党（下人）と推定される雜兵五人を率いている。これら馬上以下の人々は、井田氏に対しては「陪臣」にあたり、戦国領主の軍事力における重層構造を示している。

武者の「出立」（軍装） 前項では、井田領内における軍役賦課の実態について触れたが、さらに「著到状（史料15）」を詳細に検討することで、武者別の軍装・武具・武器など着到の内容、すなわち戦国領主井田氏の「軍制」が明らかになる。まず、著到状に示された軍装は、以下のとおりである。

今度書上之以辻書付候者到

拾本 大旗長サ一丈五尺
持手かぶり物持足

一本 自身之指物

廿張 歩弓侍何もうつほ弓矢付かふり物持足物しなる

廿挺 歩銃炮侍長サ一丈五尺

四拾本 鎌金鏡之間何も成共可推一重紙手朱

拾本 持鍔長十丈文翠

廿六騎 馬上甲立物金鏡頭面又打物刀防二枚、具手蓋

廿六騎 馬上指物何も不得用准行四方旗此十騎計馬總

一騎 自身武者高出立何与成共

十人 物主之馬廻之歩者

七人 乗替以下

已上百四拾五人

和田左衛門尉

（以下略）

著到軍役の武具・武器（天正15年）

武者別	馬上	歩弓侍	歩銃炮侍	歩鍔侍 1)	鍔持	大旗持	指物持	歩 者
【武具】 甲(兜) 甲立物 具足(胄) 2) 手蓋(手甲) 指物 大旗 馬鎧 馬具 皮笠(陣笠) 鞆(空穂)	○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○	— — — — — — — — — —	— — — — — — — — — —	— — — — — — — — — —	— — — — — — — — — —	— — — — — — — — — —	— — — — — — — — — —	— — — — — — — — — —
【武器】 打物(刀劍) 弓 鉄炮 鍔 持鍔	○— — — — — — — — — —	○○— ○○— ○○— ○○— ○○— ○○— ○○— ○○— ○○— ○○—	○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○—	○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○—	○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○—	○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○—	○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○—	○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○—

（井田文書：北条氏政軍役割付写）

【注】1) 步鍔侍は「徒歩武者」であり、「同心衆之内、少給之衆、惣並故、歩兵ニ記之候」との注記がある。

2) 史料中、武者は甲(兜)・甲立物・具足(胄)・手蓋(手甲)・指物等の記載のみであるが、当然、面防(面頬)・佩楯(膝甲)などの武具も身に纏っていたものと理解される。

3) 史料中、鞍・韁・轡など馬具の記載はないが、何れにでも随意に挙げた。

4) 鍔侍の脚註に「物主の持鍔、長身にても十文字類似にても、何れにでも随意」との注記が認められるので、鍔兵中に騎馬武者用の持鍔(短槍)を担ぐ者も含まれていたものと推測される。

「帷幕」(足軽)によって構成され、それぞれの軍装は明確に指示されていたことが知られる。史料中、武者は甲(兜)・具足(胄)・手蓋(手甲)・指物等の記載のみであるが、当然、面防(面頬)・佩楯(膝甲)などの武具も身に纏っていたものと理解される。一方、雜兵の軍装は、被物(陣笠)・具足(足軽制)・指物(槍)などであった。以下、史料中の記載によって、武者・雜兵の軍装について概観してみたい。

(1) 井田因幡守以下、物主四名・馬上同心衆の軍装は、著到状には「自身武者の出立、いすれとなるとも」と記され、かなり任意であったことが知られる。下山治久氏の研究によると、当該期の北条氏領国内では、城主級の武者は、「大立物」など飾りのついた甲冑を着用して、鉄板面である「面防」を顔につけ、鎖で編んだ手甲をつける。「一番特徴的なのは金箔を押した「馬鎧」をついた馬にのることであった〔北条軍役の実際〕『真説・戦国北条五代』所収・一九八九。

(2) 軍事力の中核をなすのは「馬上」と呼ばれる六〇騎余りの騎馬武者で、このうち一五騎ほどが馬鎧をついている。その軍装は「甲立物は金銀の間推すべくまた打物（刀劍）勿論に板・具足・手薙・指物何れも残さず指すべく四方旗、此内十騎ばかり馬鎧」と定められていた。

(3) 著到状の末尾に記された鎌倉歩七名は、武者身分の重装歩兵であり、その軍装は「甲・具足・手薙・指物なる（鎧）」にも四方にても」と定められていた。この鎌倉歩は「同心衆の内、少給の衆、惣並故、歩兵にこれを記し候」であり、さらに「成次第上馬を以、走回べく、心懶たるべく」と付記されている。

(4) 步兵の主力となるのは、被物・具足・指物等で武装した計一〇四人の鎌倉であり、着到全体の約三七%を占めていた。持參する鎌については、「金銀の間いざれとなるとも、二重に推すべく、紙手（手袋）は朱」と定められ、持參は「長身・十文字の類」と付記されている。

(5) 步兵は三三人と少なく、着到軍役の一%に過ぎず、その軍装は「かぶり物（被物）・具足・さし物（指物）なる（鎧・長サ一丈・円）」と記される。

当時の鉄炮は、有効射程距離が五〇間（約九〇メートル）内外といわれ、竹火櫂の前装銃で発射まで時間要したので、まだ軍備の主力となるには至らなかつた。

(6) 著到の八・七%にあたる歩兵二六人は、「いすれもうつ（空腹）」つけて、かぶり物（被物）・具足・指物なる（鎧・長サ一丈・円）と定められていた。

(7) 長さ一丈五尺（約四・五メートル）柄の大鎧三五本・指物一七本は、軍勢の威容を示すためのもので、持手は「かぶり物（被物）・具足」を着用していた。

(8) そのほか「物主の馬鎧」「乗替以下」の歩兵二八人が記され、その軍装は「いずれも皮笠類のかぶり物（被物）・具足・さし物（指物）なる（鎧・長サ一丈・円）」と記されている。

(5) 武具・武器の検討

甲冑 「著到状」（史料18）によると、武者（傳）は甲（兜）・具足（胄）・手蓋（手甲）で武装、雜兵（足軽）は被物（陣笠）・具足（足軽脛）を着用したとある。まず、武者・雜兵が身に構えたとされる具足は、「當世具足」の略称で、當時は歩兵用の胴丸・足軽脛が普及していた。室町・戦国期の甲冑は、重量軽減のために具足（腹巻・胴丸）が主流を占め、殊に鉄炮の普及とともに、南蛮胴の模造や鉄板の機転・縫矧の二枚胴や五枚胴が採用されていた。大旗・鎧・弓・鉄炮など、歩兵が着用した足軽脛は、胴の色や様様などで、どの部隊であるのか、すぐ分かるようになっていた。その形態は、胴の右側で二つに開き、着装も簡単であった。

一方 頭部を保護する甲（兜）は、戦国期、打物（刀劍）による打撃を少なくするために大形化し、頭形・張懸鉢などが普及して、装飾の立物をさし、両手の上下運動を考慮した笠輪・板輪を配して具足の付属とした。甲冑は、威容を盛んにするため、甲の鉢にさして装飾としたもので、大立物・前立物・騎立物などがある。著到状には「甲立物、金銀の間推すべく」とあり、北条氏から立物の金・銀による箇押を下知されている。

また、具足には手蓋（手甲）・腰当・佩韁（膝甲）などの付属品があった。「籠手」とも呼ばれる手蓋（手甲）は、肩先から左右の腕をおおうもので、布帛の袋をつくり頭・鉄金具をつけて仕立てる。その製作は細かな手作業を必要として、主に武者の鎧（胄）の付属品として用いられた。佩韁（膝甲）とともに下肢を保護する腰当は、所謂「脚絆」とは異なり、前面等を漆などで固めた防具となっている。

「東京城明細帳」によると、戦国末期の酒井領では「甲冑など首尾して持たる者はなく、甲も面々持たるにあまるまじく、胄は尚更取持はなき事にて、大方は竹具足を用ゆ」との状況であった。かなり誇張された表現ではあるが、当時の在村小

領主にとって軍役の負担は重いもので、一部の人々は竹製の具足を用いたものである。

打物 着到状の中には、甲立物・具足・手蓋などとともに、「また打物（刀劍）

勿論に候」と記されている。室町中期以降、刀劍は実践本位の打刀（打物）へと変わり、寸法は「一尺二寸（約六六センチ）位のものが多くなつた。概して反りが浅く抜刀に便利で、軽装歩兵（足軽）に適したもののが大量に製造され、俗に數打物・東刀など呼ばれるものが各地で販売されていた。

鍔・持鍔 柄の長さ九尺（約二・七メートル）までが手鍔（持鍔）で、それ以上の中ものを長柄とするが、後北条氏の場合は「間中柄」と定められていた（武州文書）。その種形には大身（長身）以下、十文字・両鍔・片鍔・千鳥などがあった。鍔の柄は、主に櫛材が用いられたが、着到状には「鍔・金銀の間」いすれとなるとも、二重におすべく、紙手（垂）は朱」と記されている。これによると、鍔の柄は金・銀にて二重に箔押され、合印として柄に付けられた四手（垂）は朱色であったことが知られる。

大小旗 大旗・指物・四方旗・撃・吹流・鎧など、所謂「旗印」は軍勢の威容を示すためのもので、單なる障壁具ではなく、武具として軍役に指定されたものであった。陣立の一一番には、長さ一丈五尺柄の大旗をかざし、さらに乗到者（自身）の指物が統ぐが、ともに持手は「かぶり物（被物）・具足」の雜兵であった。とりわけ、戦場での合印となる小旗類は、具足の背の受筒にさして固定したので、俗に「指物」と総称された。指物の中でも、四方旗と呼ばれる正方形の幟旗は、馬上（騎馬武者）が背中にさして所属を示すために用いられた。後北条氏の場合、四方旗は縦六尺五寸、横四尺二寸の赤旗であったとされる（武州文書）。また、歩兵火砲・歩弓侍は、一丈二尺柄の「しなる」（撃）を用いたとされる。この撃旗は史料中に「しない」（志なべ）ともあり、横手を入れずに堅棒のみ、風にならねた幟の指物である。さらには、史料中には「就中、鉄炮衆・歩弓衆、各様の小旗にて召還れべく候、歩小旗」これなき衆は、いよいよ無人數に見へ候間、この用意また肝要に候（井田文書）とあり、軍役中に占める旗類の重大さが知られる。一方では、著到文の中で

「指物、さほ（棹）にまき候事、堅く致すまじく事、はつす度にかわこ（革籠）へ入れべく」（山口文書）とも下知しており、かなり厳しく管理されていたことが判明する。

騎馬 軍事の中核をなすものは、「馬上」と呼ばれる六〇騎あまりの騎馬武者で、著到軍役の一〇%を占めていた。馬上中、約一五騎ほどが馬鎧を着用しており、これが将校級の武者であったものと推測される。馬鎧とは、軍馬に着せる鎧のことである。

著到状の末尾に記された騎歩侍は、「少給の衆」として便宜的に歩兵に記すとあり、さらに「ト馬をもって走るべく、心繕りなすべく」と督勵している。北条氏領内の史料中にも、同様に「六人の歩（徒步）の者どもも、早々と馬をもとめ、馬上乗にまかりなるべく」との文言が認められる。これらによって、騎馬武者の確保・充実が、軍團強化のための最大の課題であったことが知られる。

井田領内における軍馬の生産状況は不明であるが、永禄十二年（一五六九）と確定される千葉胤昌書状（史料8）には、「氏城、今三鷹に陣張り（中略）納馬すべく候」とあり、井田平三郎（胤健）が軍馬を納めるために三鷹の陣中まで赴いている。また、北条氏政書状（史料28）にも「馬一疋駆到来、自愛せしめ候」との文言が認められ、井田氏と馬牧（野馬管理）との関連が推測される。参考までに、『東金記録』によると、戦国末期の酒井領では「幕下の諸士の農業をしたる由、馬は野馬をつれ来る故、騎馬は多き由なり」との状況であったとされる。

鐵炮 すでに触れたことと、戦国時代の鐵炮は、竹火薬を用いた前装銃であり、背中にさして所屬を示すために用いられた。後北条氏の場合、四方旗は縦六尺五寸、横四尺二寸の赤旗であったとされる（武州文書）。また、歩兵火砲・歩弓侍は、一丈二尺柄の「しなる」（撃）を用いたとされる。この撃旗は史料中に「しない」（志なべ）ともあり、横手を入れずに堅棒のみ、風にならねた幟の指物である。さらには、史料中には「就中、鉄炮衆・歩弓衆、各様の小旗にて召還れべく候、歩小旗」これなき衆は、いよいよ無人數に見へ候間、この用意また肝要に候（井田文書）とあり、軍役中に占める旗類の重大さが知られる。一方では、著到文の中で

ている。

戦国末期、東土蔵の領主たちは、鉄炮の確保に苦心したらしく、領内に対する「鉄炮停止」を徹底している。天正八年（一五八〇）十一月、佐倉城主の千葉邦満は、家臣の井田氏に対して、「其地近辺において鉄炮停止の由、御心得もつともに候、この上未熟なく、なお堅く相留め申すべく」（史料12）との印判状を発給している。さらに、同十七年（一五八九）十月には、北条氏政から「其方の領分において、鉄炮をもって鳥を射つこと、停止たるべく」（史料13）との定書を受けている。これらの禁令は、井田領内における火薬の浪費・消耗を禁じたもので、まさに量的制限からくる「鉄炮停止」と考えられ、そのまま戦国開拓の領主層の実態を示すものと理解される。

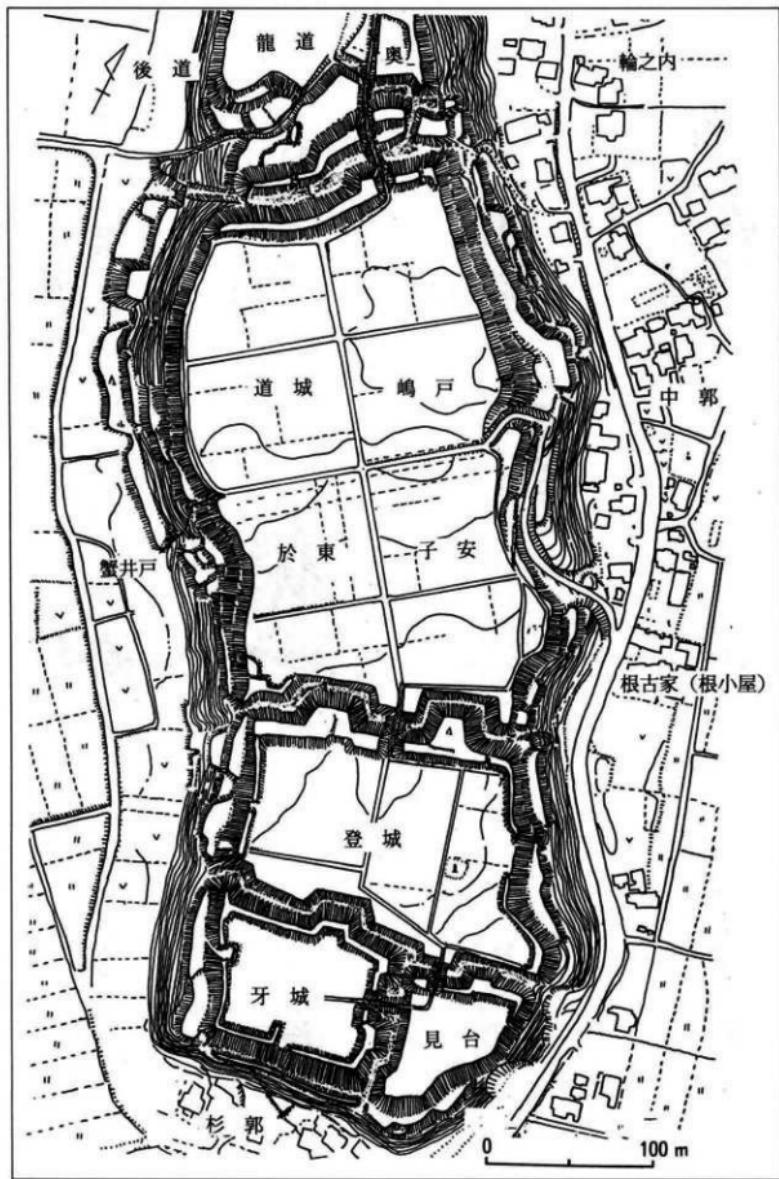
坂田城跡抄録

- | | |
|---------------|--|
| 1. 所 在 地 | 千葉県山武郡横芝町坂田字登城610番地外（通称・城山） |
| 2. 別 称 | 市場城 |
| 3. 初 見 の 年 代 | 弘治元年（1555）・推定 |
| 4. 史 料 の 時 代 | 戦国時代末期（1500—1590年代） |
| 5. 造 構 の 年 代 | 15世紀末～16世紀 |
| 6. 廃 城 の 年 代 | 天正18年（1590）5月下旬 |
| 7. 築 城 の 主 体 | 千葉氏（庶流三谷氏）・井田氏 |
| 8. 形 式 | 丘城（半島状台地占地） |
| 9. 造 構 | 空堀・土塁・櫓台・腰曲輪・井戸跡 |
| 10. 城 域 | 600m×200m（推定） |
| 11. 標 高 | 約35m（比高25m） |
| 12. 文 献 ・ 史 料 | 『總州山室譜伝記』（芝山町史編纂室）
『神保本井田文書』（千葉県公文書館）
『楓軒文書纂・井田文書』（内閣文庫所蔵） |

図

版

編



坂田城跡概念図（原図：三島 正之・1987）



4



3



2



1



8



7



6



5



12



11



10



9



16



15



14



13



20



19



18

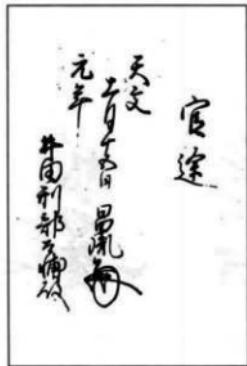


17

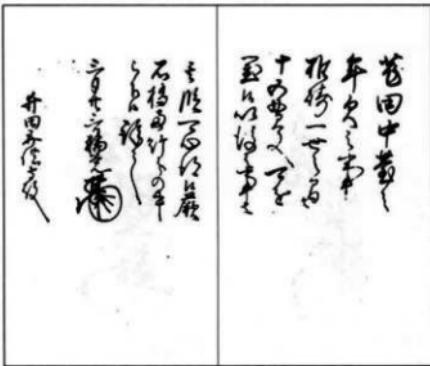
井田文書花押影

<撮軒文書摹本井田文書写>

- | | |
|-------------------|------------|
| 1 足利 義明 | 11 千葉 昌胤 |
| 2 足利 基頼 | 12 千葉 親胤 |
| 3 足利 晴氏 | 13 千葉 鹰富 |
| 4 北条 氏政 <a> | 14 遠山 直景 |
| 5 北条 氏政 | 15 原 鹰清 |
| 6 北条 氏政 <c> | 16 高城 鹰辰 |
| 7 千葉 勝胤 | 17 牛尾 鹰仲 |
| 8 千葉 勝胤 <法号: 輪覚> | 18 三谷 鹰重 |
| 9 椎崎 勝信 | 19 桧垣 秀定 |
| 10 椎崎 勝信 <法号: 常真> | 20 朝久<姓未詳> |



* 千葉昌胤官達状写<史料3>



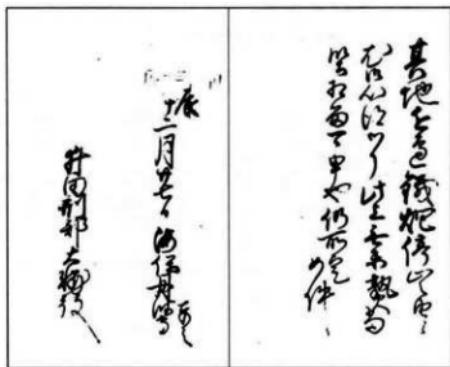
* 千葉勝胤書状写<史料2>



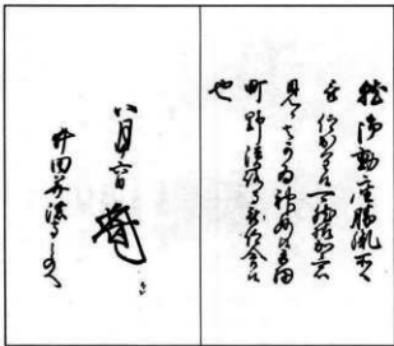
* 千葉胤胤官達状写<史料8>



* 千葉胤胤受領状写<史料5>



* 千葉邦胤印判状写<史料12>



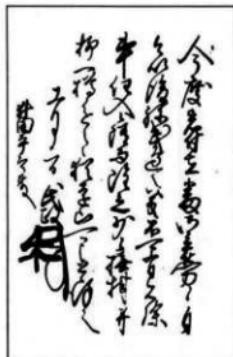
*足利基頼判物写<史料14>



*足利義明判物写<史料13>



*足利晴氏感状写<史料15>



*北条氏政書状写<史料32>



*北条氏政軍役割付写<部分/史料18>



*牛尾重仲書写<史料36>



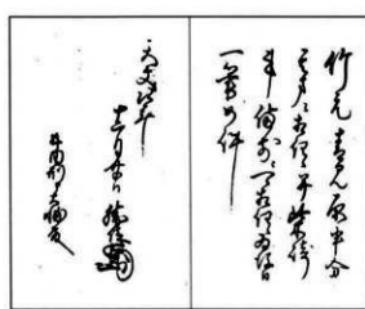
*北条氏載書状写<史料37>



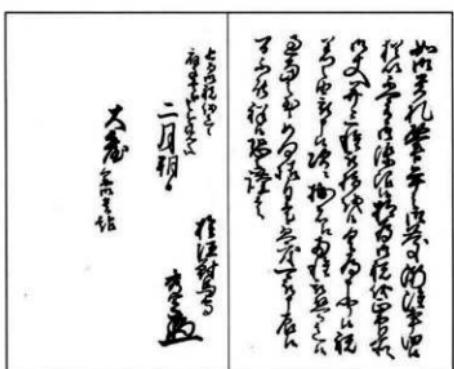
*牛尾重仲書状写<史料39>



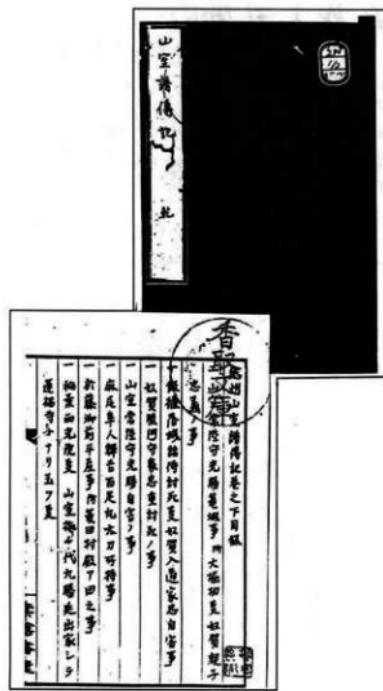
*北条氏載書状写<史料41>



*北条氏載書状写<史料41>



*北条氏載書状写<史料41>



『山室譜伝記』乾／坤／2分冊

*香取神宮所藏写本<香取文庫/史料63>

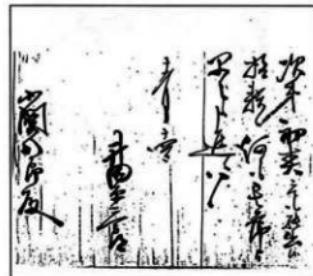


『山室譜伝記』全

* 東京大学史料編纂所所藏写本<史料63>

香取本「譜伝記」奥書*

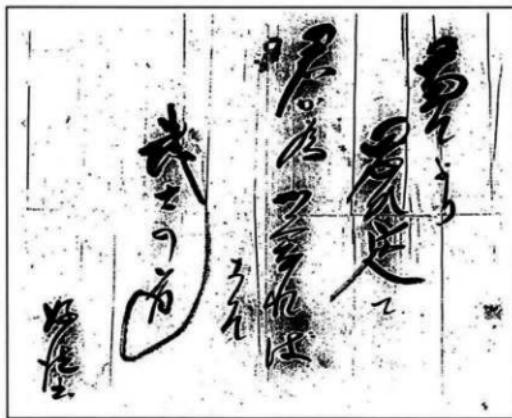
于時嘉慶六年丙子十一月廿二日述之
行方利郎朝臣自久一代筆
行方大吉尙門光康正
行方大吉尙門光康正
行方大吉尙門光康正



* 井田好徳書状 <史料68>



* 伝・徳川齊昭判物 <史料67>



* 井田好徳書状 <史料69>

坂田城跡総合調査報告書

上 総 井 田 文 書

編 集・坂田城跡総合調査団
発 行・横之町教育委員会

千葉県山武郡横芝町横芝六三六

TEL ○四七九一八二一一二一

発行年月日 平成八年三月三十一日

印 刷・㈱エリート印刷

千葉県千葉市中央区市場町六一八